令 和 ５ 年 ６ 月

酒 の し お り

国 税 庁 課 税 部
酒税課･輸出促進室

目　　次

○　酒レポート　…… 1
○　酒類行政の基本的方向性　…… 12

〔酒　税　収　入〕
1　国税収入の累年比較　…… 13
2　酒税収入の累年比較　…… 14
付表　　我が国における酒税制度等の沿革（概要）　…… 15

〔酒 類 の 品 目〕
3　酒税法における酒類の分類及び定義　…… 16
4　酒類の製造工程図
⑴　清酒　…… 17
⑵　連続式蒸留焼酎・原料用アルコール　…… 18
⑶　単式蒸留焼酎　…… 19
⑷　単式蒸留焼酎（泡盛）　…… 20
⑸　ビール　…… 21
⑹　ワイン　…… 22
⑺　ウイスキー　…… 23

〔酒 税 の 税 率〕
5　酒税率一覧表（令和５年10月１日～令和８年９月30日）　…… 24
酒税率一覧表（令和２年10月１日～令和５年９月30日）　…… 25
付表１　主要酒類の酒税等負担率表　…… 26
付表２　酒税等の負担率の推移　…… 26

〔製　成　数　量〕
6　酒類製成数量の推移　…… 27
付表１　酒類製成数量の推移表　…… 28
付表２　特定名称の清酒のタイプ別製成数量の推移表　…… 29

〔課税数量及び課税額〕
7　酒類課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計）　…… 30
付表　　酒類課税数量の推移表（国税局分及び税関分の合計）　…… 31
8　酒類課税数量の推移（国税局分）　…… 32
付表１　酒類課税数量の推移表（国税局分）　…… 33
付表２　特定名称の清酒のタイプ別課税数量の推移表（国税局分）　…… 34

9　酒類課税数量の推移（税関分）　…… 36
付表１　酒類課税数量の推移表（税関分）　…… 37
付表２　国内製造品・輸入品別課税数量及び輸入割合の推移　…… 38
10　酒税課税額の推移（国税局分及び税関分の合計）　…… 39
付表　　酒税課税額の推移表（国税局分及び税関分の合計）　…… 40
11　酒税課税額の推移（国税局分）　…… 41
付表　　酒税課税額の推移表（国税局分）　…… 42

〔販売（消費）数量〕
12　酒類販売（消費）数量の推移　…… 43
付表　　酒類販売（消費）数量の推移表　…… 44
13　令和３年度成人１人当たりの酒類販売（消費）数量表（都道府県別）　…… 45

〔免　許　場　数〕
14　酒類等製造免許場数の推移　…… 46
付表１　地ビール製造免許場（者）数の推移　…… 47
付表２　果実酒製造免許場（者）数の推移　（特定酒類（果実酒））　…… 47
付表３　濁酒製造免許場（者）数の推移　（特定酒類（その他の醸造酒））　…… 47
付表４　果実酒製造免許場（者）数の推移　（特産酒類（果実酒））　…… 48
付表５　リキュール製造免許場（者）数の推移　（特産酒類（リキュール））　…… 48
付表６　単式蒸留焼酎製造免許場（者）数の推移　（特産酒類（単式蒸留焼酎））　…… 48
付表７　原料用アルコール製造免許場（者）数の推移　（特産酒類（原料用アルコール））　… 49
付表８　清酒製造体験特区件数の推移…… 49
15　酒類販売業免許場数の推移　…… 50

〔酒類業者の概況〕
16　酒類事業者の概況　…… 51

〔酒 類 の 表 示〕
17　酒類の表示義務　…… 54
18　清酒の製法品質表示基準　…… 55
19　果実酒等の製法品質表示基準　…… 59
20　酒類における有機の表示基準　…… 61
21　酒類の地理的表示に関する表示基準　…… 64
22　二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準　…… 70
23　酒類の表示の基準における重要基準　…… 72

〔酒類容器のリサイクル〕
24　酒類容器等の３Ｒ（スリーアール）の推進　…… 73

〔20歳未満の者の飲酒防止〕

25　20歳未満の者の飲酒防止等に関する取組等　…… 75
26　未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱　…… 78
27　酒類自動販売機の設置状況　…… 82

〔アルコール健康障害対策〕

28　アルコール健康障害対策基本法の概要　…… 87

〔酒類販売管理者制度〕

29　酒類販売管理者制度　…… 89

〔公正取引の確保〕

30　酒類の公正な取引に関する基準　…… 91
31　酒類に関する公正な取引のための指針　…… 93
32　酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について …… 98
33　酒類の公正な取引に関する基準に基づき「指示」をした事例 …… 100
34　「基準」に違反するおそれがあるとして「厳重指導」を行った主な事例 …… 101

〔酒類業の振興〕

35　最近の日本産酒類の輸出動向について　…… 104
36　最近の清酒の輸出動向について　…… 104
37　各酒類の主な輸出先（2022年）　…… 105
38　主な輸出先の輸出金額（2022年）　…… 105
39　日本産酒類のブランド戦略検討会　…… 106
40　令和４年度第２次補正予算　日本産酒類海外展開支援事業費補助金　…… 106
41　令和５年度予算　新市場開拓支援事業費補助金　…… 107
42　販路開拓支援事業　…… 107
43　国際的プロモーション事業　…… 110
44　酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度　…… 111
45　日本産酒類輸出促進コンソーシアム　…… 111
46　日ＥＵ経済連携協定（ＥＰＡ）の概要　…… 112
47　日米貿易協定：酒類の合意概要　…… 113
48　日英ＥＰＡの概要　…… 113
49　ＲＣＥＰ：酒類の合意概要 …… 114
50　日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組 …… 114

〔技術支援に関する取組〕

51　国税庁による技術支援　…… 115
52　酒類総合研究所による技術支援　…… 116

〔放射性物質に対する酒類の安全性確保〕
53　放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について　…… 118

〔酒類業の活性化・経営革新支援〕
54　酒類業に対する活性化支援　…… 120

〔独立行政法人酒類総合研究所〕
55　独立行政法人酒類総合研究所の概要　…… 121

〔酒 類 業 組 合〕
56　酒類業組合等構成図表　…… 122

〔そ　の　他〕
57　国税庁の使命　…… 123

〔参　　考〕
○　国税局及び酒類指導官設置署等一覧表（令和４年７月10日現在）　…… 124
○　e-Tax利用可能手続一覧（申請・届出）酒税関係　…… 129
○　イメージデータで提出可能な手続一覧（申請・届出）酒税関係　…… 133

酒レポート　令和5年6月

はじめに

国税庁は、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の所管官庁として、国税庁の任務の一つである「酒類業の健全な発達」に向けて、様々な取組を行っています。

以下、酒類業界の状況や課題について、統計データ等を参照しながら説明するとともに、国税庁の取組を紹介します。

１　酒類業界を巡る状況

(1) 国内市場の状況

少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、国内市場は全体として縮小傾向にあります。【図１、２】

各酒類の課税数量の構成比率の推移を見ると、近年、その構成が大きく変化していることがわかります。【図３】

特に、ビールの課税数量が大きく減少していますが、これはビールから低価格の発泡酒やチューハイなどのリキュール（いわゆる「新ジャンル飲料」）等に消費が移行していることが一因と考えられます。

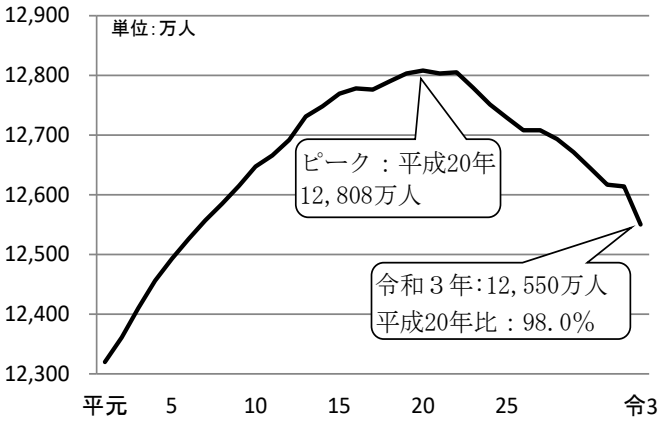
また、酒税の課税額は、平成６年度以降、減少傾向となっており、令和３年度は1.1兆円となっているものの、安定した租税収入として引き続き重要な役割を果たしています。【図４】

なお、令和３年度における酒税収入の内訳を見ると、３割超がビール（約3,862億円）であり、発泡酒（約803億円）や、チューハイ・新ジャンルが大部分を占めるリキュール（約2,481億円）を合わせると、これら低アルコール飲料が全体の約３分の２を占めています。【図５】

次に、個別の酒類について見ると、清酒の課税数量は、昭和48年度のピーク時（177万KL）から、令和３年度には３割以下の40万KLまで減少しています。【図６】

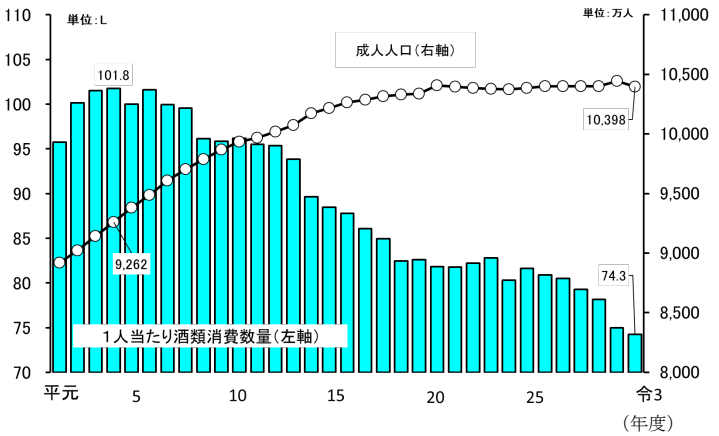
しかしながら、清酒の課税移出数量をタイプ別に見ると、普通酒は減少傾向にある一方、純米酒や純米吟醸酒は増加傾向にあり、

図１　人口の推移



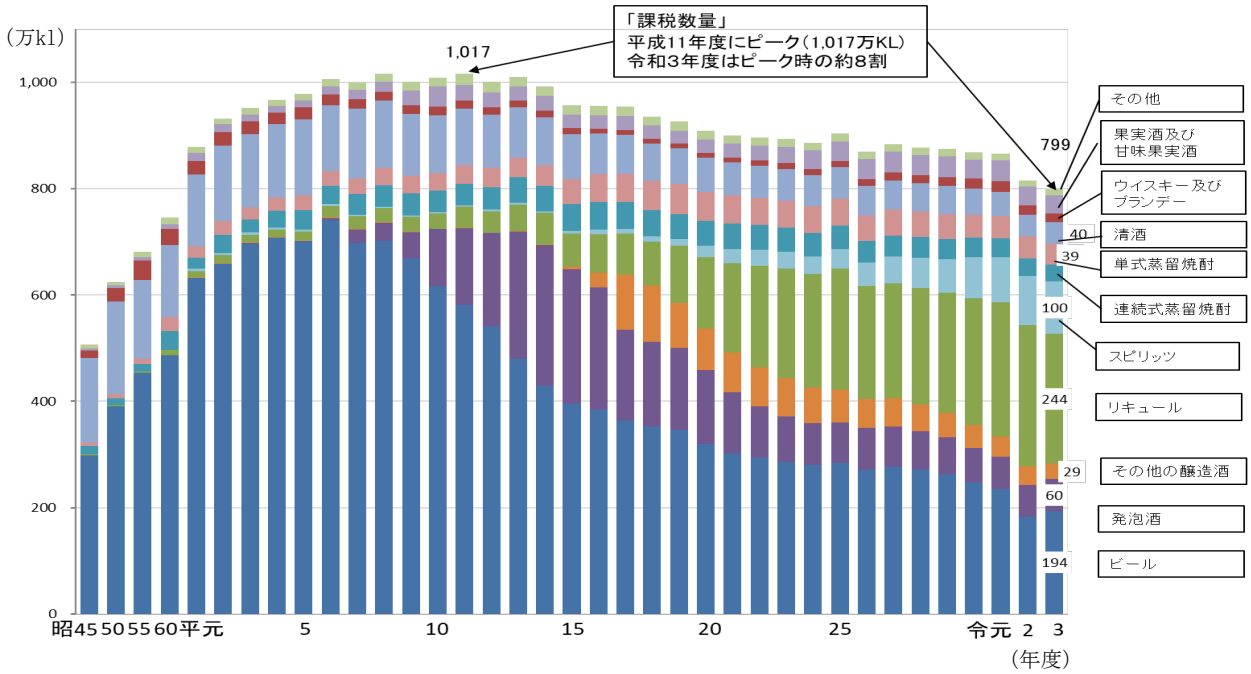
資料：国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）による。

図２　成人一人当たり酒類消費数量の推移



資料：成人人口は、国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）による。
（注）１人当たり酒類消費数量（左軸）に沖縄分は含まない。

図３　酒類課税数量の推移



資料：国税庁統計年報（以下の図表において、特記がない資料は国税庁統計年報による。）

（注）昭和60年以前は「その他」に「スピリッツ」が含まれている。

図４　酒類課税数量と課税額の推移

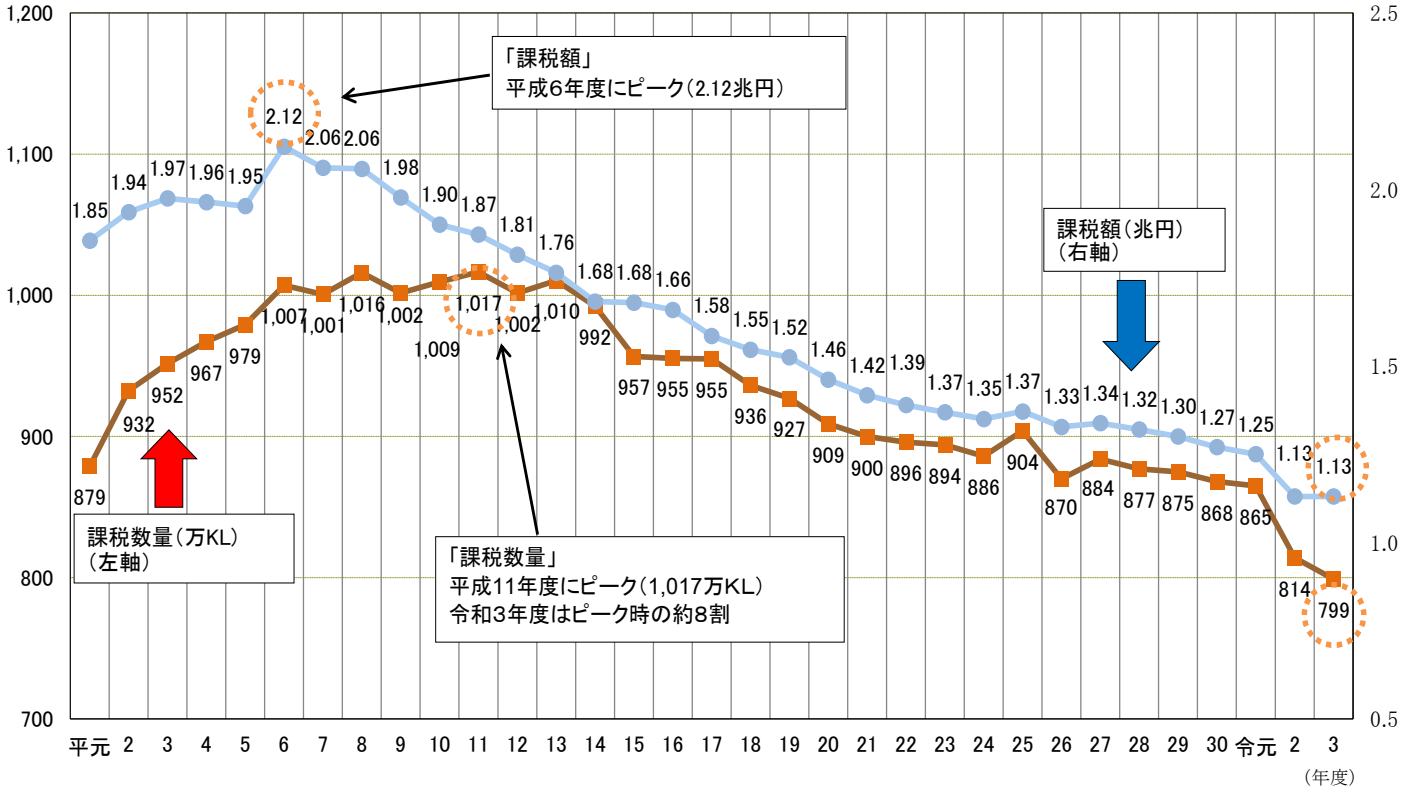
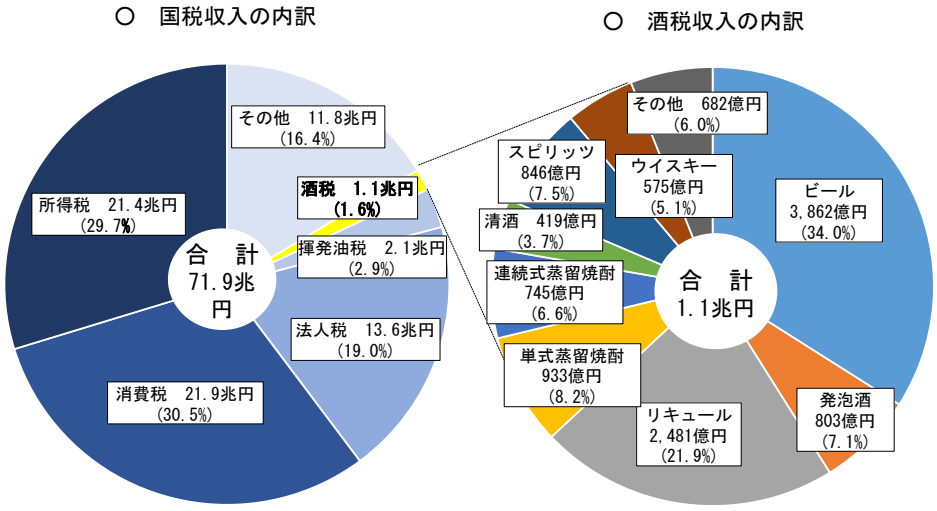


図５　酒税収入の状況



（注）　令和３年度決算額

（注）　課税事績の計数を集計

平成23酒造年度が8.5万KLであったのに対し、令和３酒造年度は9.9万KLと約17.2%増加しています。【図７】

また、清酒製造業の出荷金額の単価は増加傾向にあります。これは、より高付加価値の商品の需要の高まりを表すものと考えられます。【図８】

酒類業界の大半は中小企業ですが、商品の差別化や高付加価値化、海外展開等に取り組み、成長している事業者も少なくありません。最近では、異業種やスタートアップ、更には外国資本が我が国の酒類業界に参入する動きも見られます。

図６　清酒の課税数量の推移

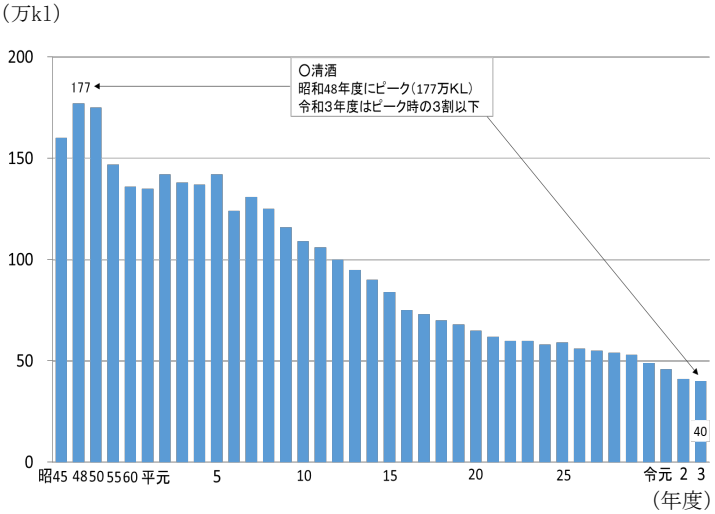
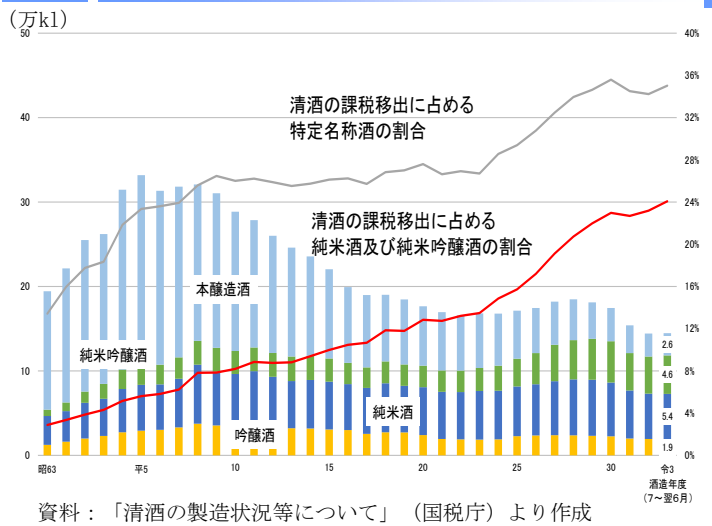
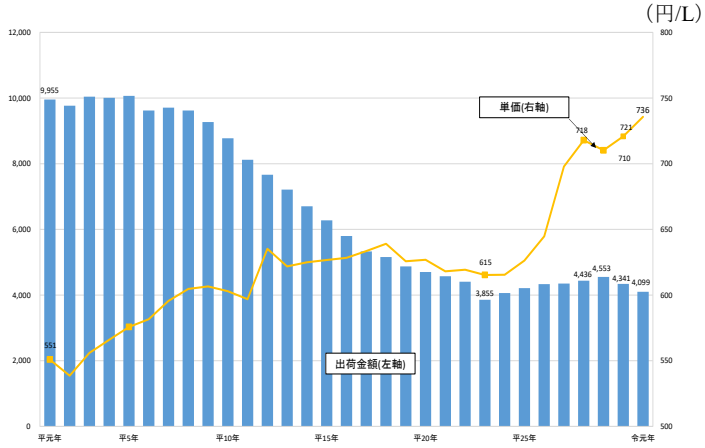


図７　特定名称酒の課税移出数量の推移



資料：「清酒の製造状況等について」（国税庁）より作成

図８　清酒製造業の出荷金額と単価の推移



資料：　経済産業省「工業統計表」より作成
（注）　従業員４人以上の事業所

(2) 日本産酒類の輸出の状況

日本産酒類の輸出については、清酒（日本酒）やウイスキー等の日本産酒類の国際的な評価の高まり等を背景に、年々増加傾向にあります。

令和４年の日本産酒類の輸出金額は、1,392億円（対前年比21.4%増）となり、初めて1,000億円を超えた令和３年に引き続き好調に推移しました。

輸出金額を品目別に見ると、ウイスキーが最も多く561億円（対前年比21.5%増）、次いで清酒が475億円（対前年比18.2%増）となりました。

また、輸出金額が上位の国・地域を見ると、中華人民共和国が395億円（対前年比23.2%増）、次いでアメリカ合衆国が268億円（対前年比12.5%増）、台湾が120億円（対前年比29.3%増）となりました。【図９】

(3) 酒類業免許の状況等

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性や習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品であるという特殊性に鑑み、その製造・販売に免許制を採用しています。

① 酒類製造免許の状況

酒類を製造するには、酒類の品目や製造する場所ごとに酒類製造免許を取得する必要があり、令和３年度の酒類製造免許場数（各酒類を通じたもの）は3,715場となっています。

酒類製造免許場数はこれまで減少傾向にありましたが、近年、果実酒（特に日本ワイン）の人気の高まり等から増加傾向に転じています。【図10①】

品目別に平成23年度と比べると、果実酒、ビールのほか、その他の品目の製造免許場数が増加しています。【図11】

その他の品目の製造免許場数が大きく増加している要因としては、構造改革特別区域法による最低製造数量基準の特例を受けた、その他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）やリキュール（特産品を原料としたもの）の酒類製造場が増加していることが挙げられます。

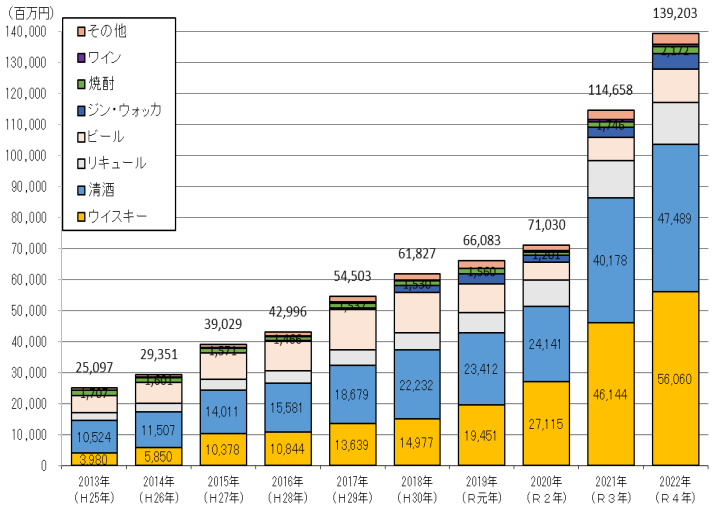
② 酒類販売業免許の状況

酒類の販売業を行うには販売場ごとに酒類販売業免許を取得する必要があります。酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分されており、令和３年度の酒類卸売業免許場数（全酒類）は4,865場、酒類小売業免許場数（全酒類）は167,587場となっています。【図10②、③】

また、平成10年から酒類小売業免許場数（全酒類）の需給調整要件を段階的に緩和した結果、平成19年度まで酒類小売業免許場数（全酒類）は増加していましたが、近年は減少傾向にあります。

なお、この需給調整要件の緩和により、スーパーマーケットやコンビニエンスストアに加え、ホームセンターやドラッグストアの酒類小売業への参入が進みました。この結果、一般酒類小売業免許場の業態別構成比において、これらの業態の比率が増加する一方で、昔ながらの一般酒販店の比率が大きく減少するなど、酒類小売業界の構造は大きく変化しています。【図12】

図９　最近の日本産酒類の輸出動向



○品目別輸出金額
（ 単位：百万円、％）

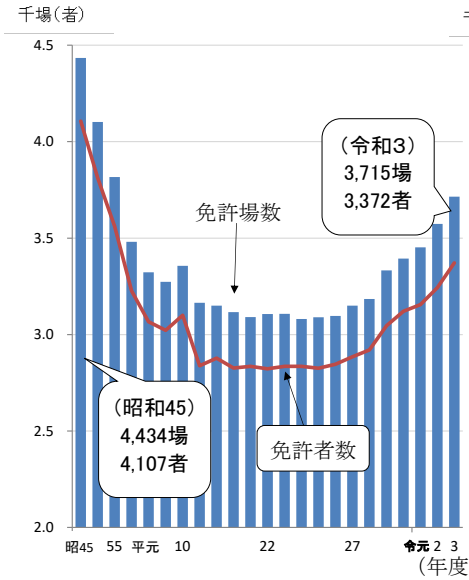
品　目	2022年	対前年増減率
ウイスキー	56,060	＋21.5%
清酒	47,489	＋18.2%
リキュール	13,610	＋12.8%
ビール	10,746	＋46.0%
ジン・ウォッカ	4,970	＋46.5%
焼酎	2,172	＋24.4%
ワイン	686	▲0.1%
その他	3,470	＋12.6%
合計	139,203	＋21.4%

資料：財務省貿易統計

○輸出金額上位10か国・地域
（ 単位：百万円、％）

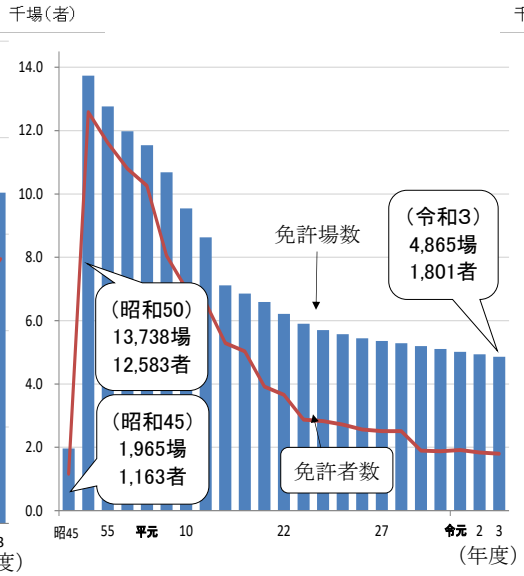
国・地域	2022年	対前年増減率
中華人民共和国	39,465	＋23.2%
アメリカ合衆国	26,780	＋12.5%
台湾	12,029	＋29.3%
香港	11,593	▲21.4%
シンガポール	8,237	＋62.6%
フランス	6,185	＋7.6%
オーストラリア	5,619	＋34.0%
大韓民国	5,576	＋101.8%
オランダ	4,203	＋8.4%
カナダ	2,505	＋68.6%
（参考）EU・英国	15,619	＋22.3%

図10①　酒類製造業者数等の推移



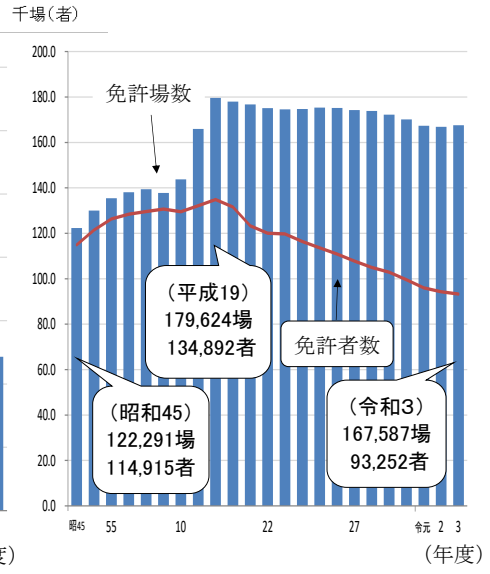
（注）各酒類を通じたものを掲げた。

図10②　酒類卸売業者数等の推移



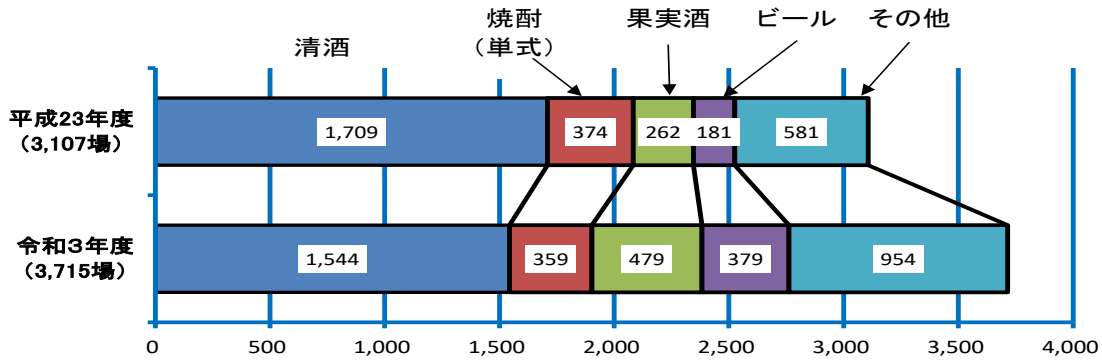
（注）販売できる酒類の範囲が全酒類のものを掲げた。

図10③　酒類小売業者数等の推移



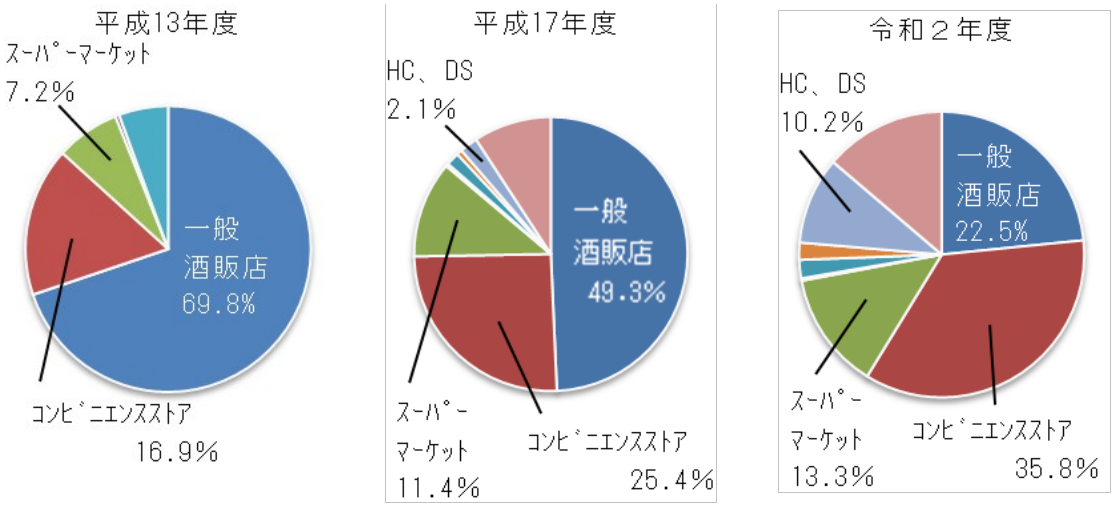
（注）販売できる酒類の範囲が全酒類のものを掲げた。

図11　酒類製造業の現状（製造免許場数の比較）



（注）複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い酒類の品目で計上している。

図12　酒類小売業免許場の業態別構成比



資料：平成13年度及び17年度は酒類小売業者経営実態調査による。令和２年度は酒類小売業者の概況による。

注釈：ＨＣ（ホームセンター）、ＤＳ（ドラッグストア）

２　酒類業界の主な課題と国税庁の取組

こうした状況の中、酒類事業者の関係法令等に対するコンプライアンスの確保を図りつつ、酒類市場や需要の拡大、酒類業の健全な発達に向けた酒類産業振興への取組を進めて行く必要があります。

特に、伸びしろが大きい海外市場への輸出促進を中心とした振興策の強化はこれまで以上に重要であり、主に以下の(1)～(4)の取組を行うこととしています。

(1) コンプライアンスの確保等

①　免許事務

前述の酒類小売業界の構造の変化や近年の果実酒やビールなどの製造免許場数の増加を受け、新規免許者等のコンプライアンスの維持・向上を図っていく必要があります。

このため、国税庁としては、酒類の製造や販売業の免許事務について、手続の簡素化等を着実に進める一方、新規免許者に対する接触機会を増やしたり、長期間休造又は休業している酒類製造場や酒類販売場については、的確な実態把握等に努め、免許の取消処分を行うこととしています。

②　酒類の公正な取引環境の整備

酒類は、酒税の確保やその取引の安定を図る観点から、酒税の転嫁のみならず、利益が確保できる適正な価格で公正な取引が行われる環境を整備していく必要があります。

このため、国税庁としては、酒類事業者に対し、「酒類の公正な取引に関する基準」等を周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類事業者の自主的な取組を促しています。

また、酒類の公正な取引を確保するため、これまでの調査・指導の状況も踏まえ、酒類に関する公正な取引の在り方に照らして問題があると疑われ、かつ、市場に影響を与える取引を行っていると認められる酒類事業者を重点的に選定し、深度ある取引状況等実態調査を実施することとしています。

③　20歳未満の者の飲酒防止対策

酒類は致酔性や習慣性を有する飲料であり、2010年にはＷＨＯにおいて、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」が採択されています。このため、酒類の販売・管理の在り方に関しては、その特殊性に起因する課題に適切に対応することが必要です。

これらの課題のうち、20歳未満の者の飲酒防止に関しては、国税庁において、啓発ポスターやパンフレットを作成するほか、毎年４月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁・業界団体と連携した啓発活動を行っています。

また、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の制定や、酒類販売管理研修等を通じて、酒類の適正な販売管理を行うよう酒類業者等へ指導するとともに、関係省庁と連名で酒類販売時の年齢確認の徹底を要請しています。

④　アルコール健康障害対策等の推進

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透している一方、過度な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。また、アルコール健康障害は、本人の健康の問題だけでなく、その家族に深刻な影響を与え、社会問題を生じさせるおそれもあります。

このため、国税庁としては、アルコール健康障害対策基本法（平成26年６月施行）に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」（第２期：2021年４月～2026年３月）等を踏まえ、関係省庁・酒類業団体とも連携・協力しながら、アルコール健康障害の発生防止等に向けた取組を推進しています。

⑤　資源リサイクル等の推進

食料品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等を通じた循環型社会を構築していく必要があります。

このため、国税庁としては、酒類業団体等を通じて、酒類容器のリサイクル等の取組が一層推進されるよう周知・啓発を行うとともに、毎年10月を「３Ｒ推進月間」と定め、関係省庁と連携した啓発活動を行っています。

また、ビール業界では、「地球温暖化対策計画」（令和３年10月22日閣議決定）に基づき策定した低炭素社会実行計画に取り組んでおり、国税審議会酒類分科会において、これらの取組を評価・検証しています。

⑥　適正な表示の確保

酒類の容器や包装には、酒税の保全の観点から、当該酒類の品目等の所定の事項について表示義務が課されています。

また、酒類の円滑な取引や消費者利益の観点から、法令に基づき、酒類の製造や品質等の表示基準を告示として定めています。

表示基準のうち、「清酒の製法品質表示基準」や「酒類における有機表示基準」については、国内外の消費者にとっての分かりやすさや、日本産酒類のブランド価値向上、日本産酒類の輸出環境整備の観点から、令和４年度に見直しを行いました。

このほか、食品を摂取する際の安全性の確保等の観点から、平成27年４月に食品表示基準が定められ、令和２年４月から、酒類の容器や包装についても食品表示基準に基づく表示が適用されています。また、令和４年４月からは、国内で

製造された酒類を含む全ての加工食品（輸入品を除く。）について、原料原産地表示が義務化されています。

国税庁としては、これらの酒類の表示ルールが遵守されるよう、調査・指導等を行っていくこととしています。

(2) 海外市場の開拓（輸出促進）

日本産酒類の輸出金額については、前述のとおり着実に増加しているものの、世界の酒類マーケット全体から見れば、いまだその金額は0.1%程度にとどまっています。

また、政府として、農林水産物・食品の輸出金額を「2025年までに２兆円、2030年までに５兆円」という目標を掲げており、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の３品目を輸出重点品目に位置付けています。

このため、日本産酒類の販路拡大や認知度向上等を通じた海外市場の一層の開拓は、酒類業の更なる発展のために必要不可欠な取組です。

例えば、海外の流通市場においては、地場の流通大手が圧倒的な市場シェアを占めているケースがあり、これらの流通大手と取引を行い、継続することが販路拡大において重要です。

また、商品の選定や開発、その提供方法について、現地の消費者の嗜好やニーズをより一層踏まえていく（マーケットインの発想）必要があります。

さらに、輸出先国によっては、酒類に高い関税が課されていたり、容器の容量に規制が設けられているケースがあります。このため、諸外国との国際交渉を通じて、引き続き、これらの課題を解決する必要があります。

国税庁としては、このような状況や、「日本産酒類のブランド戦略検討会　第１次とりまとめ」（令和４年６月）を踏まえ、以下の取組を行っていくこととしています。

①　販路開拓支援

日本産酒類の販路を一層拡大するため、海外の大規模展示会で日本産酒類を出展しています。また、現地に酒類輸出コーディネーターを配置し、現地における日本産酒類の新規取扱事業者の発掘や、発掘した事業者と国内酒類製造業者等との商談会を実施しています。

また、海外販路拡大に関する酒類事業者の主体的な取組を補助金（海外展開・酒蔵ツーリズム補助金）により支援しています。

国内においては、輸出に意欲的に取り組もうとする酒類製造事業者等と輸出商社・酒類卸売業者等による「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を組織し、ビジネスマッチングを図り、国内酒類製造事業者等が国内取引と同様の手順により輸出に取り組める環境を構築し、これまで輸出を行っていなかった国内酒類製造事業者等による新たな輸出を創出することとしています。

②　認知度向上

○　海外における認知度向上

国際的なイベントの機会を通じた周知や、日本文化の総合発信拠点であるジャパンハウスにおけるプロモーション、海外の酒類専門家の酒蔵への招へい等を通じて、海外における認知度向上に取り組むこととしています。

○　酒蔵ツーリズムの推進

酒蔵ツーリズムの取組は、インバウ

ンド需要の取り込みのみならず、日本産酒類の認知度向上にも寄与します。このため、酒蔵自体の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプランの企画に向けた取組を行う酒類事業者を補助金（海外展開・酒蔵ツーリズム補助金【再掲】）により支援しています。

③　補助金による商品の高付加価値化・差別化の支援

○　商品の高付加価値化

日本産酒類の輸出拡大には、商品等の高付加価値化の取組が重要です。このため、酒類事業者による日本産酒類の高付加価値化に向けた取組を補助金（海外展開・酒蔵ツーリズム補助金【再掲】）により支援しています。

○　商品の差別化等

酒類の国内市場が縮小傾向にある中で、酒類事業者には、従来型の商品の開発・製造・販売等の方法にとらわれず、新たな商品の開発、販売手法やサービスを創造し、新たな市場の開拓等に取り組んでいくことが求められています。

このため、国内外の新市場開拓のため、新商品の開発や販売手法の多様化等の意欲的な取組を補助金（フロンティア補助金）により支援しています。

④　地理的表示制度等の活用

地理的表示（ＧＩ）制度は、酒類の地域ブランド化、国内外における当該酒類の認知度向上を図る上で、有用なツールとなります。このため、新規ＧＩの指定や既存ＧＩのブラッシュアップに向けた取組や、消費者向けのシンポジウムの開催等を通じて、ＧＩの普及・活用を推進しています。

⑤　輸出促進法に基づく品目団体の認定

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（輸出促進法）が、令和４年５月に改正され、オールジャパンで輸出に取り組む輸出重点品目の業界団体を「認定品目団体」として認定する制度が創設されました。

この制度に基づき、令和４年12月に、日本酒造組合中央会を清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛の品目団体として認定しました。

⑥　関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

日本産酒類の輸出拡大や貿易障壁の解消を目指し、ＷＴＯ、経済連携協定（ＥＰＡ）、地域的な包括的経済連携協定（ＲＣＥＰ）等の枠組による国際交渉のほか、酒類のラベル表示や添加物等の規格（Ｃｏｄｅｘ）、有機酒類の同等性に関する国際交渉について、酒類業界や関係省庁と連携しつつ、着実に進展させていきます。

(3) 技術の活用と人材の確保等

酒類業従事者の高年化や、なり手不足が進む中、特に、酒類製造業者においては、杜氏等の専門家が有する技術やノウハウの継承が課題となっています。

このため、生産体制の見直しなどを通じて、人材の確保・育成や働きやすい環境の整備、事業承継等の課題に取り組む必要があります。また、醸造技術をはじめとする日本酒等の文化的価値の保存に努めることにより、日本の伝統的な酒造りの技術について、その円滑な継承や更なる開発・活用を進める必要があります。

これに対し、国税庁としては、補助金による支援のほか、以下の取組を推進していくこととしています。

①　酒類総合研究所や国税局鑑定官室による技術支援等

酒類総合研究所は、酒類業振興の技術基盤を担う機関であり、

- 酒類製造の技術基盤強化のための各種醸造微生物や原料の特性把握
- 新たな価値の創造に資する研究といった日本産酒類のブランド価値向上のための研究（例：清酒の長期熟成の影響解明、日本産蒸留酒の特徴解明等）

といった取組を積極的に推進しています。

また、酒類に関するナショナルセンターとして、外部団体の行うイベントに参加するアウトリーチ活動や、オープンサイエンスを推進し、産業界・大学・公設試験研究機関等と連携した取組を実施するとともに、各国税局鑑定官室と密接に連携しながら、醸造技術等の普及を図っています。

②　日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の推進

文化庁や「日本の伝統的な酒造り技術の保存会」等と連携して、日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」技術の保護・継承、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を実施しています。

「伝統的酒造り」は令和６年11月にユネスコにおける審議が見込まれており、登録の実現に向けて、ＡＬＴや留学生等の在留外国人向けの酒蔵見学会（酒蔵ツーリズムの一環）を開催するなど、機運醸成のための取組を進めていきます。

(4) 中小企業支援

酒類事業者は、中小企業がその多くを占めているものの、歴史的・文化的に地域社会とのつながりが深く、地域の中核的な存在として地域経済やコミュニティの活性化等において重要な役割を果たしています。

また、酒類や酒類事業者は、経済・観光資源として地方創生の観点から有望なコンテンツであり、酒類業界にとどまらず、地域社会全体の活性化や構造改革をなし得る可能性を有しています。

このため、国税庁としては、以下の取組を行っていくこととしています。

①　業界団体等との連携

日本酒造組合中央会が実施する清酒製造業近代化事業をはじめ、各業界団体の実施する取組と連携しながら、酒類事業者のニーズを踏まえた効果的な支援を実施します。

なお、支援に当たっては、官民の適切な役割分担に留意し、より効率的な支援に努めます。

また、関係省庁・機関、地方自治体等と連携しながら、政府の中小企業向け施策（相談窓口・補助金・税制・融資等）について、酒類事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組みます。特に、酒類事業者は、地域経済や社会との繋がりが密接であることから、地方自治体等と連携した効果的な支援を検討・推進します。

②　承認酒類製造者に対する酒税軽減制度の円滑な実施に向けた対応

令和５年度税制改正において、租税特別措置法第87条が改正され、令和６年４

月１日より、中小の酒類製造者のうち承認酒類製造者に対し酒税軽減制度が適用されます。

適用開始日から新制度の適用を受けるため、酒類製造者は、令和５年12月31日までに事業計画書を作成し、税務署長に申請する必要があります。このため、酒類製造者からの相談等に適切に対応することとしています。

③　酒類業組合の監督

酒類業組合の業務や会計が法令等に違反している場合や、運営が著しく適正性を欠いている場合には、改善措置を講ずるよう助言・指導するなど、酒類業組合の監督を行っています。

Japan.
“Kampai”
to the world.

酒類行政の基本的方向性　～主に産業振興の観点から～（概要）

【国税庁の使命】「酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収」「酒類業の健全な発達」

酒類業界の現状

国内市場の状況	国内市場は、中長期的に縮小。他方で、清酒の出荷金額単価上昇がみられるなど、高付加価値化の動きも。
酒類輸出の状況	品目別にはウイスキーや清酒、国・地域別には中国やアメリカが輸出を牽引。

酒類業界の主な課題と国税庁の取組

課題	酒類業の振興				コンプライアンスの確保	
	商品の差別化・高付加価値化等	海外市場の開拓（輸出促進）	技術の活用と人材の確保等	中小企業支援	免許制度等の適切な執行	公正な取引環境の整備等
国税庁の取組	➢ ブランド化推進事業 ➢ 酒類業構造転換支援事業（新商品・サービスの開発） ➢ 地理的表示（GI）制度の活用 ➢ 表示基準の周知・見直し等	➢ 輸出拡大実行戦略の推進 ➢ 酒蔵ツーリズムの推進 ➢ 日本産酒類輸出促進コンソーシアム ➢ 展示会出展、バイヤー招へい、商談会 ➢ 国際交渉	➢ 酒類業構造転換支援事業（ICT技術の活用） ➢ 日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の推進 ➢ 酒類総合研究所による技術支援	➢ 業界団体との連携 ➢ 中小企業向け施策の情報提供（関係省庁・機関、地方自治体等との連携） ➢ 技術相談等の技術支援	➢ 酒類の製造及び販売業免許の審査等 ➢ 酒類製造場・販売場の実態把握 ➢ 酒類業組合の監督 ➢ 適正な表示、品質・安全性の確保	➢ 酒類の取引状況等実態調査 ➢「酒類の公正な取引に関する基準」の見直し ➢ アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）の推進 ➢ 20歳未満の者等の飲酒防止対策

1　国税収入の累年比較

区　分	25		26		27		28		29		30		令和元		2		3		4	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
直接税	311,380	60.8	328,821	56.8	335,704	56.0	328,528	55.7	360,744	57.8	377,358	58.8	353,168	56.8	362,085	55.8	419,902	58.4	430,326	58.6
所得税	155,308	30.3	167,902	29.0	178,071	29.7	176,111	29.9	188,816	30.3	199,006	31.0	191,707	30.8	191,898	29.6	213,822	29.7	220,190	30.0
（内源泉分）	127,592	24.9	140,267	24.2	147,732	24.6	144,860	24.6	156,271	25.1	165,650	25.8	159,375	25.6	159,976	24.6	175,332	24.4	184,950	25.2
（内申告分）	27,717	5.4	27,635	4.8	30,340	5.1	31,251	5.3	32,544	5.2	33,356	5.2	32,332	5.2	31,922	4.9	38,490	5.4	35,240	4.8
法人税	104,937	20.5	110,316	19.1	108,274	18.1	103,289	17.5	119,953	19.2	123,180	19.2	107,971	17.4	112,346	17.3	136,428	19.0	137,870	18.8
相続税	15,743	3.1	18,829	3.3	19,684	3.3	21,314	3.6	22,920	3.7	23,333	3.6	23,005	3.7	23,145	3.6	27,702	3.9	28,390	3.9
特別会計分	35,391	6.9	31,774	5.5	29,674	4.9	27,814	4.7	29,056	4.7	31,839	5.0	30,485	4.9	34,695	5.3	41,949	5.8	43,876	6.0
間接税等	200,894	39.2	249,671	43.2	263,990	44.0	261,036	44.3	263,034	42.2	264,882	41.2	268,584	43.2	287,245	44.2	298,909	41.6	303,722	41.4
酒税	**13,709**	**2.7**	**13,276**	**2.3**	**13,380**	**2.2**	**13,195**	**2.2**	**13,041**	**2.1**	**12,751**	**2.0**	**12,473**	**2.0**	**11,336**	**1.7**	**11,321**	**1.6**	**11,280**	**1.5**
消費税	108,293	21.1	160,290	27.7	174,263	29.1	172,282	29.2	175,139	28.1	176,809	27.5	183,527	29.5	209,714	32.3	218,886	30.5	221,610	30.2
たばこ税	10,375	2.0	9,187	1.6	9,536	1.6	9,142	1.6	8,642	1.4	8,613	1.3	8,737	1.4	8,398	1.3	9,057	1.3	9,340	1.3
揮発油税	25,743	5.0	24,864	4.3	24,646	4.1	24,342	4.1	23,962	3.8	23,478	3.7	22,808	3.7	20,582	3.2	20,762	2.9	20,790	2.8
石油ガス税	103	0.0	97	0.0	92	0.0	87	0.0	82	0.0	76	0.0	68	0.0	46	0.0	48	0.0	50	0.0
航空機燃料税	522	0.1	521	0.1	513	0.1	514	0.1	522	0.1	527	0.1	508	0.1	85	0.0	303	0.0	340	0.0
石油石炭税	5,995	1.2	6,307	1.1	6,304	1.1	7,020	1.2	6,908	1.1	7,014	1.1	6,383	1.0	6,078	0.9	6,355	0.9	6,600	0.9
電源開発促進税	3,283	0.6	3,211	0.6	3,159	0.5	3,197	0.5	3,257	0.5	3,220	0.5	3,158	0.5	3,110	0.5	3,162	0.4	3,130	0.4
自動車重量税	3,814	0.7	3,728	0.6	3,849	0.6	3,915	0.7	3,778	0.6	3,944	0.6	3,881	0.6	3,985	0.6	3,876	0.5	3,850	0.5
関税	10,344	2.0	10,731	1.9	10,487	1.7	9,390	1.6	10,241	1.6	10,711	1.7	9,412	1.5	8,195	1.3	8,934	1.2	10,530	1.4
とん税	100	0.0	100	0.0	99	0.0	98	0.0	99	0.0	103	0.0	102	0.0	92	0.0	94	0.0	90	0.0
その他	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	69	0.0	444	0.1	10	0.0	19	0.0	90	0.0
印紙収入	11,261	2.2	10,350	1.8	10,495	1.8	10,791	1.8	10,515	1.7	10,729	1.7	10,232	1.6	9,195	1.4	9,608	1.3	9,440	1.3
特別会計分	7,353	1.4	7,011	1.2	7,165	1.2	7,063	1.2	6,848	1.1	6,838	1.1	6,851	1.1	6,419	1.0	6,483	0.9	6,582	0.9
合　計	512,274	100.0	578,492	100.0	599,694	100.0	589,564	100.0	623,803	100.0	642,241	100.0	621,752	100.0	649,330	100.0	718,811	100.0	734,048	100.0

（注）1　令和3年度までは決算額、令和4年度は補正後予算額である。
2　電源開発促進税については、平成19年度から一般会計に組み入れられた。
3　億円単位未満の値については四捨五入しているため、各項目の合計と合計欄の金額は一致しない。

２　酒税収入の累年比較

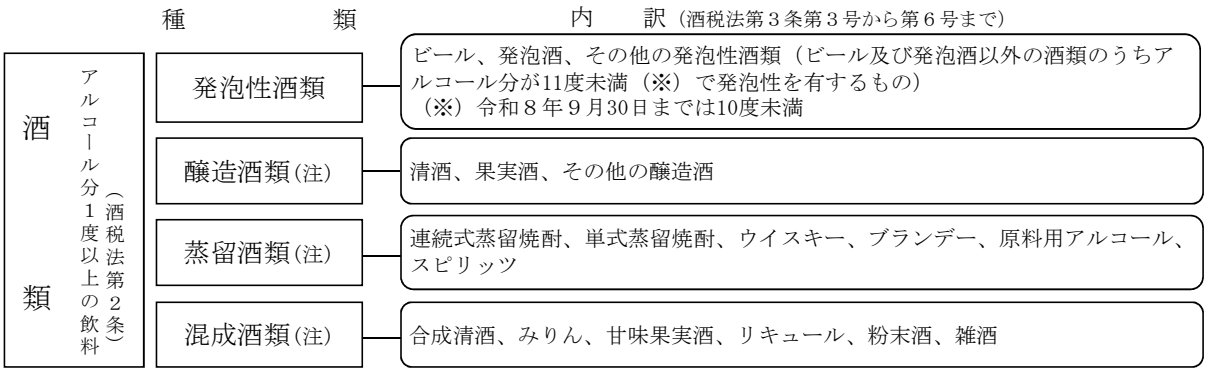
年度	国税収入		酒税収入			間接税
	総額	対前年比	収入額	対前年比	対国税収入	比率
	億円	%	億円	%	%	%
昭和55	283,688	113.7	14,243	97.5	5.0	28.9
60	391,502	106.5	19,315	103.8	4.9	27.2
61	428,510	109.5	19,725	102.1	4.6	26.9
62	478,068	111.6	20,815	105.5	4.4	26.7
63	521,938	109.2	22,021	105.8	4.2	26.8
平成元	571,361	109.5	17,861	81.1	3.1	25.8
2	627,798	109.9	19,350	108.3	3.1	26.3
3	632,110	100.7	19,742	102.0	3.1	26.7
4	573,964	90.8	19,610	99.3	3.4	29.3
5	571,142	99.5	19,524	99.6	3.4	30.6
6	540,007	94.5	21,127	108.2	3.9	33.4
7	549,630	101.8	20,610	97.6	3.8	33.9
8	552,261	100.5	20,707	100.5	3.7	34.7
9	556,007	100.7	19,619	94.7	3.5	36.6
10	511,977	92.1	18,983	96.8	3.7	40.7
11	492,139	96.1	18,717	98.6	3.8	42.8
12	527,209	107.1	18,164	97.0	3.4	38.7
13	499,684	94.8	17,654	97.2	3.5	40.5
14	458,442	91.7	16,804	95.2	3.7	43.7
15	453,694	99.0	16,842	100.2	3.7	43.9
16	481,029	106.0	16,599	98.6	3.5	41.8
17	522,905	108.7	15,853	95.5	3.0	39.7
18	541,169	103.5	15,473	97.6	2.9	38.1
19	526,558	97.3	15,242	98.5	2.9	38.6
20	458,309	87.0	14,614	95.9	3.2	42.3
21	402,433	87.8	14,168	96.9	3.5	47.1
22	437,074	108.6	13,893	98.1	3.2	43.7
23	451,754	103.4	13,693	98.6	3.0	42.8
24	470,492	104.1	13,496	98.6	2.9	41.3
25	512,274	108.9	13,709	101.6	2.7	39.2
26	578,492	112.9	13,276	96.8	2.3	43.2
27	599,694	103.7	13,380	100.8	2.2	44.0
28	589,564	98.3	13,195	98.6	2.2	44.3
29	623,803	105.8	13,041	98.8	2.1	42.2
30	642,241	103.0	12,751	97.8	2.0	41.2
令和元	621,752	96.8	12,473	97.8	2.0	43.2
2	649,330	104.4	11,336	90.9	1.7	44.2
3	718,811	110.7	11,321	99.9	1.6	41.6
4	734,048	102.1	11,280	99.6	1.5	41.4

（注）国税には、特別会計分を含み、令和３年度までは決算額、令和４年度は補正後予算額である。

付表　我が国における酒税制度等の沿革（概要）

年次	事項
明治4年7月	清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法規則の制定
明治8年2月	酒類税則の制定
明治13年9月	酒造税則の制定
明治26年4月	酒精営業税法の制定
明治29年3月	酒造税法の制定
明治34年10月	酒精及び酒精含有飲料税法の制定
明治34年12月	麦酒税法の制定
明治38年1月	酒造組合法の制定
昭和13年4月	酒類販売業が免許制度となる
昭和14年3月	酒類の価格が統制価格となる
昭和15年3月	酒税法の制定（造石税、庫出税の併課）
昭和16年11月	酒税等の増徴等に関する法律の制定
昭和18年4月	庫出税に級別差等課税制度を採用
	酒類業団体法の制定
昭和19年4月	造石税の廃止、庫出税のみとなる
昭和22年3月	酒類業団体法を酒類業組合法に改正
昭和23年7月	酒類業組合法の廃止
昭和24年6月	国税庁が発足
昭和28年2月	酒税法（現行法）の制定
	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法・現行法）の制定
昭和35年10月	統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる
昭和37年4月	酒税法の大幅改正（酒類の種類分類の改正、一定の価格を超える高価格酒への従価税制度の採用、申告納税制度の採用）
昭和39年6月	基準販売価格制度の廃止（自由価格となる）
昭和42年6月	登録免許税法の制定（酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税）
平成元年4月	酒税法等の大幅改正（級別制度の廃止、従価税制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設）
平成6年4月	酒税法の一部改正（ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ等）
平成9年10月 平成10年5月	酒税法の一部改正（ＷＴＯ勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し）
平成12年12月	酒税法の一部改正（酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加）
平成15年4月	酒税法の一部改正（酒類等の検定制度の廃止等）
平成15年7月	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定（時限立法、平成18年８月に緊急調整地域の指定が失効）
平成15年9月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設）
平成18年5月	酒税法等の一部改正（酒類の分類を４種類に簡素化、一部酒類の定義を改正）
平成29年6月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（「酒類の公正な取引に関する基準」の制定、酒類販売管理研修の義務化等）
平成30年4月	酒税法の一部改正（酒類の品目の定義改正）
令和2年4月	酒税法の一部改正（輸出用清酒製造免許新設（令和３年４月申請受付開始））

３　酒税法における酒類の分類及び定義

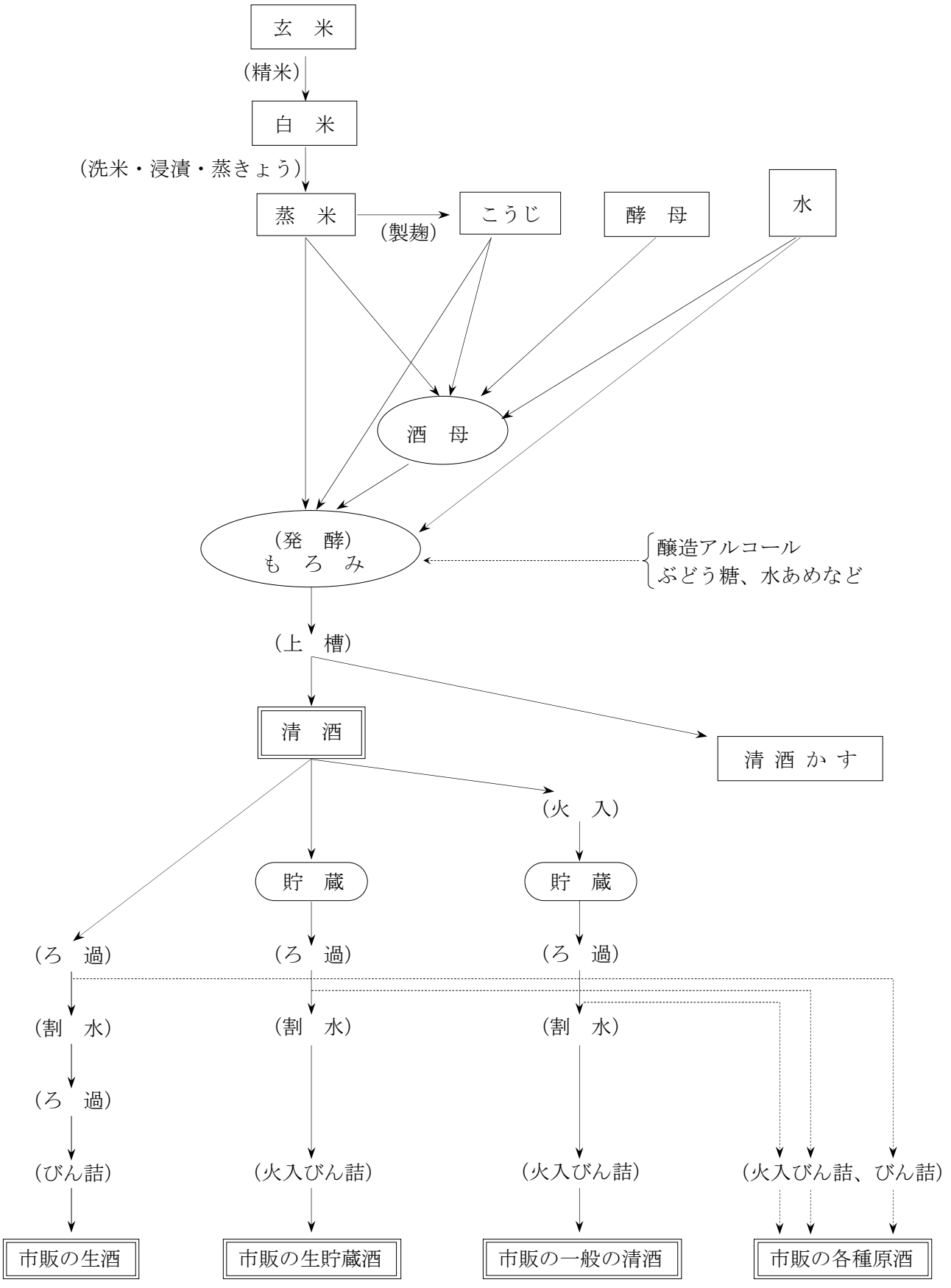


（注）　その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

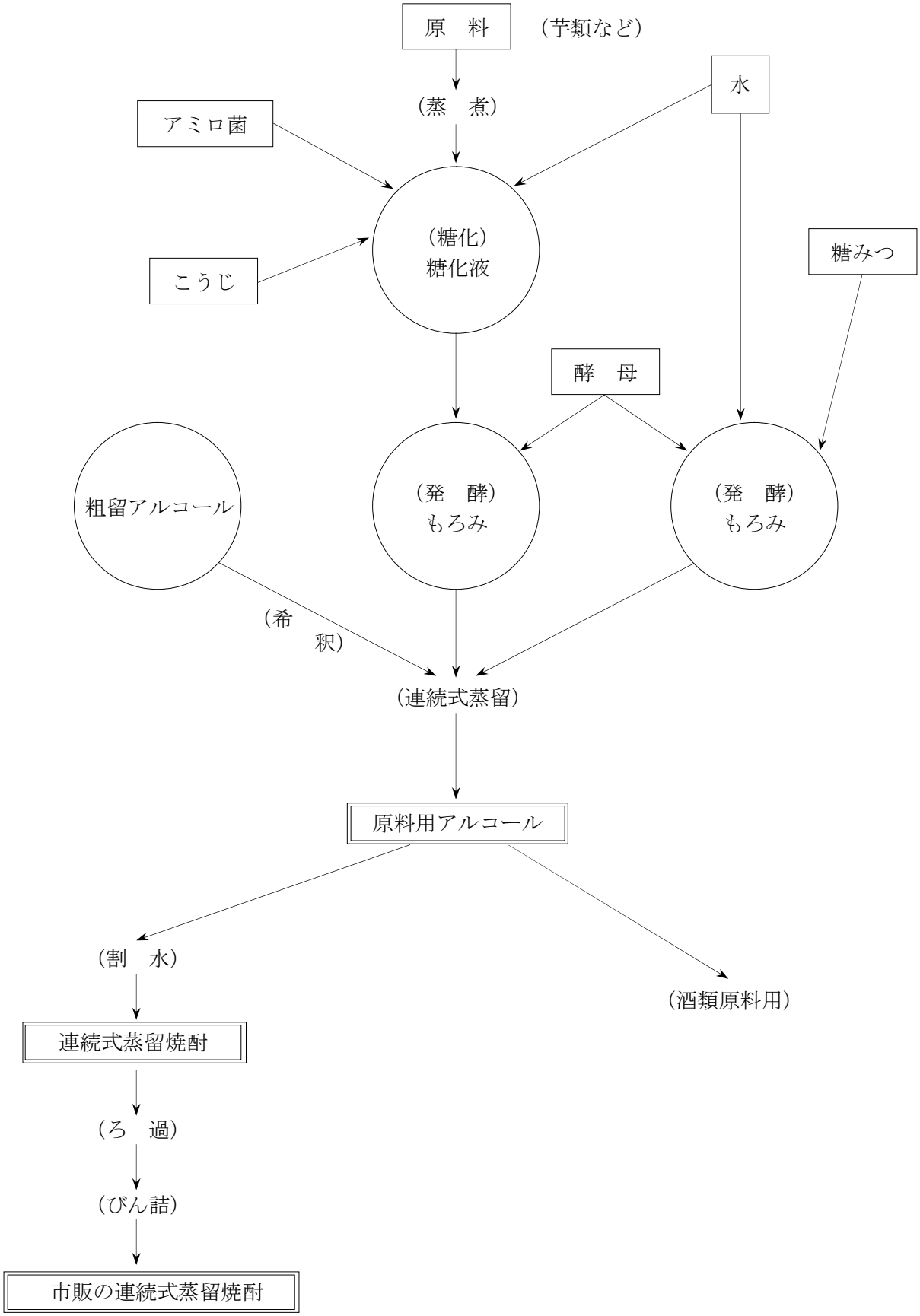
品　　目	定　　義　　の　　概　　要（酒税法第３条第７号から第23号まで）
清酒	＊ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの） ＊ 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの）
合成清酒	＊ アルコール、焼酎又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満でエキス分が５度以上等のもの）
連続式蒸留焼酎	＊ アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が36度未満のもの）
単式蒸留焼酎	＊ アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が45度以下のもの）
みりん	＊ 米、米こうじに焼酎又はアルコールを加えてこしたもの（アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上等のもの）
ビール	＊ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） ＊ 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもので、下記の条件を満たすもの（アルコール分が20度未満のもの） ＊ 上記に掲げるビールにホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもので、下記の条件を満たすもの（アルコール分が20度未満のもの） （条件）　麦芽比率が100分の50以上であること並びに使用した果実（乾燥したもの、煮詰めたもの又は濃縮した果汁を含む。）及び一定の香味料の重量が麦芽の重量の100分の５を超えない（使用していないものを含む。）こと
果実酒	＊ 果実を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） ＊ 果実に糖類を加えて発酵させたもの（アルコール分が15度未満のもの） ＊ 上記に掲げる果実酒にオーク（チップ状又は小片状のもの）を浸してその成分を浸出させたもの
甘味果実酒	＊ 果実酒に糖類又はブランデー等を混和したもの
ウイスキー	＊ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブランデー	＊ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの ＊ 果実酒にオーク（チップ状又は小片状のもの）を浸してその成分を侵出させたものを蒸留したもの
原料用アルコール	＊ アルコール含有物を蒸留したもの（アルコール分が45度を超えるもの）
発泡酒	＊ 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの） ＊ ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）（※） ＊ 香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）（※） （※）令和５年10月１日から施行
その他の醸造酒	＊ 穀類、糖類等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満でエキス分が２度以上のもの）
スピリッツ	＊ 上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が２度未満のもの
リキュール	＊ 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が２度以上のもの
粉末酒	＊ 溶解してアルコール分１度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑酒	＊ 上記のいずれにも該当しない酒類

4 酒類の製造工程図

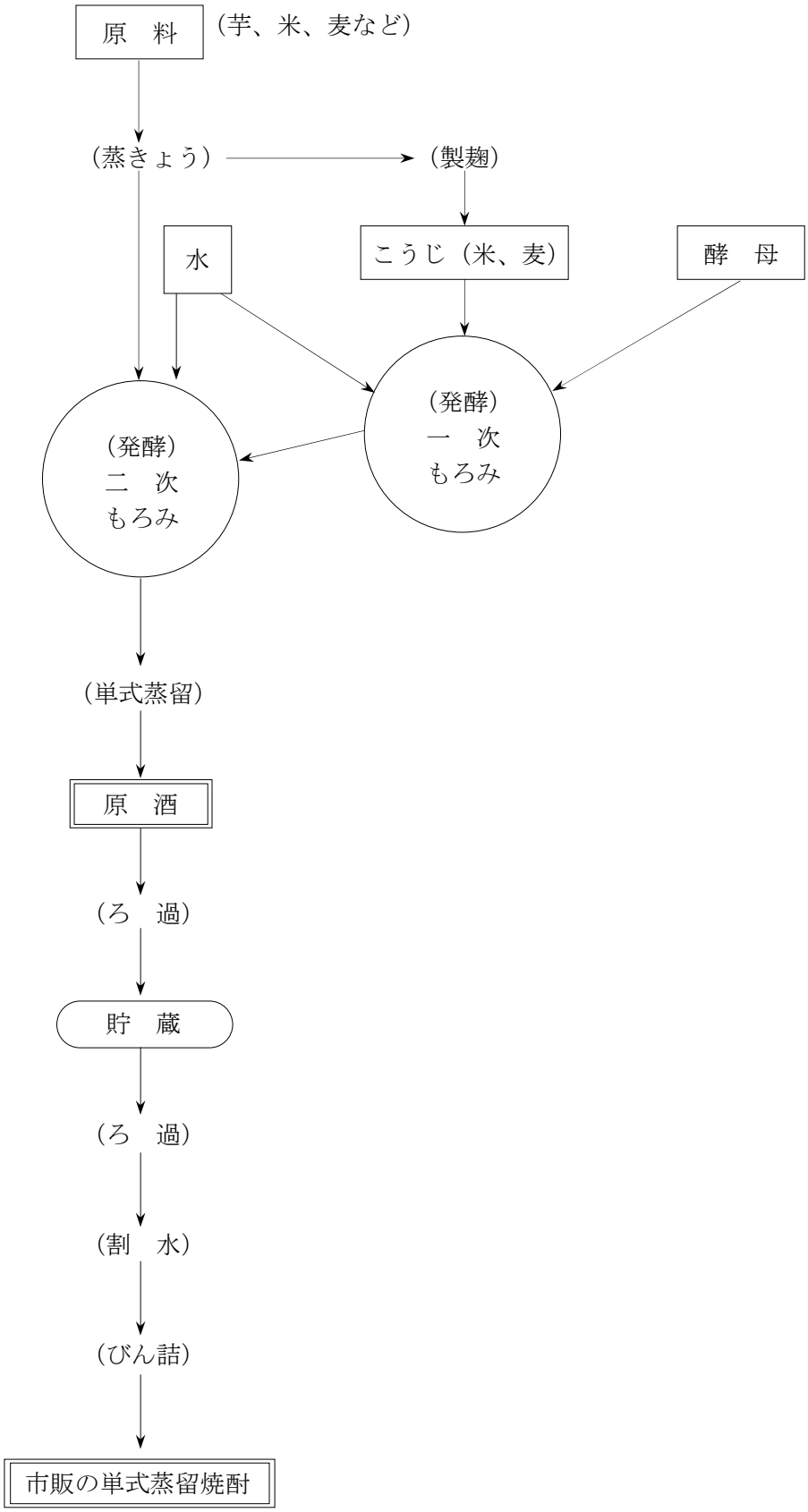
⑴ 清　　酒



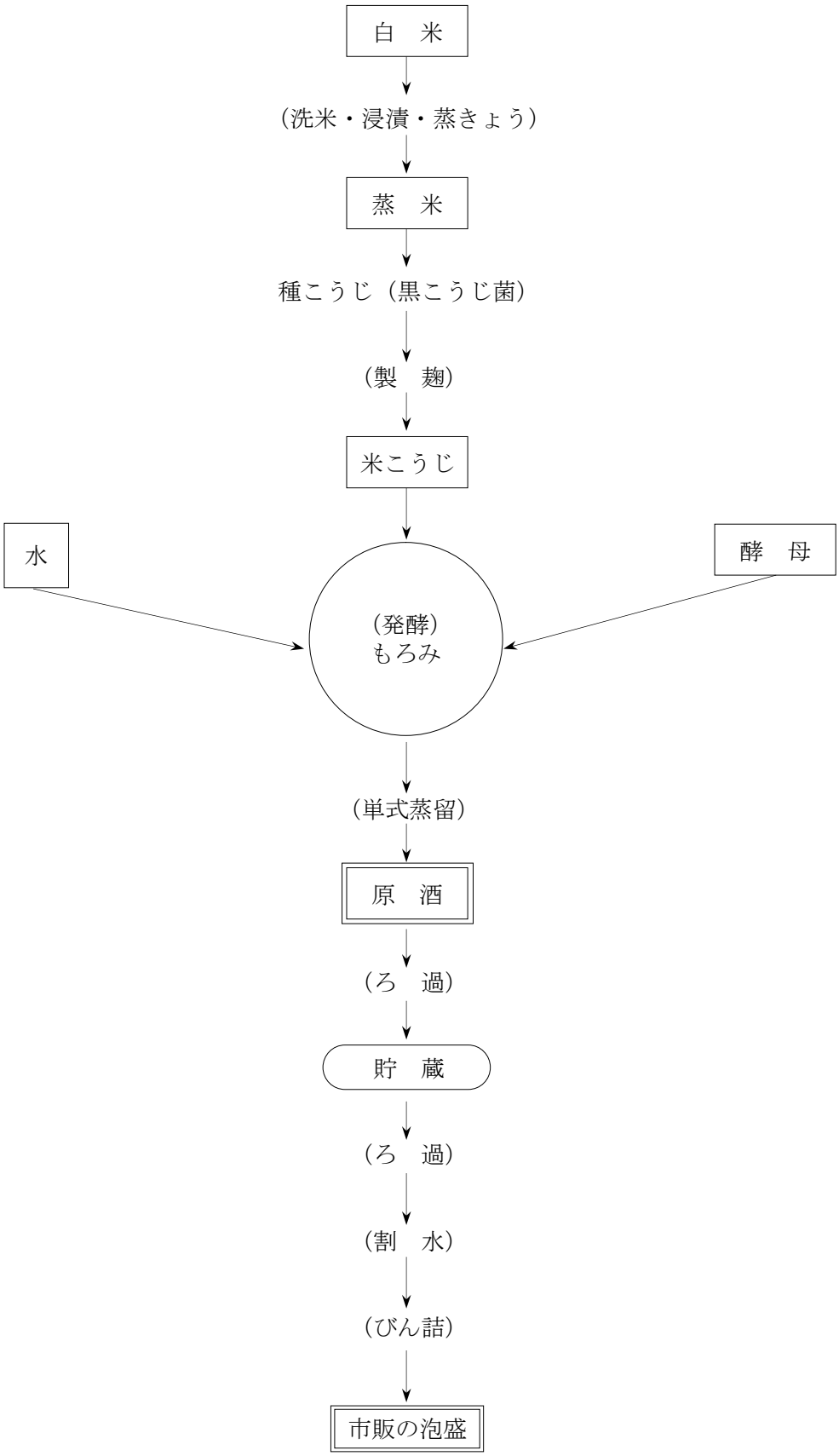
⑵　連続式蒸留焼酎・原料用アルコール



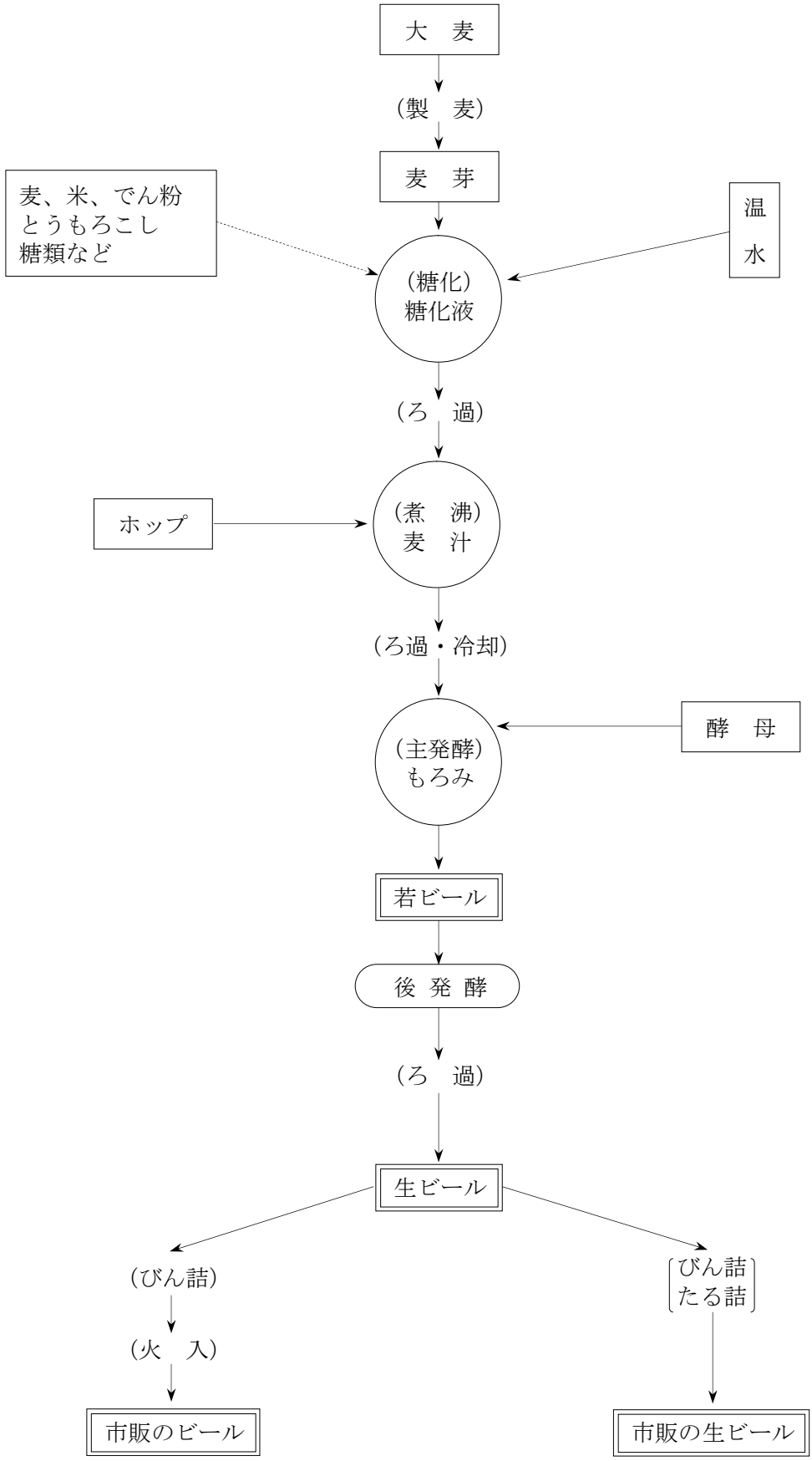
⑶　単式蒸留焼酎


原　料
（芋、米、麦など）
（蒸きょう）
（製麹）
水
こうじ（米、麦）
酵　母
（発酵）
一　次
もろみ
（発酵）
二　次
もろみ
（単式蒸留）
原　酒
（ろ　過）
貯　蔵
（ろ　過）
（割　水）
（びん詰）
市販の単式蒸留焼酎

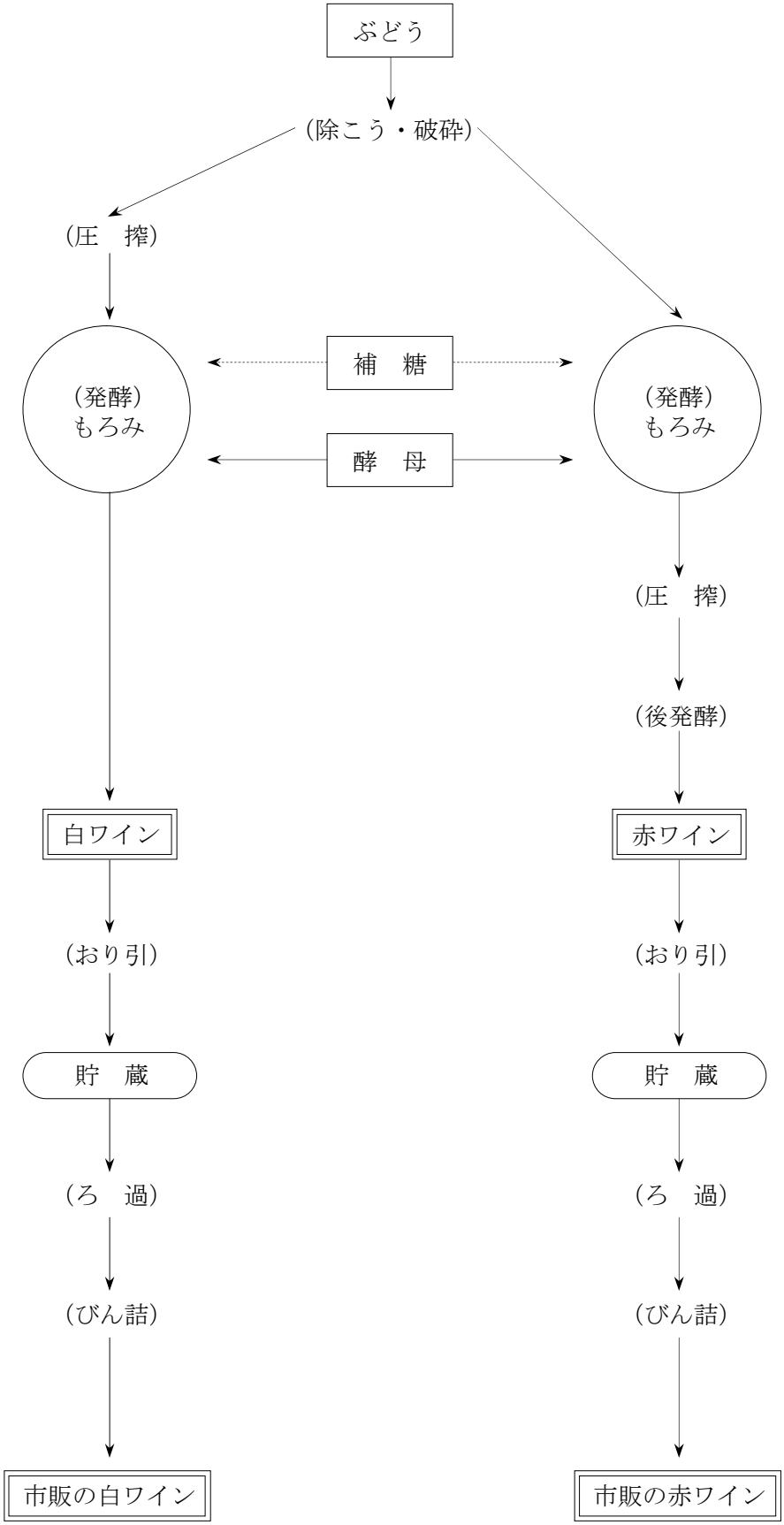
⑷　単式蒸留焼酎（泡盛）


白　米
（洗米・浸漬・蒸きょう）
蒸　米
種こうじ（黒こうじ菌）
（製　麹）
米こうじ
水
酵　母
（発酵）
もろみ
（単式蒸留）
原　酒
（ろ　過）
貯　蔵
（ろ　過）
（割　水）
（びん詰）
市販の泡盛

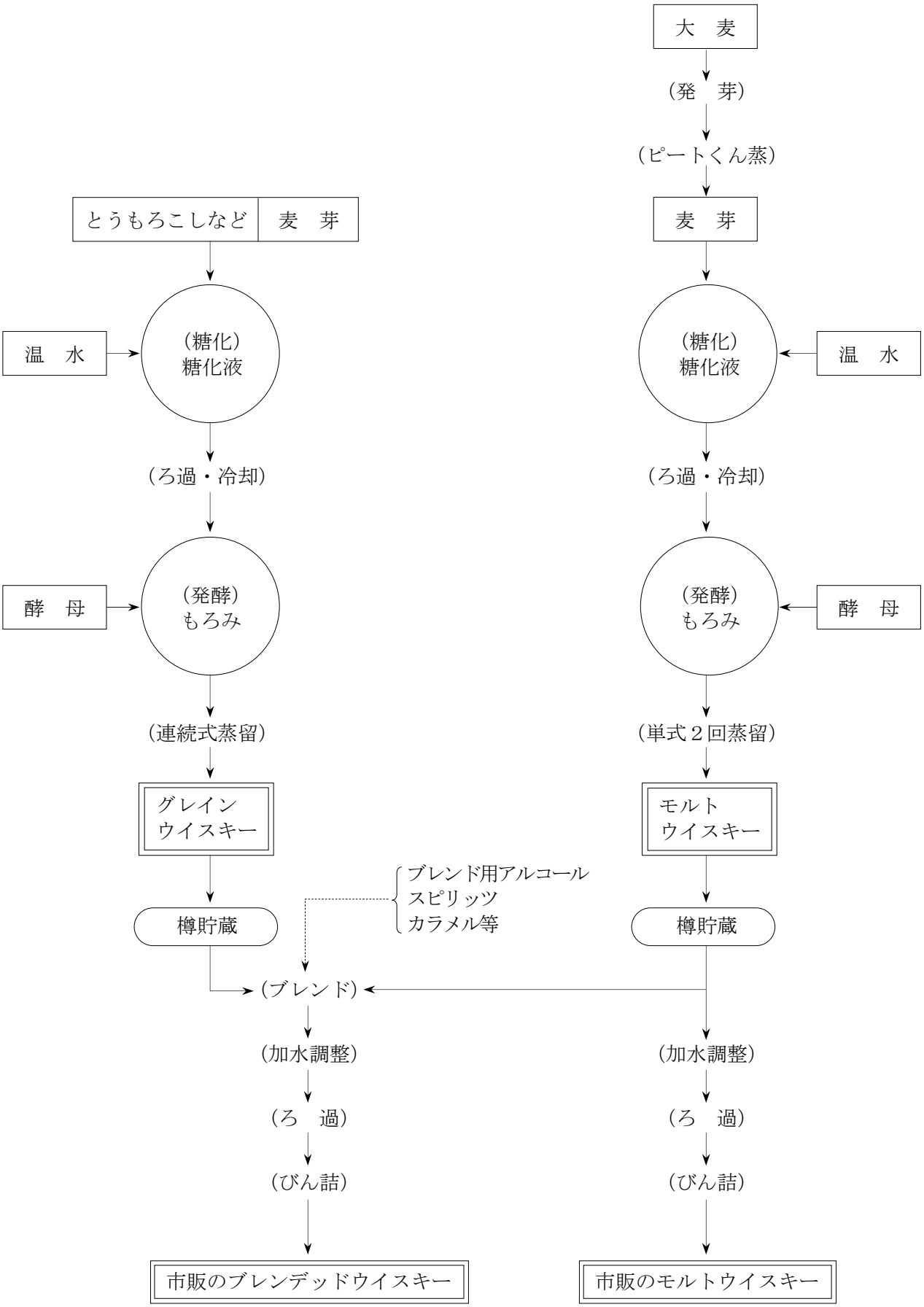
⑸　ビール


大　麦
(製　麦)
麦　芽
麦、米、でん粉
とうもろこし
糖類など
温
水
(糖化)
糖化液
(ろ　過)
ホップ
(煮　沸)
麦　汁
(ろ過・冷却)
酵　母
(主発酵)
もろみ
若ビール
後 発 酵
(ろ　過)
生ビール
(びん詰)
(火　入)
市販のビール
びん詰
たる詰
市販の生ビール

⑹　ワイン


ぶどう
（除こう・破砕）
（圧　搾）
（発酵）
もろみ
補　糖
酵　母
（発酵）
もろみ
（圧　搾）
（後発酵）
白ワイン
赤ワイン
（おり引）
（おり引）
貯　蔵
貯　蔵
（ろ　過）
（ろ　過）
（びん詰）
（びん詰）
市販の白ワイン
市販の赤ワイン

⑺　ウイスキー


大　麦
（発　芽）
（ピートくん蒸）
麦　芽
とうもろこしなど
麦　芽
（糖化）
糖化液
温　水
（糖化）
糖化液
温　水
（ろ過・冷却）
（ろ過・冷却）
酵　母
（発酵）
もろみ
酵　母
（発酵）
もろみ
（連続式蒸留）
（単式２回蒸留）
グレイン
ウイスキー
モルト
ウイスキー
ブレンド用アルコール
スピリッツ
カラメル等
樽貯蔵
樽貯蔵
（ブレンド）
（加水調整）
（加水調整）
（ろ　過）
（ろ　過）
（びん詰）
（びん詰）
市販のブレンデッドウイスキー
市販のモルトウイスキー

5 酒税率一覧表（令和5年10月1日～令和8年9月30日）

1．酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1kl当たり税率
○発泡性酒類		
ビール	発泡性の有無を問わない	181,000円
発泡酒	次の3つに該当するものを除く	181,000円
	麦芽比率25%以上50%未満（アルコール分10度未満）	155,000円
	麦芽比率25%未満（アルコール分10度未満）	134,250円
	いわゆる「新ジャンル」（アルコール分10度未満）（※）	134,250円
その他の発泡性酒類	ビール、発泡酒以外でアルコール分10度未満であって発泡性を有するもの	80,000円
○醸造酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）		
清酒		100,000円
果実酒		100,000円
その他の醸造酒		100,000円
○蒸留酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）		
連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 原料用アルコール	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円
ウイスキー ブランデー スピリッツ	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円
○混成酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）		
合成清酒		100,000円
みりん		20,000円
甘味果実酒 リキュール	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円
粉末酒		390,000円
雑酒	みりん類似 21度以上 21度未満	20,000円 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円

（※）いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキス分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒（麦芽比率50%未満のもの）に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。

（注）「一定の物品」とは、次のものをいう。

イ　たんぱく質物分解物（大豆を原料とするもの）及び酵母エキス又はこれらとカラメル

ロ　たんぱく質物分解物（えんどうを原料とするもの）及びカラメル又はこれらと食物繊維

ハ　とうもろこし、たんぱく質物分解物（とうもろこしを原料とするもの）、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2．租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの（リキュールについては12度未満のもの）については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1kl当たり税率
連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 ウイスキー ブランデー スピリッツ リキュール	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算
	9度未満	80,000円

3．租税特別措置法第87条関係（令和6年度～令和10年度）

事業計画等について承認を受けた者（承認酒類製造者）が、次の⑴から⑼までのいずれにも該当しない、かつ、前年度の総課税移出数量が3,000kl以下である場合には、当年度酒税累計額に応じて1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

⑴　前年度の末日において常時使用する従業員の数が300人を超える個人

⑵　前年度の末日において資本金等の額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人（特定大法人）

⑶　前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人

⑷　前年度の末日において法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるときの当該法人

⑸　酒税法第7条第1項の規定により製造免許を受けている者以外の者（製造免許を有しない者）

⑹　酒税法第7条第3項（第4号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて同条第1項の規定により製造免許を受けている者であって、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者（試験製造免許のみを有する者）

⑺　前年度の末日以前2年内において酒税の滞納処分を受けた者

⑻　酒税法第10条第3号から第5号まで又は第7号から第8号までに規定する者（免許の取消要件に該当する製造者）

⑼　酒類業組合法第84条第2項又は第86条の4の規定による命令に違反した者

当年度酒税累計額	軽減割合			
	前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量			
	400kl以下	400kl超 1,000kl以下	1,000kl超 1,300kl以下	1,300kl超
5,000万円以下	20%	15%	10%	5%
5,000万円超 8,000万円以下	10%	7.5%	5%	2.5%
8,000万円超 1億円以下	5%	3.75%	2.5%	1.25%

（注）　実績報告書を適用年度の翌5月31日までに提出しない場合には、適用できない。

4．所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第54条、第55条及び第63条関係（経過措置）

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者（前年度の総課税移出数量が10,000kl超の酒類の製造者を除く。）が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものに限る）（注1）	果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）（注1）	合成清酒、発泡酒（注1）	ビール
軽減割合	10%	20%	5%	7.5%
	20%	28.9% （注2）	10%	15%

（注）1　東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。

2　正確には90分の26

3　令和6年度以降は、事業計画等について承認を受けた者（承認酒類製造者）が、令和6年3月31日までに旧制度を適用する旨の届出書を提出した場合に適用できる。ただし、一度、旧制度の適用をやめる旨の届出書を提出し新制度を適用することとした場合には、新制度を適用することとした年度以降は、この表の軽減割合を適用できない。

酒税率一覧表（令和2年 10 月1日～令和5年9月 30 日）

１．酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	１kl当たり税率
○発泡性酒類（基本税率）		200,000円
ビール		200,000円
発泡酒	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	200,000円
	麦芽比率25%以上（アルコール分10度未満）	167,125円
	麦芽比率25%未満（アルコール分10度未満）	134,250円
その他の発泡性酒類	いわゆる「新ジャンル」（アルコール分10度未満で発泡性を有するもの）（※）	108,000円
	ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類（アルコール分10度未満で発泡性を有するもの）	80,000円
○醸造酒類（基本税率）		120,000円
清酒		110,000円
果実酒		90,000円
その他の醸造酒		120,000円
○蒸留酒類（基本税率）	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える１度ごとに10,000円加算 200,000円
連続式蒸留焼酎	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える１度ごとに10,000円加算 200,000円
単式蒸留焼酎		
原料用アルコール		
ウイスキー ブランデー スピリッツ	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える１度ごとに10,000円加算 370,000円
○混成酒類（基本税率）	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える１度ごとに10,000円加算 200,000円
合成清酒		100,000円
みりん		20,000円
甘味果実酒 リキュール	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える１度ごとに10,000円加算 120,000円
粉末酒		390,000円
雑酒	みりん類似 21度以上 21度未満	20,000円 200,000円に20度を超える１度ごとに10,000円加算 200,000円

（※）いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキス分が２度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒（麦芽比率50%未満のもの）に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が２度以上のもの。

（注）「一定の物品」とは、次のものをいう。

イ　たんぱく質物分解物（大豆を原料とするもの）及び酵母エキス又はこれらとカラメル

ロ　たんぱく質物分解物（えんどうを原料とするもの）及びカラメル又はこれらと食物繊維

ハ　とうもろこし、たんぱく質物分解物（とうもろこしを原料とするもの）、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、くえん酸三カリウム及びカラメル

２．租税特別措置法第87条の２関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの（リキュールについては12度未満のもの）については、１の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	１kl当たり税率
連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 ウイスキー ブランデー スピリッツ	９度以上13度未満	80,000円に８度を超える１度ごとに10,000円加算
	９度未満	80,000円

３．租税特別措置法第 87 条及び第 87 条の４関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ 1,300kl 以下である者（前年度の課税移出数量の合計が 10,000kl 超の酒類の製造者を除く）が、当年度に移出する酒類の 200kl までのものについては、１の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が 1,000kl 超～1,300kl 以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl 以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	軽減割合					
	平成 30 年度	令和元年度	２年度 ～9月	２年度 10月～	３年度	４年度
清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものに限る）（注１）	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	20%	20%	20%	20%	20%	20%
果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）（注１）	10%	10%	10%	20%	20%	20%
	20%	20%	20%	28.9%（注３）	28.9%（注３）	28.9%（注３）
合成清酒、発泡酒（注１）	５%	５%	５%	５%	５%	５%
	10%	10%	10%	10%	10%	10%
ビール（注２）	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
	15%	15%	15%	15%	15%	15%

（注）１　東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を 6.25%軽減した酒税額とする。（平成 30～令和４年度）

２　当該免許を受けた日から５年を経過する日の属する月の末日までは、下記に応じた軽減割合が適用される。

・　平成 30 年４月１日から令和３年３月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から５年を経過する日の属する月の末日までは 15%（平成 27 年度以降は 15%又は 7.5%）

・　令和３年４月１日から令和５年３月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から５年を経過する日の属する月の末日まで 15%又は 7.5%

３　正確には 90 分の 26

（5 酒税率一覧表）

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

（令和4年12月現在）

区分 / 品目	容量	アルコール分	代表的なものの小売価格（税込）①	酒税額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②＋③)／①
	mℓ	%	円	円	円	%
ビール	633	5.0	360	126.60	32.73	44.3
	350	5.0	230	70.00	20.91	39.5
発泡酒（麦芽比率25%未満のもの）	350	5.5	181	46.99	16.45	35.1
その他の醸造酒（発泡性）②	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
リキュール（発泡性）②	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
清酒	1,800	15.0	2,170	198.00	197.27	18.2
果実酒	720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
連続式蒸留焼酎	1,800	25.0	1,566	450.00	142.36	37.8
単式蒸留焼酎	1,800	25.0	2,012	450.00	182.91	31.5
ウイスキー	700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

（注）1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格（税込）は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。

また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。

なお、ビール（633ml）には容器保証金（５円）が含まれている。

2 その他の醸造酒（発泡性）②及びリキュール（発泡性）②とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第２項第３号に該当するものをいう。

3 消費税率は10%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

（単位:%）

年度 / 品目	昭和45	55	平成元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28	令和元	2	3	4
ビール（大びん：633mℓ）	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3	45.1	47.5	44.3
清酒（1.8ℓ）	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6	18.8	18.8	18.2
連続式蒸留焼酎（25度、1.8ℓ）	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9	38.9	38.9	37.8
単式蒸留焼酎（25度、1.8ℓ）	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1	33.1	33.1	31.5
ウイスキー（43度、700mℓ）	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6	23.6	23.6	23.6

（注）1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。

2 ビールについては、容器保証金（５円）込み価格から算出した。

3 ウイスキーについては、平成７年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。

6 酒類製成数量の推移

（単位:千kℓ）

年度＼品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎（al分25%換算）	単式蒸留焼酎（al分25%換算）	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー（al分40%換算）	ブランデー（al分40%換算）	発泡酒	リキュール	スピリッツ等（al分100%換算）	その他の醸造酒等	合計
昭和 45	1,257	32	164	54	33	3,037	10	27	139	5	−	25	9	0	4,793
50	1,350	18	125	80	40	3,897	6	21	242	6	−	22	11	1	5,819
55	1,193	18	146	118	65	4,559	28	18	351	13	0	25	10	1	6,545
60	928	18	358	312	79	4,852	34	17	252	21	4	76	29	2	6,983
平成 元	1,119	20	210	246	117	6,287	46	10	182	27	0	99	45	2	8,409
5	1,026	36	359	279	91	6,964	42	9	144	27	1	129	32	2	9,141
6	963	39	317	330	95	7,101	43	9	142	27	30	216	33	2	9,346
7	980	43	347	327	94	6,797	58	8	110	24	210	223	24	2	9,245
8	937	42	356	345	97	6,908	60	8	102	21	327	233	19	2	9,457
9	872	39	373	356	107	6,637	83	10	135	19	487	251	25	1	9,396
10	781	39	330	331	108	6,176	104	12	113	11	1,061	253	16	2	9,338
11	735	39	353	365	150	5,890	87	14	125	17	1,433	332	43	2	9,585
12	720	39	356	399	127	5,464	85	12	122	14	1,715	327	39	2	9,421
13	680	40	405	392	102	4,813	78	11	98	14	2,374	419	82	1	9,510
14	633	40	394	424	100	4,300	84	5	79	10	2,624	558	53	2	9,305
15	601	34	425	480	105	3,959	75	5	71	10	2,503	595	47	46	8,955
16	524	38	431	612	103	3,844	65	4	64	8	2,282	714	76	282	9,048
17	499	34	424	627	86	3,650	89	5	62	8	1,694	742	76	1,043	9,037
18	513	49	416	600	113	3,536	65	10	61	7	1,594	755	114	1,056	8,888
19	505	53	402	587	116	3,470	67	6	56	6	1,528	1,025	157	835	8,812
20	488	50	417	537	112	3,213	70	5	60	6	1,383	1,285	272	781	8,678
21	469	45	417	539	106	3,036	72	4	68	5	1,103	1,562	270	749	8,444
22	447	43	402	492	102	2,954	74	4	80	5	948	1,714	274	720	8,258
23	440	41	393	460	97	2,895	80	4	80	5	773	1,838	303	699	8,110
24	439	39	382	495	90	2,803	87	4	84	5	626	1,891	326	660	7,929
25	444	37	383	514	92	2,862	93	5	89	5	527	1,996	359	608	8,015
26	447	35	358	518	91	2,733	95	7	101	5	560	1,871	444	537	7,801
27	445	35	352	480	96	2,794	107	5	111	5	536	1,920	531	506	7,924
28	427	32	344	470	94	2,753	96	4	114	4	502	1,979	565	485	7,871
29	411	29	338	468	91	2,684	102	4	128	4	502	2,065	638	444	7,907
30	406	27	330	450	87	2,544	96	6	140	4	422	2,270	772	411	7,967
令和 元	366	26	317	411	93	2,418	95	7	153	4	400	2,346	854	392	7,882
2	312	20	295	367	89	1,839	102	8	135	3	391	2,568	952	339	7,421
3	312	19	287	364	89	1,931	93	5	127	3	402	2,369	999	282	7,283

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別製成数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製成数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含み、粉末酒については酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。
5 原料用酒類（ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。）として製成された数量は除いている。

（6 酒類製成数量の推移）

付表1 酒類製成数量の推移表

年度 / 品目	平23	28	令元	2	3			
						対23年度比	対28年度比	対前年度比
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	%	%	%
清酒	440,472	426,549	365,976	312,035	311,798	70.8	73.1	99.9
合成清酒	41,121	32,022	25,560	19,702	19,232	46.8	60.1	97.6
連続式蒸留焼酎（al分25％換算）	393,155	344,329	317,066	295,326	287,499	73.1	83.5	97.3
単式蒸留焼酎（al分25％換算）	460,447	470,026	410,839	367,284	364,498	79.2	77.5	99.2
みりん	96,954	93,920	93,429	88,719	88,967	91.8	94.7	100.3
ビール	2,895,187	2,752,795	2,418,002	1,839,166	1,931,338	66.7	70.2	105.0
果実酒	80,000	96,317	94,911	101,612	92,548	115.7	96.1	91.1
甘味果実酒	4,322	4,240	7,194	7,501	5,015	116.0	118.3	66.9
ウイスキー（al分40％換算）	79,626	114,296	152,949	135,396	126,553	158.9	110.7	93.5
ブランデー（al分40％換算）	5,171	4,368	3,648	3,389	3,349	64.8	76.7	98.8
発泡酒	773,463	502,438	399,815	391,405	402,366	52.0	80.1	102.8
リキュール	1,837,676	1,979,404	2,345,917	2,568,461	2,369,482	128.9	119.7	92.3
スピリッツ等（al分100％換算）	303,237	565,155	854,111	951,777	998,650	329.3	176.7	104.9
その他の醸造酒等	698,831	485,291	392,165	338,981	281,893	40.3	58.1	83.2
合計	8,109,662	7,871,150	7,881,582	7,420,754	7,283,188	89.8	92.5	98.1

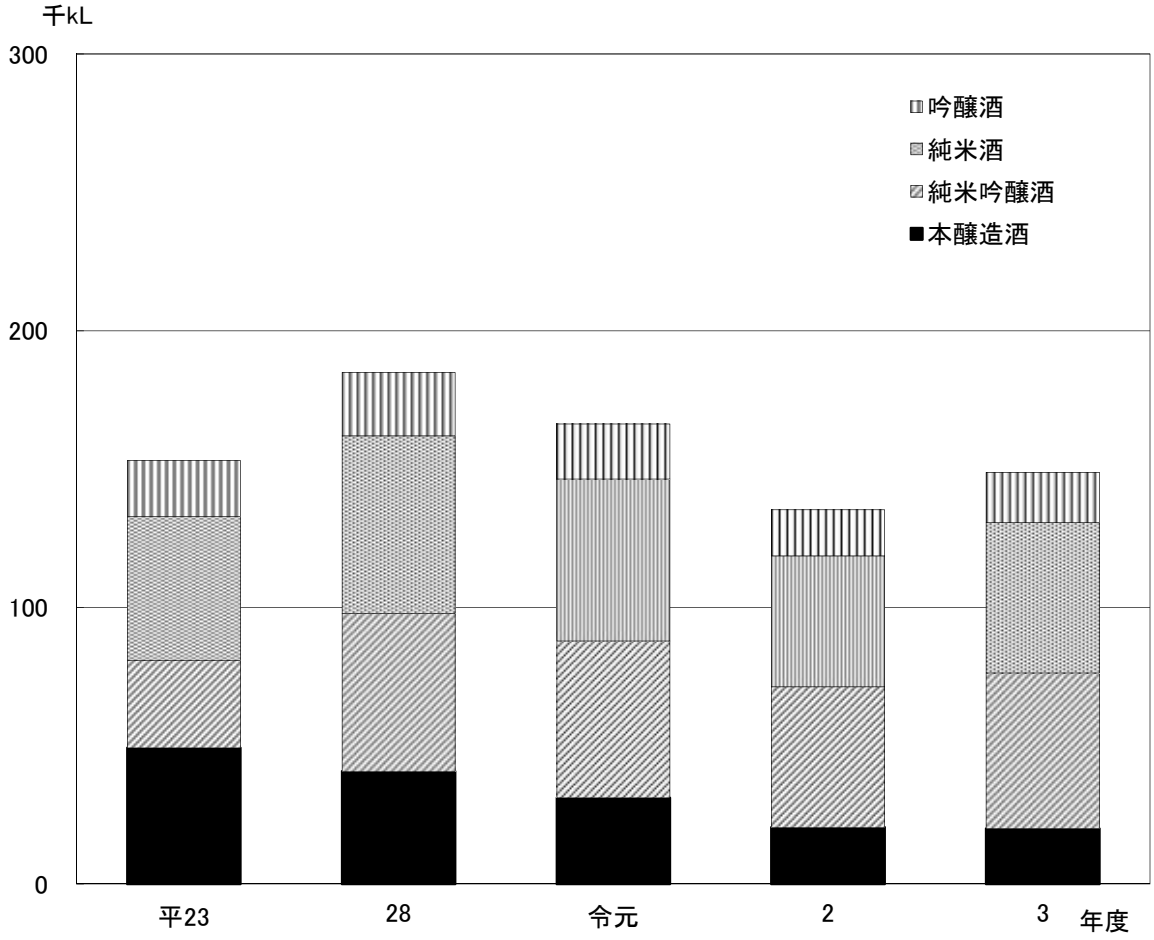
（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含み、粉末酒については、酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。
4 原料用酒類（ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。）として製成された数量は除いている。

（6 酒類製成数量の推移）

付表2 特定名称の清酒のタイプ別製成数量の推移表

酒造年度／タイプ	平23	構成比	28	構成比	令元	構成比	2	構成比	3	構成比
	kL	%	kL	%	kL	%	kL	%	kL	%
吟　醸　酒	20,311	4.5	22,970	5.4	19,891	5.6	16,633	5.3	18,176	5.8
純　米　酒	51,993	11.5	64,177	15.2	58,558	16.5	47,371	15.1	54,388	17.2
純米吟醸酒	31,582	7.0	57,079	13.5	56,742	16.0	50,721	16.1	56,255	17.8
本 醸 造 酒	49,266	10.9	40,736	9.6	31,127	8.8	20,568	6.5	20,058	6.4
計	153,152	34.0	184,962	43.7	166,318	46.9	135,293	43.0	148,877	47.2
総製成数量	450,909	100.0	423,414	100.0	354,309	100.0	314,499	100.0	315,669	100.0

（注） 1 本表は、「清酒の製造状況等について」（国税庁）によった。
2 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。



7　酒類課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計）

（単位:千kℓ）

年度＼品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計
昭和 45	1,601	38	161	53	31	2,982	6	27	132	5	0	23	9	0	5,068
50	1,747	22	122	73	41	3,908	31	21	249	8	0	22	6	1	6,250
55	1,473	21	141	107	69	4,533	47	18	354	18	0	24	8	2	6,814
60	1,355	21	366	260	80	4,861	69	20	272	27	5	91	33	5	7,464
平成 元	1,353	22	209	207	91	6,320	137	13	222	38	0	121	46	8	8,788
5	1,422	42	367	289	93	7,015	116	12	186	40	2	168	31	9	9,792
6	1,243	48	342	275	92	7,413	146	11	168	36	31	223	33	10	10,071
7	1,310	54	385	300	95	6,979	158	12	148	33	252	240	31	10	10,006
8	1,254	56	406	329	97	7,012	176	12	135	32	350	262	30	11	10,160
9	1,162	54	420	324	106	6,686	268	14	141	27	497	279	27	11	10,016
10	1,094	55	400	331	110	6,165	370	15	136	25	1,075	287	24	10	10,095
11	1,061	57	410	346	158	5,820	279	16	131	23	1,441	388	26	11	10,166
12	999	61	425	357	135	5,416	269	15	125	20	1,746	406	29	11	10,015
13	949	64	479	368	107	4,808	259	13	112	18	2,385	500	30	11	10,104
14	898	67	483	395	107	4,299	270	10	106	15	2,646	587	29	12	9,923
15	842	64	511	471	109	3,955	248	8	97	13	2,527	615	52	54	9,567
16	753	64	519	534	108	3,837	241	7	86	11	2,308	732	81	272	9,554
17	730	65	505	539	112	3,642	257	7	84	10	1,699	770	83	1,047	9,549
18	700	58	495	550	113	3,528	236	14	80	9	1,591	813	106	1,069	9,362
19	676	55	465	569	115	3,466	237	10	74	9	1,535	1,066	129	858	9,266
20	653	51	478	537	111	3,199	246	7	76	8	1,383	1,337	216	790	9,093
21	616	47	480	532	108	3,018	250	7	84	7	1,148	1,685	265	755	9,001
22	603	44	462	508	107	2,943	274	7	96	7	967	1,917	303	726	8,963
23	603	41	450	508	104	2,859	302	8	96	7	855	2,058	320	724	8,936
24	583	39	439	506	104	2,804	344	8	101	6	786	2,138	333	672	8,863
25	587	38	439	512	106	2,842	364	9	110	6	761	2,268	375	623	9,040
26	555	35	405	477	104	2,714	369	10	122	6	783	2,124	444	550	8,698
27	554	34	400	486	108	2,764	379	9	142	6	767	2,166	500	522	8,836
28	538	31	386	480	106	2,710	368	8	149	6	732	2,191	569	500	8,773
29	525	29	377	465	103	2,628	382	8	167	5	694	2,269	640	452	8,745
30	487	27	371	436	101	2,478	355	9	183	5	643	2,396	762	430	8,684
令和 元	458	25	355	424	100	2,354	375	10	194	5	596	2,527	840	388	8,649
2	414	20	326	406	93	1,828	348	9	162	4	604	2,647	934	345	8,141
3	399	19	314	391	95	1,936	338	8	160	4	596	2,442	998	292	7,992

（注）1　本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2　品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3　平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
4　スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

（7 酒類課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計））

付表 酒類課税数量の推移表（国税局分及び税関分の合計）

年度 / 品目	平23	28	令元	2	3	対23年度比	対28年度比	対前年度比
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	%	%	%
清酒	603,026	538,071	457,529	414,265	399,413	66.2	74.2	96.4
合成清酒	41,407	31,269	24,796	19,747	18,965	45.8	60.7	96.0
連続式蒸留焼酎	450,259	385,616	354,741	326,019	313,642	69.7	81.3	96.2
単式蒸留焼酎	507,541	479,533	423,674	405,839	391,025	77.0	81.5	96.3
みりん	104,253	106,213	100,142	93,046	94,999	91.1	89.4	102.1
ビール	2,859,334	2,709,758	2,353,773	1,828,322	1,935,634	67.7	71.4	105.9
果実酒	302,045	368,297	375,408	348,382	337,952	111.9	91.8	97.0
甘味果実酒	7,834	7,627	10,250	9,459	7,591	96.9	99.5	80.3
ウイスキー	96,195	148,824	194,121	161,630	160,189	166.5	107.6	99.1
ブランデー	6,872	5,777	4,867	4,421	4,369	63.6	75.6	98.8
発泡酒	854,538	732,058	595,664	603,576	596,102	69.8	81.4	98.8
リキュール	2,058,462	2,191,445	2,526,665	2,647,334	2,441,809	118.6	111.4	92.2
スピリッツ等	319,542	568,664	839,651	933,802	998,440	312.5	175.6	106.9
その他の醸造酒等	724,368	500,292	387,924	345,128	292,346	40.4	58.4	84.7
合計	8,935,681	8,773,475	8,649,230	8,141,003	7,992,496	89.4	91.1	98.2

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

8 酒類課税数量の推移(国税局分)

(単位:千kℓ)

年度＼品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計
昭和 45	1,601	38	161	52	31	2,981	5	25	130	4	−	23	8	0	5,060
50	1,747	22	122	73	41	3,905	24	19	228	6	−	22	5	0	6,214
55	1,473	21	141	107	69	4,521	35	16	332	12	−	23	7	1	6,758
60	1,355	21	363	260	80	4,851	47	15	252	20	5	90	31	3	7,394
平成 元	1,353	22	206	207	91	6,250	71	11	168	27	0	107	41	6	8,559
5	1,421	42	359	289	93	6,895	58	9	142	29	1	163	26	5	9,534
6	1,243	48	330	275	92	7,086	64	8	126	26	26	216	27	5	9,572
7	1,310	54	362	300	95	6,766	75	7	110	24	205	233	23	3	9,568
8	1,253	56	373	328	97	6,846	84	7	101	21	318	252	21	4	9,762
9	1,162	54	381	324	106	6,570	119	11	109	19	475	267	19	3	9,619
10	1,093	55	357	331	110	6,096	146	11	104	20	1,053	280	16	3	9,676
11	1,061	57	359	346	158	5,779	120	13	103	18	1,400	378	17	3	9,810
12	999	61	365	357	134	5,389	103	12	100	15	1,693	395	20	3	9,646
13	949	64	408	368	106	4,778	101	10	89	13	2,342	486	21	3	9,738
14	898	67	404	394	106	4,271	105	6	82	11	2,600	571	20	3	9,538
15	841	64	431	469	108	3,929	89	5	77	10	2,488	597	44	45	9,197
16	753	64	431	532	107	3,810	80	4	69	8	2,278	711	73	261	9,182
17	730	65	425	539	111	3,613	99	4	67	8	1,683	743	75	1,036	9,197
18	700	58	418	550	112	3,499	81	7	65	7	1,580	783	98	1,058	9,016
19	676	55	396	569	113	3,442	81	6	59	6	1,526	1,023	121	848	8,922
20	653	51	410	536	110	3,175	83	4	63	6	1,374	1,270	209	781	8,726
21	616	47	411	531	106	2,996	83	4	71	6	1,141	1,575	256	747	8,589
22	603	44	398	508	106	2,920	88	4	81	5	961	1,745	292	718	8,472
23	603	41	388	507	103	2,822	95	4	80	5	850	1,819	297	718	8,332
24	583	39	380	505	103	2,767	99	4	83	5	781	1,882	317	665	8,211
25	587	38	380	511	104	2,806	110	5	92	5	756	1,997	361	616	8,369
26	555	35	353	476	103	2,681	110	6	103	5	778	1,858	432	544	8,040
27	554	34	350	485	106	2,732	113	5	120	5	761	1,925	489	517	8,196
28	538	31	342	479	104	2,681	114	4	126	4	727	1,975	557	495	8,177
29	525	29	334	464	102	2,600	121	4	143	4	689	2,049	627	447	8,139
30	487	27	330	436	100	2,448	119	6	157	4	640	2,263	750	425	8,190
令和 元	457	25	317	423	99	2,315	122	7	165	4	592	2,417	827	383	8,153
2	414	20	295	406	92	1,793	127	6	132	3	601	2,550	923	342	7,703
3	399	19	283	391	94	1,897	112	5	131	3	594	2,354	989	289	7,561

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

（8 酒類課税数量の推移（国税局分））

付表1 酒類課税数量の推移表（国税局分）

品目＼年度	平23	28	令元	2	3	対23年度比	対28年度比	対前年度比
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	%	%	%
清酒	602,987	538,025	457,462	414,211	399,354	66.2	74.2	96.4
合成清酒	41,396	31,254	24,779	19,732	18,953	45.8	60.6	96.1
連続式蒸留焼酎	387,833	341,583	317,038	294,680	283,003	73.0	82.9	96.0
単式蒸留焼酎	506,922	479,124	423,439	405,611	390,805	77.1	81.6	96.3
みりん	102,706	104,482	98,782	91,911	93,730	91.3	89.7	102.0
ビール	2,821,727	2,681,181	2,314,986	1,792,799	1,897,145	67.2	70.8	105.8
果実酒	95,482	114,026	121,744	126,539	112,112	117.4	98.3	88.6
甘味果実酒	3,777	3,998	6,613	6,401	4,550	120.5	113.8	71.1
ウイスキー	79,682	125,549	164,784	132,004	131,268	164.7	104.6	99.4
ブランデー	5,257	4,485	3,663	3,408	3,368	64.1	75.1	98.8
発泡酒	849,862	726,744	592,044	600,966	593,992	69.9	81.7	98.8
リキュール	1,819,348	1,974,924	2,416,742	2,549,782	2,354,387	129.4	119.2	92.3
スピリッツ等	297,388	556,999	827,336	922,926	988,607	332.4	177.5	107.1
その他の醸造酒等	717,728	494,542	383,329	342,129	289,416	40.3	58.5	84.6
合計	8,332,100	8,176,947	8,152,764	7,703,132	7,560,707	90.7	92.5	98.2

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

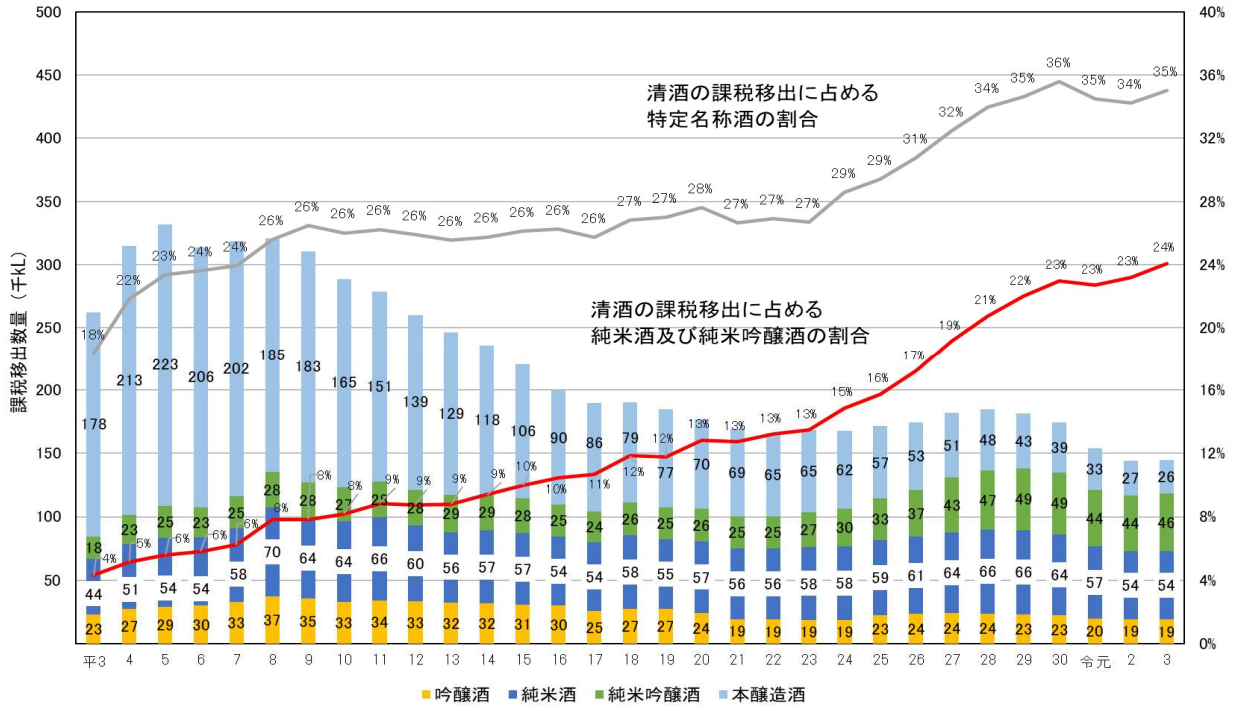
（8 酒類課税数量の推移（国税局分））

付表2 特定名称の清酒のタイプ別課税数量の推移表（国税局分）

酒造年度 / タイプ	平23	構成比	平28	構成比	令元	構成比	令2	構成比	令3	構成比
	kL	%	kL	%	kL	%	kL	%	kL	%
吟　醸　酒	18,668	3.0	23,638	4.3	19,938	4.5	19,313	4.6	18,970	4.6
純　米　酒	57,516	9.1	66,288	12.2	56,905	12.8	53,785	12.8	53,770	13.0
純米吟醸酒	27,309	4.3	46,570	8.6	44,290	9.9	43,892	10.4	45,650	11.1
本 醸 造 酒	64,628	10.3	48,334	8.9	32,810	7.4	27,218	6.5	26,293	6.4
計	168,121	26.7	184,830	34.0	153,943	34.5	144,209	34.2	144,683	35.0
総移出数量	629,558	100.0	544,377	100.0	446,162	100.0	421,291	100.0	413,054	100.0

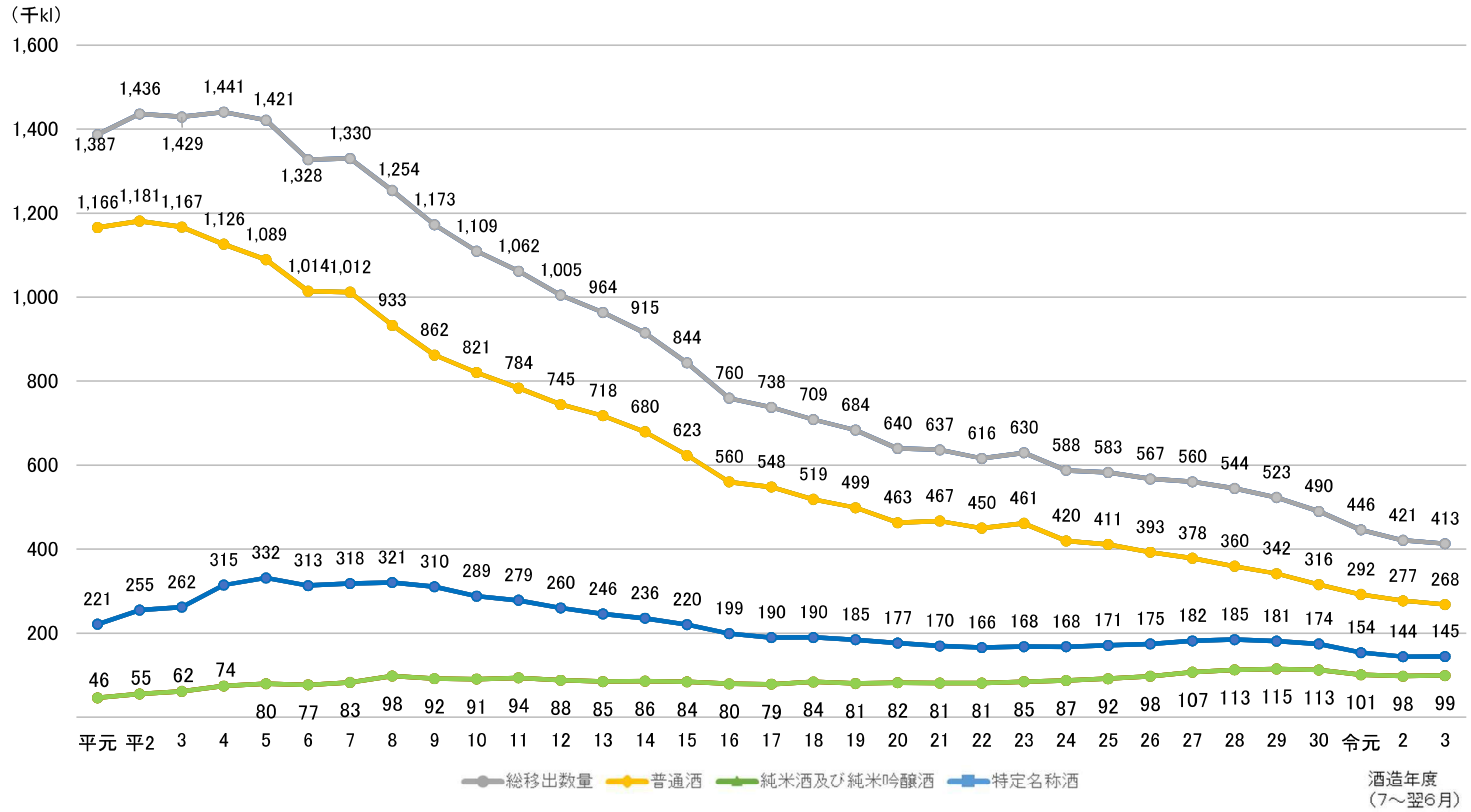
（注） 1 本表は、「清酒の製造状況等について」（国税庁）によった。
2 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。

特定名称酒の課税移出数量等の推移



（注）特定名称酒とは、清酒の製法品質表示基準（平成元年11月国税庁告示第８号）に定められた要件により分類された「吟醸酒」「純米酒」「本醸造酒」等の特定名称を表示した清酒をいう。
出典：「清酒の製造状況等について」（国税庁）より作成

特定名称の清酒のタイプ別課税移出数量の推移



（注）１　特定名称酒とは、清酒の製法品質表示基準（平成元年11月国税庁告示第8号）に定められた要件により分類された「吟醸酒」「純米酒」「本醸造酒」等の特定名称を表示した清酒をいう。
　　２　普通酒とは、特定名称酒以外の清酒をいう。
出典：「清酒の製造状況等について」（国税庁）より作成

9 酒類課税数量の推移（税関分）

（単位:千kℓ）

年度＼品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計
昭和 45	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	8
50	0	0	0	0	0	3	7	2	21	2	0	0	1	1	36
55	0	0	0	0	0	12	12	2	22	5	0	1	1	1	56
60	0	0	3	0	0	9	22	5	20	7	0	1	2	2	71
平成 元	0	0	3	0	0	71	67	2	54	11	0	14	5	3	229
5	0	0	8	0	0	120	58	3	43	11	1	5	5	4	259
6	0	0	12	0	0	327	82	3	42	10	5	7	6	5	499
7	0	0	22	0	0	213	83	5	38	9	46	7	8	6	439
8	0	0	33	1	0	166	92	4	33	10	32	10	8	7	398
9	0	0	39	0	0	117	149	3	32	8	22	12	8	7	397
10	0	0	43	0	0	69	223	3	31	5	22	8	8	6	419
11	0	0	51	0	1	41	158	3	28	5	42	11	9	8	356
12	0	0	60	0	1	27	166	3	26	5	53	11	9	8	370
13	0	0	71	0	1	30	158	4	23	5	43	14	9	8	366
14	0	0	79	1	1	28	165	4	23	4	45	16	9	9	385
15	0	0	81	2	1	26	159	3	20	4	38	18	9	9	370
16	0	0	88	2	1	27	161	3	17	3	29	22	8	11	371
17	0	0	80	0	1	29	158	3	17	3	16	27	8	11	352
18	0	0	76	0	1	28	155	6	15	3	11	31	8	11	346
19	0	0	70	0	1	24	157	4	15	2	9	43	9	10	344
20	0	0	68	0	1	24	163	3	14	2	9	67	8	9	367
21	0	0	69	0	1	22	167	3	14	1	8	110	8	9	412
22	0	0	65	1	2	23	186	3	15	1	5	172	10	8	491
23	0	0	62	1	2	38	207	4	17	2	5	239	22	7	604
24	0	0	59	1	2	37	245	4	18	1	5	256	17	7	652
25	0	0	59	1	2	35	255	4	17	1	5	271	14	6	671
26	0	0	52	1	2	32	259	4	18	1	5	265	12	6	658
27	0	0	49	1	2	32	266	4	22	1	6	240	11	5	640
28	0	0	44	0	2	29	254	4	23	1	5	217	12	6	597
29	0	0	43	0	2	28	261	4	24	1	5	220	12	5	607
30	0	0	41	0	2	30	236	4	26	1	3	134	12	5	494
令和 元	0	0	38	0	1	39	254	4	29	1	4	110	12	5	496
2	0	0	31	0	1	36	222	3	30	1	3	98	11	3	438
3	0	0	31	0	1	38	226	3	29	1	2	87	10	3	432

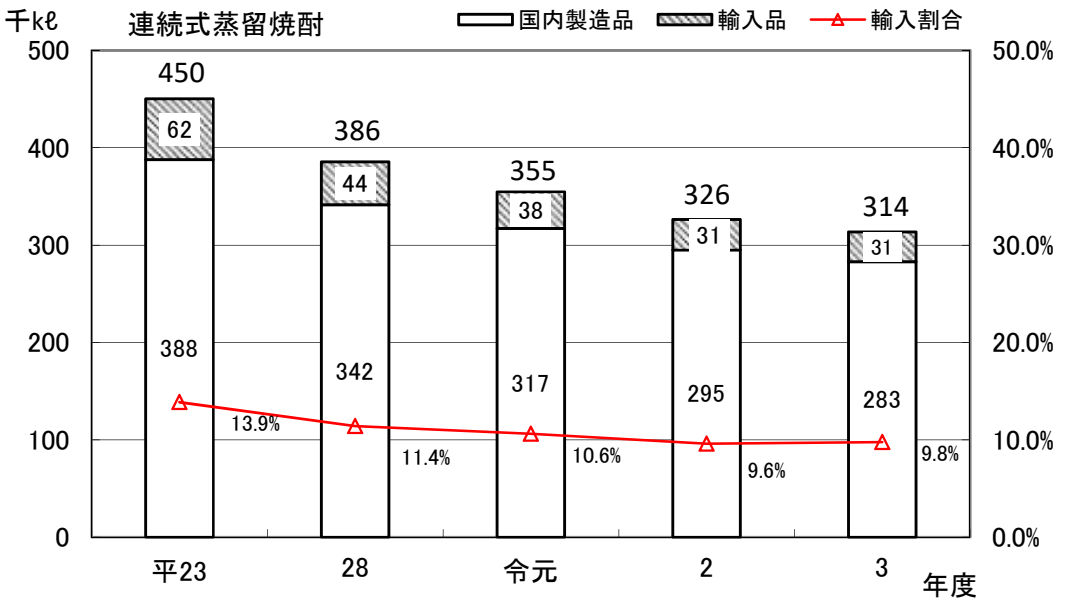
（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

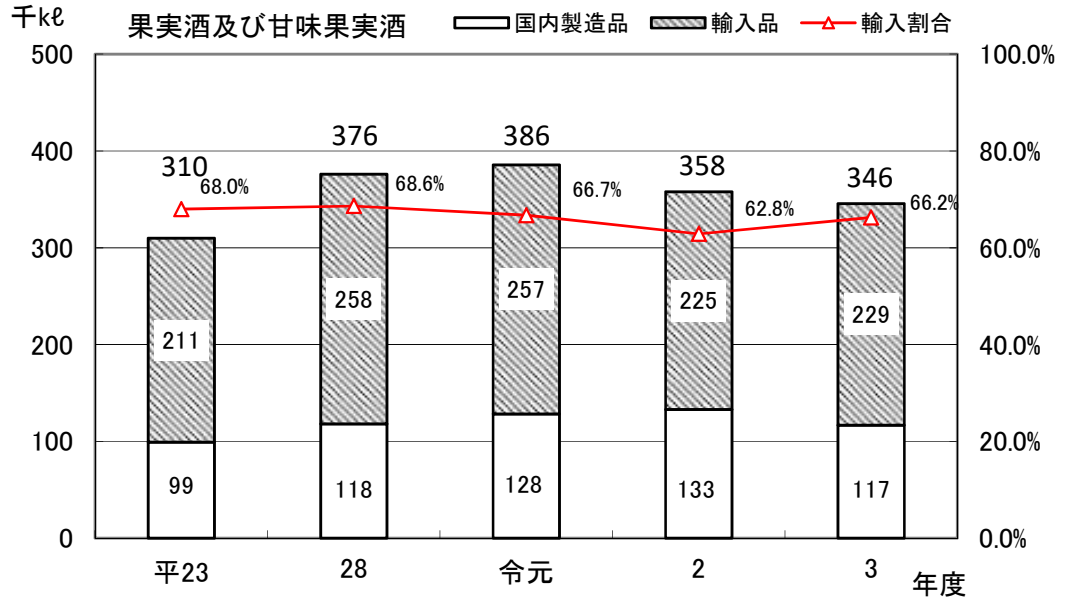
付表1 酒類課税数量の推移表（税関分）

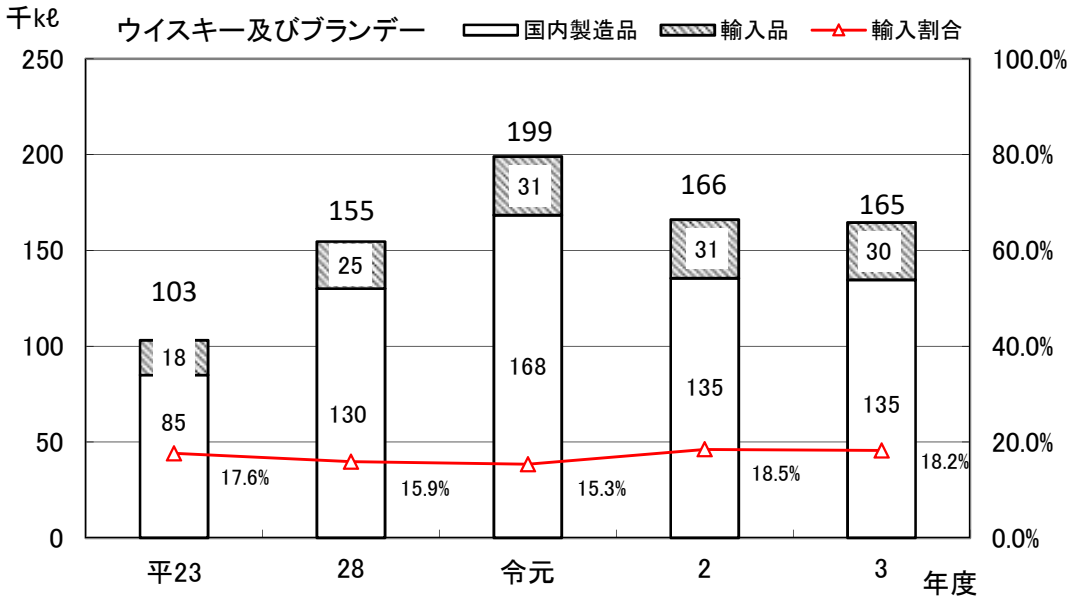
年度 / 品目	平23	28	令元	2	3			
						対23年度比	対28年度比	対前年度比
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	%	%	%
清酒	39	46	67	54	59	151.3	128.3	109.3
合成清酒	11	15	17	15	12	109.1	80.0	80.0
連続式蒸留焼酎	62,426	44,033	37,703	31,339	30,639	49.1	69.6	97.8
単式蒸留焼酎	619	409	235	228	220	35.5	53.8	96.5
みりん	1,547	1,731	1,360	1,135	1,269	82.0	73.3	111.8
ビール	37,607	28,577	38,787	35,523	38,489	102.3	134.7	108.3
果実酒	206,563	254,271	253,664	221,843	225,840	109.3	88.8	101.8
甘味果実酒	4,057	3,629	3,637	3,058	3,041	75.0	83.8	99.4
ウイスキー	16,513	23,275	29,337	29,626	28,921	175.1	124.3	97.6
ブランデー	1,615	1,292	1,204	1,013	1,001	62.0	77.5	98.8
発泡酒	4,676	5,314	3,620	2,610	2,110	45.1	39.7	80.8
リキュール	239,114	216,521	109,923	97,552	87,422	36.6	40.4	89.6
スピリッツ等	22,154	11,665	12,315	10,876	9,833	44.4	84.3	90.4
その他の醸造酒等	6,640	5,749	4,595	2,999	2,930	44.1	51.0	97.7
合計	603,581	596,528	496,466	437,871	431,789	71.5	72.4	98.6

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表2　国内製造品･輸入品別課税数量及び輸入割合の推移







10 酒税課税額の推移（国税局分及び税関分の合計）

（単位:億円）

年度＼品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計
昭和 45	2,106	24	89	20	21	3,161	4	15	605	51	0	24	17	0	6,137
50	2,600	14	74	28	28	4,190	26	13	1,976	143	0	22	12	1	9,125
55	2,538	13	93	41	47	7,295	52	18	3,793	312	0	33	24	2	14,260
60	2,728	17	318	134	58	11,608	73	28	3,662	477	8	116	102	12	19,336
平成 元	1,963	15	249	139	20	13,150	63	13	2,294	375	0	111	148	8	18,549
5	1,777	27	460	199	20	14,594	52	12	1,743	371	2	148	112	9	19,527
6	1,614	35	510	262	20	16,327	78	12	1,635	347	46	197	118	11	21,211
7	1,709	39	581	300	20	15,464	85	13	1,431	323	301	217	115	11	20,610
8	1,633	40	602	326	21	15,540	96	13	1,305	310	343	235	108	12	20,583
9	1,508	38	693	391	23	14,817	148	16	1,032	205	523	267	97	12	19,771
10	1,412	39	918	551	24	13,661	203	16	554	103	1,133	295	85	11	19,005
11	1,365	40	965	652	42	12,898	152	16	516	91	1,516	373	83	13	18,721
12	1,279	43	1,001	752	32	12,002	145	14	486	82	1,834	386	82	13	18,150
13	1,209	45	1,131	860	24	10,656	140	13	434	71	2,503	461	79	13	17,638
14	1,139	46	1,140	925	23	9,528	145	10	408	60	2,776	531	78	13	16,822
15	1,065	50	1,203	1,107	23	8,761	163	9	369	54	3,302	552	91	43	16,792
16	950	50	1,221	1,262	23	8,501	162	8	326	45	3,093	643	111	194	16,588
17	918	50	1,185	1,274	24	8,068	170	9	318	41	2,281	674	109	731	15,849
18	803	54	1,171	1,312	23	7,751	184	15	295	37	2,133	712	127	846	15,461
19	772	55	1,103	1,363	23	7,611	187	12	271	33	2,057	916	148	692	15,244
20	746	51	1,135	1,285	22	7,024	195	10	279	31	1,854	1,132	214	636	14,613
21	703	46	1,139	1,270	22	6,626	198	9	312	27	1,541	1,415	255	608	14,171
22	688	43	1,095	1,213	21	6,463	217	9	358	26	1,297	1,590	284	585	13,891
23	695	41	1,067	1,216	21	6,279	240	10	362	27	1,146	1,701	300	584	13,687
24	671	39	1,039	1,212	21	6,156	273	10	374	24	1,055	1,770	314	541	13,498
25	675	38	1,042	1,227	21	6,239	289	11	392	25	1,024	1,876	348	502	13,708
26	636	35	959	1,142	21	5,957	293	12	421	24	1,055	1,873	401	444	13,274
27	635	34	946	1,161	22	6,068	301	11	490	24	1,034	1,786	446	421	13,378
28	617	31	913	1,145	21	5,948	293	9	493	22	988	1,805	506	404	13,195
29	602	29	891	1,111	21	5,768	304	9	548	21	937	1,866	567	365	13,039
30	557	26	878	1,042	20	5,438	282	11	597	20	866	1,972	666	347	12,723
令和 元	523	25	838	1,011	20	5,164	298	12	632	19	803	2,087	731	314	12,476
2	451	20	773	970	19	3,831	293	11	590	17	813	2,394	804	315	11,300
3	419	19	745	933	19	3,862	300	9	575	17	803	2,481	847	317	11,345

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目とした。
3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

（10 酒税課税額の推移（国税局分及び税関分の合計））

付表 酒税課税額の推移表（国税局分及び税関分の合計）

年度 / 品目	平23	28	令元	2	3	対23年度比	対28年度比	対前年度比
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
清酒	69,517	61,674	52,271	45,099	41,862	60.2	67.9	92.8
合成清酒	4,113	3,105	2,461	1,959	1,881	45.7	60.6	96.0
連続式蒸留焼酎	106,657	91,265	83,768	77,255	74,545	69.9	81.7	96.5
単式蒸留焼酎	121,582	114,534	101,095	96,962	93,328	76.8	81.5	96.3
みりん	2,085	2,124	2,002	1,861	1,900	91.1	89.5	102.1
ビール	627,879	594,817	516,403	383,095	386,184	61.5	64.9	100.8
果実酒	23,990	29,285	29,849	29,277	30,030	125.2	102.5	102.6
甘味果実酒	973	937	1,199	1,082	895	92.0	95.5	82.7
ウイスキー	36,151	49,276	63,211	58,997	57,513	159.1	116.7	97.5
ブランデー	2,651	2,226	1,882	1,720	1,687	63.6	75.8	98.1
発泡酒	114,648	98,755	80,309	81,289	80,276	70.0	81.3	98.8
リキュール	170,088	180,515	208,673	239,434	248,063	145.8	137.4	103.6
スピリッツ等	30,045	50,556	73,087	80,409	84,655	281.8	167.4	105.3
その他の醸造酒等	58,359	40,402	31,371	31,517	31,731	54.4	78.5	100.7
合計	1,368,738	1,319,472	1,247,581	1,129,960	1,134,548	82.9	86.0	100.4

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

11 酒税課税額の推移（国税局分）

（単位:億円）

年度＼品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計
昭和 45	2,106	24	89	19	21	3,160	2	14	553	34	−	23	13	0	6,058
50	2,600	14	74	28	28	4,187	13	10	1,628	69	−	19	9	0	8,679
55	2,538	13	93	41	47	7,276	28	13	3,371	133	−	28	18	1	13,598
60	2,728	17	316	134	58	11,585	38	19	3,228	283	8	107	90	4	18,615
平成 元	1,963	15	247	139	20	13,002	31	10	1,733	267	0	95	129	5	17,656
5	1,777	27	451	199	20	14,343	25	9	1,296	264	1	139	92	4	18,646
6	1,614	35	492	262	20	15,604	33	9	1,196	250	40	184	92	4	19,833
7	1,709	39	547	300	20	14,992	40	8	1,045	230	235	202	83	3	19,454
8	1,633	40	552	325	21	15,171	45	8	964	206	301	216	74	3	19,561
9	1,507	38	627	391	23	14,558	64	11	786	146	498	247	64	3	18,963
10	1,412	39	816	551	24	13,509	79	12	418	82	1,109	274	50	3	18,378
11	1,365	40	840	652	42	12,808	65	12	400	70	1,472	348	47	3	18,163
12	1,279	43	856	752	31	11,942	55	11	378	60	1,777	359	43	3	17,588
13	1,208	45	962	859	24	10,589	54	9	336	53	2,457	430	42	2	17,069
14	1,139	46	951	923	22	9,465	55	6	309	42	2,728	499	39	2	16,226
15	1,065	50	1,012	1,101	23	8,703	57	6	285	39	3,251	519	54	31	16,196
16	950	50	1,013	1,256	23	8,440	53	5	255	32	3,053	608	78	180	15,996
17	918	50	997	1,273	24	8,004	62	5	248	30	2,259	635	76	716	15,296
18	803	54	990	1,311	22	7,688	62	8	233	26	2,117	670	94	831	14,910
19	772	55	938	1,362	23	7,557	62	7	211	24	2,045	866	112	679	14,713
20	746	51	974	1,284	22	6,971	65	6	223	23	1,841	1,062	183	625	14,074
21	703	46	976	1,269	21	6,578	64	5	255	21	1,530	1,313	220	597	13,599
22	688	43	943	1,211	21	6,412	69	5	296	21	1,288	1,437	249	575	13,258
23	695	41	920	1,214	21	6,196	75	5	294	20	1,138	1,493	252	574	12,939
24	671	39	899	1,210	21	6,075	77	5	301	18	1,046	1,548	268	532	12,710
25	675	38	902	1,225	21	6,162	86	6	322	19	1,014	1,634	303	493	12,899
26	636	35	838	1,140	21	5,887	85	7	346	19	1,044	1,634	360	436	12,487
27	635	34	830	1,160	21	5,998	88	6	400	18	1,022	1,572	406	414	12,603
28	617	31	810	1,144	21	5,885	89	5	398	17	977	1,613	462	396	12,465
29	602	29	790	1,110	20	5,706	95	5	450	16	926	1,671	522	358	12,299
30	557	26	782	1,041	20	5,372	93	7	490	15	860	1,846	622	341	12,072
令和 元	523	25	749	1,010	20	5,079	96	8	513	14	796	1,981	685	307	11,805
2	451	20	699	969	18	3,756	105	7	469	13	808	2,291	764	311	10,681
3	419	19	673	933	19	3,785	98	5	458	13	799	2,376	812	314	10,721

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表 酒税課税額の推移表（国税局分）

品目＼年度	平23	28	令元	2	3	対23年度比	対28年度比	対前年度比
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
清酒	69,512	61,669	52,263	45,093	41,855	60.2	67.9	92.8
合成清酒	4,112	3,104	2,459	1,957	1,880	45.7	60.6	96.1
連続式蒸留焼酎	91,961	80,965	74,909	69,852	67,255	73.1	83.1	96.3
単式蒸留焼酎	121,421	114,434	101,035	96,903	93,272	76.8	81.5	96.3
みりん	2,054	2,090	1,975	1,838	1,875	91.3	89.7	102.0
ビール	619,610	588,531	507,871	375,621	378,486	61.1	64.3	100.8
果実酒	7,467	8,943	9,557	10,512	9,779	131.0	109.3	93.0
甘味果実酒	498	524	785	748	549	110.2	104.8	73.4
ウイスキー	29,408	39,822	51,262	46,936	45,758	155.6	114.9	97.5
ブランデー	1,999	1,707	1,396	1,312	1,282	64.1	75.1	97.7
発泡酒	113,835	97,650	79,568	80,777	79,907	70.2	81.8	98.9
リキュール	149,324	161,271	198,125	229,086	237,628	159.1	147.3	103.7
スピリッツ等	25,217	46,227	68,534	76,376	81,213	322.1	175.7	106.3
その他の醸造酒等	57,446	39,599	30,727	31,134	31,380	54.6	79.2	100.8
合計	1,293,864	1,246,535	1,180,466	1,068,148	1,072,118	82.9	86.0	100.4

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

12 酒類販売(消費)数量の推移

(単位:千kℓ)

年度＼品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計
昭和 45	1,532	39	151	51	30	2,910	6	27	132		0	15	8	1	4,901
50	1,675	22	125	64	44	3,736	27	23	238		0	16	6	1	5,978
55	1,504	21	146	92	64	4,383	44	20	360		0	17	8	2	6,660
60	1,335	21	367	226	76	4,725	62	18	293		4	80	31	5	7,244
平成 元	1,345	21	287	205	85	6,060	113	17	233	43	0	89	35	7	8,540
5	1,362	37	340	248	88	6,756	108	13	186	44	2	149	36	10	9,380
6	1,257	43	358	249	85	7,057	123	13	165	40	17	193	33	11	9,642
7	1,262	51	381	267	87	6,744	144	13	153	38	194	222	32	16	9,603
8	1,213	52	403	286	89	6,697	159	12	139	34	289	236	30	17	9,657
9	1,122	51	401	291	93	6,330	225	14	134	29	431	244	27	17	9,410
10	1,052	52	393	296	96	5,857	298	15	138	27	926	262	24	19	9,456
11	1,030	55	405	317	126	5,508	278	15	132	25	1,278	344	23	19	9,554
12	977	58	411	324	138	5,185	266	16	124	22	1,574	381	27	16	9,520
13	933	60	453	338	103	4,622	253	13	116	19	2,157	447	27	15	9,556
14	888	62	468	364	100	4,132	259	12	106	16	2,465	541	26	15	9,455
15	826	63	487	435	104	3,783	237	10	98	14	2,403	580	38	43	9,120
16	746	63	497	486	103	3,617	226	8	88	12	2,213	692	59	232	9,042
17	719	63	497	502	107	3,408	238	9	83	11	1,679	736	62	898	9,012
18	688	57	480	520	105	3,305	229	10	80	10	1,516	745	79	1,032	8,856
19	664	53	465	540	105	3,215	230	10	76	9	1,473	945	93	884	8,761
20	632	51	457	516	105	2,986	227	10	75	9	1,307	1,161	146	838	8,519
21	617	46	461	500	103	2,844	240	8	84	8	1,117	1,495	192	824	8,537
22	589	43	443	480	100	2,764	262	8	94	8	948	1,754	212	808	8,515
23	601	40	433	484	98	2,690	290	8	97	7	838	1,871	233	809	8,501
24	593	40	427	481	105	2,685	321	9	99	7	781	1,974	248	769	8,538
25	581	37	425	486	105	2,665	332	9	108	7	748	2,103	276	710	8,591
26	557	34	400	462	101	2,596	351	10	118	7	765	1,979	319	632	8,331
27	556	33	391	467	107	2,666	370	9	135	7	751	2,034	353	596	8,476
28	537	30	374	457	106	2,637	353	9	145	7	732	2,057	401	565	8,412
29	526	30	371	445	106	2,540	364	11	160	6	678	2,181	459	496	8,374
30	489	28	355	424	99	2,386	352	10	175	6	620	2,292	541	468	8,246
令和 元	451	24	342	412	93	2,244	352	10	186	6	576	2,400	614	418	8,128
2	417	20	328	397	92	1,794	348	11	170	5	591	2,561	709	385	7,828
3	408	18	312	383	90	1,866	355	8	168	5	591	2,426	770	321	7,721

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別販売(消費)数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の販売(消費)数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
5 沖縄県分は含まない。

付表 酒類販売（消費）数量の推移表

品目＼年度	平23	28	令元	2	3			
						対23年度比	対28年度比	対前年度比
	ℓ kℓ	ℓ kℓ	ℓ kℓ	ℓ kℓ	ℓ kℓ	%	%	%
清酒	5.7 589,088	5.2 537,433	4.3 450,968	4.0 416,949	3.9 407,713	69.2	75.9	97.8
合成清酒	0.4 43,052	0.3 30,267	0.2 23,686	0.2 19,675	0.2 17,869	41.5	59.0	90.8
連続式蒸留焼酎	4.3 442,586	3.6 373,626	3.3 342,355	3.1 328,241	3.0 312,126	70.5	83.5	95.1
単式蒸留焼酎	4.6 480,154	4.4 457,321	4.0 411,932	3.8 396,671	3.7 382,884	79.7	83.7	96.5
みりん	1.0 100,244	1.0 105,916	0.9 92,771	0.9 92,225	0.9 90,042	89.8	85.0	97.6
ビール	26.6 2,764,465	25.4 2,636,915	21.6 2,244,365	17.2 1,794,232	17.9 1,865,922	67.5	70.8	104.0
果実酒	2.5 262,475	3.4 352,492	3.4 352,291	3.3 347,710	3.4 354,992	135.2	100.7	102.1
甘味果実酒	0.1 8,479	0.1 8,795	0.1 9,726	0.1 10,535	0.1 8,388	98.9	95.4	79.6
ウイスキー	0.9 94,297	1.4 145,197	1.8 186,204	1.6 170,092	1.6 167,907	178.1	115.6	98.7
ブランデー	0.1 7,883	0.1 6,608	0.1 5,836	0.1 5,280	0.0 5,040	63.9	76.3	95.5
発泡酒	9.1 948,370	7.0 731,737	5.5 575,602	5.7 591,443	5.7 590,681	62.3	80.7	99.9
リキュール	16.8 1,753,722	19.8 2,056,605	23.1 2,400,393	24.5 2,561,245	23.3 2,426,425	138.4	118.0	94.7
スピリッツ等	2.0 212,356	3.9 401,030	5.9 614,070	6.8 708,642	7.4 769,745	362.5	191.9	108.6
その他の醸造酒等	7.8 807,590	5.5 567,879	4.0 417,677	3.7 384,694	3.1 321,052	39.8	56.5	83.5
合計	81.8 8,514,765	80.9 8,411,874	78.1 8,127,905	75.0 7,827,698	74.3 7,720,810	90.7	91.8	98.6

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」（4月～翌年3月）によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
4 上段の数字は、成人1人当たりの酒類販売（消費）数量である。
5 成人人口は、「国勢調査結果」「人口推計」（総務省統計局）によった。
6 沖縄県分は含まない。

13 令和3年度成人1人当たりの酒類販売(消費)数量表(都道府県別)

(単位:ℓ)

国税局	都道府県	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計
札幌	北海道	3.7	0.2	6.1	1.1	0.8	21.3	3.4	0.1	1.8	0.0	6.5	28.0	5.7	2.6	81.5
仙台	青森	5.1	0.4	5.7	2.9	0.5	19.1	2.5	0.1	2.0	0.1	7.6	31.9	8.5	4.3	90.7
	岩手	5.2	0.3	4.3	3.4	0.5	19.5	2.7	0.1	1.8	0.0	5.4	30.8	7.3	3.4	84.6
	宮城	4.7	0.2	3.0	3.5	0.9	17.8	2.8	0.1	2.0	0.0	5.3	25.3	7.5	2.6	75.8
	秋田	7.2	0.4	5.9	2.5	0.5	20.3	2.3	0.1	1.9	0.0	6.2	31.1	7.3	4.9	90.6
	山形	6.3	0.4	5.4	2.3	0.9	19.0	2.9	0.1	1.9	0.0	4.7	25.4	6.4	2.6	78.5
	福島	6.2	0.2	2.6	4.3	0.8	17.9	2.2	0.0	1.8	0.0	5.6	23.3	8.0	2.7	75.7
	計	5.6	0.3	4.1	3.3	0.7	18.7	2.6	0.1	1.9	0.0	5.8	27.3	7.6	3.2	81.2
関東信越	茨城	4.1	0.2	2.9	3.2	0.6	15.5	2.3	0.0	1.7	0.0	4.6	22.4	6.9	2.5	66.8
	栃木	3.9	0.2	3.4	2.7	0.5	15.0	2.2	0.0	1.6	0.0	4.0	21.2	6.6	2.5	64.0
	群馬	3.9	0.1	4.7	2.1	0.7	14.4	2.6	0.0	1.6	0.0	4.3	20.9	6.2	2.3	64.0
	埼玉	3.7	0.1	4.1	2.3	0.5	13.5	3.9	0.0	1.5	0.0	4.1	22.2	7.6	3.0	66.6
	新潟	8.3	0.4	4.3	2.4	0.9	19.1	2.4	0.1	1.6	0.0	5.8	26.9	8.3	2.6	83.0
	長野	5.9	0.1	3.2	3.2	0.9	18.1	3.3	0.1	1.7	0.0	4.1	22.6	5.2	2.2	70.7
	計	4.6	0.2	3.9	2.6	0.6	15.2	3.1	0.0	1.6	0.0	4.4	22.6	7.0	2.7	68.5
東京	千葉	3.1	0.1	3.1	2.7	0.6	14.3	3.2	0.1	1.7	0.1	4.4	23.2	7.2	3.1	66.8
	東京	4.4	0.2	3.9	2.8	1.2	29.3	8.4	0.2	2.4	0.1	5.7	26.5	8.9	2.5	96.6
	神奈川	3.0	0.1	3.4	2.5	0.6	15.8	3.9	0.1	1.6	0.0	4.5	21.7	7.0	2.7	66.9
	山梨	4.0	0.2	3.3	3.6	0.8	17.0	6.4	0.1	2.7	0.1	4.3	19.9	6.0	2.8	71.3
	計	3.7	0.1	3.6	2.7	0.9	21.8	5.9	0.1	2.0	0.1	5.0	24.2	7.9	2.7	80.8
金沢	富山	5.9	0.1	3.2	3.3	0.7	20.9	2.7	0.1	1.7	0.0	8.4	26.8	12.5	4.8	91.1
	石川	6.0	0.2	2.3	3.1	1.1	18.2	2.9	0.1	1.4	0.0	5.8	22.9	7.7	3.0	74.7
	福井	5.1	0.1	1.8	3.1	0.9	16.9	1.6	0.1	1.1	0.0	6.6	22.3	7.1	2.3	69.0
	計	5.7	0.1	2.5	3.1	0.9	18.8	2.5	0.1	1.4	0.0	6.9	24.2	9.3	3.5	79.1
名古屋	岐阜	4.3	0.1	2.1	3.0	0.9	13.4	2.2	0.1	1.2	0.0	4.9	20.5	6.5	2.8	62.0
	静岡	3.7	0.2	2.8	3.5	1.0	15.8	2.4	0.1	1.5	0.0	4.5	20.0	7.0	2.4	65.0
	愛知	2.9	0.2	1.9	3.0	1.2	16.0	2.4	0.1	1.2	0.0	5.2	20.8	6.7	2.5	64.3
	三重	3.5	0.2	5.3	3.3	0.8	14.4	1.6	0.1	1.1	0.0	4.6	19.5	6.1	2.7	63.2
	計	3.3	0.2	2.6	3.1	1.1	15.4	2.3	0.1	1.3	0.0	5.0	20.4	6.7	2.6	64.1
大阪	滋賀	4.0	0.1	1.6	3.1	1.0	11.5	1.6	0.2	1.1	0.0	3.9	18.9	7.0	2.2	56.1
	京都	4.4	0.1	1.6	3.4	1.0	18.7	4.2	0.1	1.5	0.0	6.0	22.0	8.2	2.8	74.1
	大阪	3.4	0.1	1.8	3.7	0.9	19.7	3.1	0.1	1.8	0.1	6.7	26.3	8.9	3.6	80.1
	兵庫	3.8	0.1	1.8	3.5	1.1	16.6	2.6	0.1	1.3	0.0	5.9	23.1	7.7	3.0	70.7
	奈良	3.8	0.1	1.6	3.2	0.8	12.7	1.7	0.1	1.1	0.0	4.7	19.5	6.6	3.4	59.3
	和歌山	4.3	0.2	2.1	3.9	0.9	15.4	2.1	0.1	1.0	0.1	8.0	22.0	7.9	4.9	72.9
	計	3.7	0.1	1.8	3.5	1.0	17.5	2.9	0.1	1.5	0.0	6.2	23.8	8.2	3.3	73.6
広島	鳥取	4.6	0.6	2.4	4.0	1.0	16.4	1.6	0.1	1.3	0.0	6.3	23.4	7.4	3.8	72.9
	島根	5.4	0.2	2.6	4.9	1.1	16.3	1.7	0.2	1.2	0.0	5.6	21.9	6.7	4.5	72.3
	岡山	3.6	0.2	2.0	4.1	0.7	13.6	1.6	0.1	1.1	0.0	5.2	20.1	6.9	3.4	62.7
	広島	4.0	0.1	2.2	4.6	1.0	16.8	2.4	0.1	1.3	0.0	7.0	23.0	7.5	3.5	73.5
	山口	3.9	0.2	2.5	4.8	0.8	16.3	1.6	0.1	1.1	0.1	7.0	21.5	7.1	4.0	70.7
	計	4.0	0.2	2.2	4.5	0.9	15.8	1.9	0.1	1.2	0.0	6.4	21.9	7.2	3.7	70.0
高松	徳島	3.7	0.2	1.9	4.3	0.8	15.3	1.9	0.1	1.4	0.1	7.0	19.6	6.8	3.9	67.0
	香川	3.5	0.2	2.0	3.9	2.0	15.4	1.7	0.1	1.3	0.1	5.8	21.1	7.6	3.1	67.7
	愛媛	3.6	0.2	2.5	4.0	1.4	15.5	1.6	0.1	1.1	0.0	6.6	20.8	7.4	3.8	68.5
	高知	4.2	0.2	2.7	4.2	0.9	20.5	1.8	0.1	1.2	0.0	14.8	25.1	9.2	5.6	90.4
	計	3.7	0.2	2.3	4.1	1.3	16.4	1.7	0.1	1.2	0.1	8.0	21.4	7.7	4.0	72.1
福岡	福岡	3.3	0.2	1.7	6.3	0.8	16.0	2.6	0.1	1.5	0.1	6.9	21.4	6.8	3.1	70.6
	佐賀	4.6	0.3	1.4	5.8	0.7	16.2	1.7	0.1	1.2	0.0	7.6	21.1	6.1	3.8	70.6
	長崎	4.2	0.2	2.1	6.9	0.6	14.8	1.6	0.1	1.0	0.1	7.0	20.9	5.9	4.2	69.6
	計	3.6	0.2	1.7	6.4	0.7	15.8	2.3	0.1	1.4	0.1	7.0	21.3	6.5	3.4	70.4
熊本	熊本	2.4	0.2	1.7	8.0	0.7	15.7	2.0	0.0	1.3	0.0	8.2	21.8	6.3	5.1	73.5
	大分	3.3	0.2	2.0	8.0	0.6	16.1	2.0	0.1	1.5	0.1	6.9	20.7	6.8	4.0	72.4
	宮崎	1.9	0.1	1.2	15.2	0.5	16.4	2.1	0.1	1.3	0.0	8.6	24.2	6.9	6.8	85.5
	鹿児島	1.1	0.1	1.1	21.7	0.7	13.1	1.6	0.0	1.1	0.0	7.9	21.6	6.7	6.0	82.6
	計	2.1	0.2	1.5	13.3	0.6	15.2	1.9	0.1	1.3	0.0	7.9	22.0	6.6	5.5	78.2
全国平均		3.9	0.2	3.0	3.7	0.9	17.9	3.4	0.1	1.6	0.0	5.7	23.3	7.4	3.1	74.3

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
3 成人人口は、「人口推計」(総務省統計局)によった。
4 「全国平均」欄は、沖縄県分を含まない。

14 酒類等製造免許場数の推移

（単位:場）

年度＼品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計	酒母	もろみ
昭和45	外 25 3,533	外 92 3	外 87 39	外 482 379	外 163 37	外 − 28	外 102 233	外 115 30	外 58 18	外 74 4	外 4 −	外 104 58	外 218 26	外 12 46	外 1,536 4,434	375	218
50	外 30 3,229	外 84 2	外 86 36	外 424 393	外 160 31	外 − 32	外 109 208	外 123 24	外 56 24	外 82 5	外 4 −	外 133 47	外 243 23	外 17 48	外 1,551 4,102	383	243
55	外 36 2,947	外 81 1	外 86 31	外 429 379	外 149 38	外 − 35	外 100 218	外 133 18	外 56 26	外 89 5	外 5 −	外 146 48	外 243 21	外 30 50	外 1,583 3,817	374	271
60	外 64 2,586	外 81 3	外 76 45	外 508 389	外 161 30	外 2 38	外 121 214	外 162 17	外 61 26	外 108 9	外 10 1	外 215 51	外 262 16	外 59 56	外 1,890 3,481	376	334
平成元	外 56 2,438	外 77 5	外 82 40	外 517 359	外 75 30	外 5 39	外 142 225	外 168 18	外 65 23	外 110 5	外 12 −	外 260 63	外 266 19	外 66 59	外 1,901 3,323	377	353
5	外 61 2,386	外 76 4	外 73 47	外 514 350	外 69 32	外 8 42	外 149 235	外 167 14	外 64 20	外 108 4	外 13 −	外 280 67	外 272 11	外 72 61	外 1,926 3,273	377	362
6	外 64 2,369	外 78 3	外 75 45	外 511 352	外 70 30	外 14 49	外 152 234	外 171 11	外 64 20	外 109 4	外 32 −	外 283 71	外 272 12	外 72 61	外 1,967 3,261	384	359
7	外 64 2,336	外 77 6	外 76 46	外 512 345	外 71 29	外 17 68	外 156 233	外 175 8	外 64 19	外 109 5	外 38 4	外 298 69	外 270 14	外 76 60	外 2,003 3,242	389	354
8	外 63 2,305	外 79 2	外 82 38	外 506 345	外 69 32	外 25 143	外 156 234	外 176 10	外 64 19	外 108 4	外 54 5	外 301 75	外 270 18	外 80 58	外 2,033 3,288	388	354
9	外 68 2,268	外 79 2	外 80 40	外 504 336	外 70 32	外 35 238	外 156 239	外 177 10	外 66 16	外 110 5	外 67 25	外 310 82	外 275 16	外 80 60	外 2,077 3,369	393	356
10	外 78 2,229	外 80 1	外 79 41	外 494 327	外 71 30	外 40 274	外 156 237	外 174 10	外 67 15	外 109 4	外 103 31	外 325 83	外 275 17	外 87 57	外 2,138 3,356	394	356
11	外 82 2,191	外 79 1	外 82 38	外 485 327	外 60 38	外 45 281	外 153 236	外 170 11	外 65 13	外 106 3	外 123 37	外 335 82	外 266 18	外 88 57	外 2,139 3,333	390	354
12	外 86 2,152	外 78 1	外 87 35	外 478 327	外 63 36	外 51 272	外 163 235	外 169 11	外 68 11	外 108 3	外 128 48	外 371 91	外 268 19	外 92 58	外 2,210 3,299	349	352
13	外 92 2,121	外 79 2	外 87 36	外 476 323	外 65 37	外 51 255	外 173 229	外 172 11	外 68 10	外 106 3	外 133 54	外 386 96	外 270 19	外 103 58	外 2,261 3,254	352	348
14	外 98 2,076	外 76 2	外 82 36	外 476 328	外 71 31	外 55 244	外 183 233	外 173 13	外 67 10	外 110 4	外 136 61	外 411 101	外 278 20	外 124 57	外 2,340 3,216	337	345
15	外 102 2,024	外 75 2	外 80 37	外 487 330	外 70 33	外 95 242	外 183 233	外 175 10	外 69 8	外 113 3	外 432 52	外 528 106	外 389 21	外 133 64	外 2,931 3,165	336	357
16	外 114 1,973	外 76 2	外 81 38	外 493 347	外 74 30	外 81 233	外 177 234	外 171 11	外 70 7	外 110 4	外 385 48	外 498 106	外 346 22	外 146 91	外 2,822 3,146	331	374
17	外 118 1,938	外 73 2	外 79 36	外 490 358	外 74 31	外 77 228	外 176 237	外 171 9	外 68 6	外 110 3	外 369 42	外 554 108	外 336 23	外 162 118	外 2,857 3,139	280	388
18	外 129 1,887	外 66 5	外 85 30	外 497 365	外 73 33	外 77 221	外 184 242	外 412 21	外 65 6	外 109 4	外 2,209 37	外 2,354 114	外 3,001 27	外 4,797 149	外 14,058 3,141	264	399
19	外 138 1,845	外 65 5	外 81 32	外 503 374	外 74 31	外 80 212	外 190 239	外 384 17	外 65 7	外 112 3	外 2,138 38	外 2,230 123	外 2,779 35	外 4,451 189	外 13,290 3,150	254	405
20	外 137 1,807	外 64 5	外 79 33	外 508 374	外 72 32	外 83 202	外 184 238	外 365 14	外 66 7	外 117 2	外 2,067 37	外 2,160 123	外 2,672 37	外 4,263 205	外 12,837 3,116	251	400
21	外 145 1,761	外 71 3	外 82 32	外 506 379	外 78 30	外 90 195	外 182 247	外 354 12	外 68 8	外 120 4	外 1,969 35	外 2,080 136	外 2,559 37	外 4,069 211	外 12,373 3,090	252	407
22	外 150 1,736	外 73 2	外 79 34	外 507 375	外 78 30	外 89 187	外 179 257	外 344 10	外 67 8	外 120 5	外 1,877 40	外 2,017 153	外 2,443 39	外 3,864 230	外 11,887 3,106	275	400
23	外 154 1,709	外 71 2	外 77 35	外 499 374	外 81 30	外 90 181	外 179 262	外 332 10	外 66 8	外 120 1	外 1,715 46	外 1,905 170	外 2,260 36	外 3,533 243	外 11,082 3,107	255	404
24	外 151 1,684	外 73 2	外 79 36	外 500 366	外 82 32	外 93 168	外 178 267	外 325 13	外 65 9	外 122 1	外 1,596 51	外 1,833 171	外 2,142 36	外 3,309 245	外 10,548 3,081	244	415
25	外 154 1,652	外 71 2	外 75 38	外 497 363	外 79 32	外 92 167	外 176 277	外 318 11	外 64 9	外 119 1	外 1,512 60	外 1,779 187	外 2,055 38	外 3,150 252	外 10,141 3,089	243	415
26	外 151 1,634	外 70 2	外 76 37	外 492 363	外 79 30	外 87 173	外 179 286	外 312 11	外 65 9	外 120 1	外 1,466 72	外 1,758 185	外 1,998 37	外 3,032 256	外 9,885 3,096	243	419
27	外 146 1,627	外 68 3	外 76 37	外 494 361	外 79 30	外 84 178	外 190 305	外 312 10	外 67 10	外 120 1	外 1,430 95	外 1,734 185	外 1,948 43	外 2,959 265	外 9,707 3,150	239	419
28	外 148 1,615	外 70 2	外 78 35	外 494 359	外 80 29	外 86 179	外 192 328	外 313 9	外 70 16	外 118 2	外 1,403 113	外 1,713 181	外 1,904 46	外 2,899 270	外 9,571 3,184	243	417
29	外 161 1,594	外 71 1	外 77 36	外 483 371	外 77 32	外 84 187	外 204 355	外 310 12	外 75 18	外 123 1	外 1,376 223	外 1,700 182	外 1,869 46	外 2,825 275	外 9,435 3,333	245	415
30	外 160 1,580	外 71 1	外 79 34	外 488 364	外 76 33	外 181 318	外 214 394	外 313 10	外 81 21	外 279 3	外 1,483 120	外 1,691 187	外 1,812 50	外 2,759 279	外 9,687 3,394	244	407
令和元	外 157 1,563	外 71 1	外 78 34	外 489 368	外 76 31	外 162 341	外 210 416	外 310 8	外 84 26	外 265 4	外 1,477 128	外 1,676 195	外 1,795 57	外 2,705 280	外 9,555 3,452	248	411
2	外 159 1,550	外 71 1	外 74 32	外 488 364	外 78 32	外 149 365	外 215 447	外 314 6	外 99 35	外 254 5	外 1,478 171	外 1,683 208	外 1,799 73	外 2,661 285	外 9,522 3,574	260	416
3	外 166 1,544	外 72 1	外 78 30	外 495 359	外 79 34	外 149 379	外 225 479	外 325 7	外 111 46	外 252 6	外 1,488 233	外 1,685 233	外 1,810 79	外 2,636 285	外 9,571 3,715	267	426

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
5 一の製造場で複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本書きとし、その他は外書きとして掲げた。
6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。
7 平成30年度以降の酒類の製造免許場数は、平成29年度の酒税法改正に伴い附則第35条第1項、第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。

（14 酒類等製造免許場数の推移）

付表１　地ビール製造免許場（者）数の推移

年　　度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395	400	405	412
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368	372	376	380

（注）１　製造免許場（者）数は、各年度末（３月31日）現在のものである。

２　平成６年４月１日以降ビールの製造免許を取得した製造場（者）で、大手ビールメーカー（５社）及び試験製造免許に係る製造場（者）を除いたものを掲げた。

※　酒税法の一部改正（平成６年法律第24号）により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000kℓから60kℓに引き下げられた。

３　平成29年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成30年３月３１日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対し、ビールの製造免許が付与された。

付表２　果実酒製造免許場（者）数の推移　（特定酒類（果実酒））

年　　度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42	44	45	46

（注）１　製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末（３月31日）現在のものである。

２　構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する酒税法の特例（総合特別区域法（平成23年法律第81号）及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）によりみなし適用される場合を含む。）により果実酒の製造免許を取得した製造場（者）を掲げた。

※　構造改革特別区域法第25条（酒税法の特例）に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

３　認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数（総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。）である。

付表３　濁酒製造免許場（者）数の推移　（特定酒類（その他の醸造酒））

年　　度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194	198	204	193
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193	197	204	193
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171	175	180	182

（注）１　製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末（３月31日）現在のものである。

２　構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する酒税法の特例（総合特別区域法（平成23年法律第81号）及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）によりみなし適用される場合を含む。）によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場（者）を掲げた。

※　構造改革特別区域法第25条（酒税法の特例）に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

３　認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数（総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。）である。

（14 酒類等製造免許場数の推移）

付表４　果実酒製造免許場（者）数の推移　（特産酒類（果実酒））

年　　度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52	63	68	72	82	84

（注）1　製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末（3月31日）現在のものである。
2　構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する酒税法の特例（総合特別区域法（平成23年法律第81号）及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）によりみなし適用される場合を含む。）により果実酒の製造免許を取得した製造場（者）を掲げた。
※　構造改革特別区域法第26条（酒税法の特例）に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kℓに緩和された。
3　認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数（総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。）である。

付表５　リキュール製造免許場（者）数の推移　（特産酒類（リキュール））

年　　度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58	68	72	73	81	82

（注）1　製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末（3月31日）現在のものである。
2　構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する酒税法の特例（総合特別区域法（平成23年法律第81号）及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）によりみなし適用される場合を含む。）によりリキュールの製造免許を取得した製造場（者）を掲げた。
※　構造改革特別区域法第26条（酒税法の特例）に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。
3　認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数（総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。）である。

付表６　単式蒸留焼酎製造免許場（者）数の推移　（特産酒類（単式蒸留焼酎））

年　　度	平成29	30	令和元	2	3
製造場数	0	1	1	1	4
製造者数	0	1	1	1	4
認定計画数	3	3	3	4	5

（注）1　製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末（3月31日）現在のものである。
2　構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する酒税法の特例（総合特別区域法（平成23年法律第81号）及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）によりみなし適用される場合を含む。）により単式蒸留焼酎の製造免許を取得した製造場（者）を掲げた。
※　構造改革特別区域法第26条（酒税法の特例）に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。
3　認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数（総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。）である。

（14 酒類等製造免許場数の推移）

付表７　原料用アルコール製造免許場（者）数の推移　（特産酒類（原料用アルコール））

年　　度	平成29	30	令和元	2	3
製造場数	0	1	1	1	1
製造者数	0	1	1	1	1
認定計画数	1	1	1	1	1

（注）１　製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末（３月31日）現在のものである。
２　構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する酒税法の特例（総合特別区域法（平成23年法律第81号）及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）によりみなし適用される場合を含む。）により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場（者）を掲げた。
※　構造改革特別区域法第26条（酒税法の特例）に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。
３　認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数（総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。）である

付表８　清酒製造体験特区件数の推移

年　　度	令和元	2	3
承認件数	0	1	2
認定計画数	2	4	5

（注）１　承認件数及び認定計画数は、各年度末（３月31日）現在のものである。
２　構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する酒税法の特例（総合特別区域法（平成23年法律第81号）及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）によりみなし適用される場合を含む。）による承認件数を掲げた。
※　構造改革特別区域法第27条に規定より承認を受けた製造者は、構造改革特別区域内に所在する一の場所について、清酒の既存製造場と一の清酒の製造場とみなすこととされた。
３　認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数（総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。）である。

参考：構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

（特定酒類について）
構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」に限る。）を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準（いずれも6kℓ）を適用しないこととしている。

（特産酒類について）
構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準（単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びリキュールは6kℓ）を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

（単位:場）

区分 / 年月日	卸売業 全酒類	卸売業 その他	卸売業 計	小売業 全酒類	小売業 その他	小売業 計	合計	備考
昭和 46．3．31 現在	－	外 1,316	外 1,316	外 1,198	外 147	外 1,345		13.3 酒類販売業免許制度発足
	1,965	2,387	4,352	122,291	20,756	143,047	147,399	
51．3．31	－	－	－	－	－	外 14,321		
	13,738	2,731	16,469	129,976	20,856	150,832	167,301	
61．3．31	－	－	－	－	－	外 12,617		
	11,980	2,676	14,656	138,056	21,832	159,888	174,544	63.12 「規制緩和推進要綱」（酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の簡素化・明確化等）の閣議決定
平成 2．3．31	－	－	－	－	－	外 12,594		元. 6 人口基準、抽選制の導入
	11,540	3,487	15,027	139,396	22,127	161,523	176,550	
5．3．31	－	－	－	－	－	外 15,786		
	10,896	7,325	18,221	137,138	22,162	159,300	177,521	
6．3．31	－	－	－	－	－	外 15,542		
	10,682	7,332	18,014	137,777	22,335	160,112	178,126	
7．3．31	－	－	－	－	－	外 15,286		
	10,487	7,331	17,818	138,568	22,770	161,338	179,156	
8．3．31	－	－	－	－	－	外 14,913		
	10,200	7,274	17,474	139,403	23,003	162,406	179,880	
9．3．31	－	－	－	－	－	外 14,652		
	9,980	7,137	17,117	140,180	26,703	166,883	184,000	
10．3．31	－	－	－	－	－	外 14,346		10. 3 「規制緩和推進3か年計画」（酒類小売業免許に係る需給調整規制の廃止）の閣議決定
	9,757	7,090	16,847	140,836	31,012	171,848	188,695	
11．3．31	－	－	－	－	－	外 14,061		
	9,546	7,081	16,627	143,718	31,377	175,095	191,722	
12．3．31	－	－	－	－	－	外 13,923		
	9,436	7,053	16,489	145,841	31,641	177,482	193,971	
13．3．31	－	－	－	－	－	外 13,630		13. 1 酒類小売業免許の距離基準の廃止
	9,365	6,885	16,250	145,053	31,820	176,873	193,123	
14．3．31	－	－	－	－	－	外 13,395		
	9,210	6,773	15,983	151,343	30,679	182,022	198,005	
15．3．31	－	－	－	－	－	外 13,451		
	9,070	6,686	15,756	154,759	29,840	184,599	200,355	
16．3．31	－	－	－	－	－	外 13,180		15. 5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布
	8,630	6,469	15,099	165,915	27,311	193,226	208,325	15. 9 酒類小売業免許の人口基準の廃止
17．3．31	－	－	－	－	－	外 12,597		
	8,011	6,406	14,417	171,674	25,737	197,411	211,828	
18．3．31	－	－	－	－	－	外 12,199		17. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布
	7,608	6,384	13,992	170,975	25,485	196,460	210,452	
19．3．31	－	－	－	－	－	外 11,871		18. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定失効
	7,303	6,330	13,633	178,124	23,148	201,272	214,905	
20．3．31	－	－	－	－	－	外 11,683		
	7,111	6,262	13,373	179,624	22,250	201,874	215,247	
21．3．31	－	－	－	－	－	外 11,346		
	6,855	6,090	12,945	178,016	21,350	199,366	212,311	
22．3．31	－	－	－	－	－	外 10,966		
	6,589	5,909	12,498	176,773	7,299	184,072	196,570	
23．3．31	－	－	－	－	－	外 10,488		
	6,212	5,850	12,062	175,132	6,557	181,689	193,751	23. 4 「規制・制度改革に係る方針」（酒類卸売業免許の要件緩和）の閣議決定
24．3．31	－	－	－	－	－	外 10,251		
	5,899	5,786	11,685	174,544	6,237	180,781	192,466	
25．3．31	－	－	－	－	－	外 10,112		24. 9 酒類卸売業免許の要件緩和等の適用を開始
	5,701	5,814	11,515	174,737	5,950	180,687	192,202	
26．3．31	－	－	－	－	－	外 10,092		
	5,571	5,919	11,490	175,356	5,750	181,106	192,596	
27．3．31	－	－	－	－	－	外 10,125		
	5,442	6,087	11,529	175,165	5,561	180,726	192,255	
28．3．31	－	－	－	－	－	外 10,203		
	5,361	6,291	11,652	174,261	5,383	179,644	191,296	
29．3．31	－	－	－	－	－	外 10,306		
	5,284	6,524	11,808	173,890	5,355	179,245	191,053	
30．3．31	－	－	－	－	－	外 10,460		
	5,198	6,828	12,026	172,260	5,204	177,464	189,490	
31．3．31	－	－	－	－	－	外 10,616		
	5,108	7,194	12,302	170,116	5,057	175,173	187,475	
令和 2．3．31	－	－	－	－	－	外 10,738		
	5,015	7,517	12,532	167,355	4,830	172,185	184,717	
3．3．31	－	－	－	－	－	外 11,064		
	4,940	8,054	12,994	166,858	4,968	171,826	184,820	
4．3．31	－	－	－	－	－	外 11,548		
	4,865	8,838	13,703	167,587	5,153	172,740	186,443	

（注） 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」（4月～翌年3月）によった。
2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、卸小売兼業者の従たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在以降の外書きは、卸売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。

16 酒類事業者の概況

1　酒類小売業者の販売・経営状況（酒類小売業者の概況より）

⑴　酒類小売業者の概況（一販売場平均）

区　　分	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
酒類小売数量（kℓ）	51.1	52.2	50.4
酒類売場面積（㎡）	40.1	44.3	42.7
平均営業時間（時間）	15.5	15.5	15.4

⑵　一般酒販店の経営概況（一者平均）

（単位：万円、％）

区　　分	金額・割合		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
総売上高	9,585	10,605	10,849
うち酒類小売売上高	2,768	3,092	3,453
総売上高に占める割合	28.9	29.2	31.8
売上総利益	2,202	2,285	3,379
うち酒類小売売上総利益	524	593	600
税引前純利益	248	316	241
総売上高に占める割合	2.6	3.0	2.2

⑶　業態別の販売場数

（単位：場、％）

区　　分	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度	
		構成比		構成比		構成比
一　般　酒　販　店	38,863	24.5	35,906	23.4	34,494	22.5
コンビニエンスストア	55,863	35.2	54,215	35.4	54,808	35.8
スーパーマーケット	20,642	13.0	20,398	13.3	20,456	13.3
百　　貨　　店	436	0.3	406	0.3	401	0.3
量　　販　　店	3,274	2.1	3,195	2.1	3,173	2.1
業務用卸主体店	3,033	1.9	2,962	1.9	2,969	1.9
ホームセンター・ドラッグストア	14,525	9.2	15,143	9.9	15,691	10.2
そ　　の　　他	21,946	13.8	21,137	13.8	21,288	13.9
合　　計	158,582	100.0	153,362	100.1	153,280	100.0

（注）　構成比については、小数点２位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

⑷　業態別の販売数量

（単位：kℓ、％）

区　分	平成30年度		令和元年度		令和２年度	
		構成比		構成比		構成比
一般酒販店	1,001,950	12.4	950,247	11.9	777,536	10.1
コンビニエンスストア	999,328	12.3	990,607	12.4	984,728	12.8
スーパーマーケット	3,039,497	37.5	2,975,652	37.2	3,150,276	40.8
百貨店	54,393	0.7	54,223	0.7	50,590	0.7
量販店	944,478	11.7	893,225	11.2	885,167	11.5
業務用	752,455	9.3	747,310	9.3	436,491	5.7
ホームセンター・ドラッグストア	864,293	10.7	939,650	11.7	1,020,304	13.2
その他	443,136	5.5	452,162	5.6	418,121	5.4
合計	8,099,530	100.0	8,003,076	100.0	7,723,214	100.0

（注）　構成比については、小数点２位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

⑸　経営組織別事業者数

（単位：者、％）

区　分	平成30年度		令和元年度		令和２年度	
		構成比		構成比		構成比
個人	47,221	54.2	43,871	53.5	42,628	52.9
法人・その他	39,901	45.8	38,185	46.5	38,026	47.1
合計	87,122	100.0	82,056	100.0	80,654	100.0

⑹　一般酒販店の総売上規模別事業者数

（単位：者、％）

区　分	平成30年度		令和元年度		令和２年度	
		構成比		構成比		構成比
300万円以下	2,295	13.8	2,300	14.9	2,137	14.5
300万円超　500万円以下	1,564	9.4	1,401	9.1	1,438	9.8
500万円超　700万円以下	1,257	7.6	1,128	7.3	1,197	8.1
700万円超　1,000万円以下	1,610	9.7	1,448	9.4	1,422	9.7
1,000万円超　1,500万円以下	1,760	10.6	1,548	10.1	1,595	10.8
1,500万円超　2,000万円以下	1,247	7.5	1,135	7.4	1,121	7.6
2,000万円超　2,500万円以下	990	6.0	877	5.7	833	5.7
2,500万円超　3,000万円以下	760	4.6	705	4.6	645	4.4
3,000万円超　4,000万円以下	1,120	6.7	1,028	6.7	955	6.5
4,000万円超　5,000万円以下	739	4.4	682	4.4	583	4.0
5,000万円超　１億円以下	1,653	9.9	1,578	10.2	1,375	9.3
１億円超	1,634	9.8	1,571	10.2	1,415	9.6
合　計	16,629	100.0	15,401	100.0	14,716	100.0

（注）　構成比については、小数点２位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

２　酒類製造者等及び酒類卸売業者の概況（酒類製造業及び酒類卸売業の概況（令和４年アンケート）より）

（１）区分別回答者数

区分	回答者数	大企業	中小企業	個人事業者
	者	者	者	者
酒類製造者等	2,253	23	2,024	206
酒類卸売業者	1,862	97	1,642	123

（２）酒類業者の平均従業員数及び経営状況（1者平均）

区分／事業者区分	回答者数	全体		大企業		中小企業		個人事業者	
		従業員数	酒類事業従業員数	従業員数	酒類事業従業員数	従業員数	酒類事業従業員数	従業員数	酒類事業従業員数
	者	人	人	人	人	人	人	人	人
酒類業者	4,115	89	20	1,299	161	57	5	2	1
酒類製造者等	2,253	51	17	2,068	470	33	14	2	1
酒類卸売業者	1,862	134	24	1,117	88	86	22	3	1

区分／事業者区分	回答者数	売上高		売上総利益		営業利益	
		全事業	酒類事業	全事業	酒類事業	全事業	酒類事業
	者	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
酒類業者	4,115	9,469	1,831	1,146	326	34	59
酒類製造者等	2,253	2,110	1,020	719	368	103	64
酒類卸売業者	1,862	18,374	2,813	1,662	275	△50	52

令和４年酒類業実態調査について、ご回答いただきました酒類事業者の皆様、大変ありがとうございました。
ご回答いただいた各調査表を基に国税庁ホームページでも調査結果を公表しております。

酒類事業者の概況として、「酒類小売業者の概況」と「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」を国税庁ホームページに掲載しています。

・酒類小売業者の概況（令和２年度分）
https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/kori/2022/kouri.htm

・酒類製造業及び酒類卸売業の概況（令和４年アンケート）
https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seizo_oroshiuri/r04/index.htm

17　酒類の表示義務

〈表示制度の概要〉

酒類の容器及び包装には、酒税の検査取締上の見地から、当該酒類の品目等、所定の事項を表示することが義務付けられています(酒類業組合法 86 の５、酒類業組合法施行令８の３)。

また、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、財務大臣は、酒類の製法、品質その他政令で定める事項の表示について必要な基準を定めることができることとされています(酒類業組合法 86 の６、酒類業組合法施行令８の４)。

このほか、食品表示法に基づく食品表示基準が令和２年４月１日から適用されています。

	目　的	表　示　内　容	根拠規定
酒類の品目等の表示義務	酒税の保全	・製造業者の氏名又は名称 ・製造場の所在地 ・内容量 ・品目 ・アルコール分 ・税率適用区分(発泡酒及び雑酒) ・発泡性を有する旨及び税率適用区分(その他の発泡性酒類)	酒類業組合法 86 の５ 酒類業組合法施行令８の３
酒類業組合法に基づく酒類の表示基準(※)	酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため	・清酒の製法品質表示基準（平成元年 11 月国税庁告示第８号） ・果実酒等の製法品質表示基準（平成 27 年 10 月国税庁告示第 18 号） ・酒類の地理的表示に関する表示基準（平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号） ・二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年 11 月国税庁告示第９号）	酒類業組合法 86 の６ 酒類業組合法施行令８の４ 国税庁告示
食品表示法に基づく食品表示基準	食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保	・名称（品目） ・添加物 ・内容量 ・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 ・製造所等の所在地及び製造者等の名称等 ・Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨 など	食品表示法４ 食品表示基準

※　酒類の表示基準を定める権限は、財務大臣から国税庁長官に委任されています(酒類業組合法施行規則 20)。

※　日本農林規格等に関する法律の改正に伴い、酒類における有機の表示基準（平成 12 年国税庁告示第７号）が廃止され、有機酒類については、有機ＪＡＳ認証を取得し、有機ＪＡＳマークを付すことが必要となりました。

なお、令和７年９月 30 日までは引き続き有機の表示基準に基づく表示ができる旨の経過措置が設けられています。

18 清酒の製法品質表示基準

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第８号）が制定された平成元年当時、清酒については、酒造技術の発達や消費の多様化に伴い、吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった製法や品質の異なる様々なタイプの清酒が酒屋さんの店頭で見られるようになりましたが、それらの表示には法的なルールが無かったため、消費者からどのような品質のものであるかよく分からないという声が高まっていました。

そこで、中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に「清酒の製法品質表示基準」が定められ、平成２年４月から適用されています。この表示基準では、①吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった特定名称を表示する場合の基準を定めるとともに、全ての清酒について、②清酒の容器等に表示しなければならない事項の基準、③清酒の容器等に任意に表示できる事項の基準、④清酒の容器等に表示してはならない事項の基準が定められ、消費者の商品選択の大きなよりどころとなっています。

清酒の製法品質表示基準（概要）

１　特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特定名称は、原料、製造方法等の違いによって８種類に分類されます。

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米の使用割合	香味等の要件
吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
大吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
純米酒	米、米こうじ	－	15%以上	香味、色沢が良好
純米吟醸酒	米、米こうじ	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
純米大吟醸酒	米、米こうじ	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
特別純米酒	米、米こうじ	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好
本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	70%以下	15%以上	香味、色沢が良好
特別本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合60%というときには、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多過ぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合

92%程度の白米（玄米の表層部を８%程度削り取ります。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、「農産物検査法」（昭和26年法律第144号）に基づく「農産物規格規程」（平成13年農林水産省告示第244号）によって、３等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

こうじ米とは

こうじ米とは、米こうじ（白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のでん粉を糖化させることができるものをいいます。）の製造に使用する白米をいいます。

なお、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいいます。）が、15%以上のものに限られています。

醸造アルコールとは

醸造アルコールとは、でん粉質物や含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコールをいいます。

もろみにアルコールを適量添加すると、香りが高く、「スッキリした味」となります。更に、アルコールの添加には、清酒の香味を劣化させる乳酸菌（火落菌）の増殖を防止するという効果もあります。

吟醸酒や本醸造酒に使用できる醸造アルコールの重量（アルコール分95度換算の重量によります。）は、白米の重量の10%以下に制限されています。

吟醸造りとは

吟醸造りとは、吟味して醸造することをいい、伝統的に、よりよく精米した白米を低温でゆっくり発酵させ、かすの割合を高くして、特有な芳香（吟香）を有するように醸造することをいいます。

吟醸酒は、吟醸造り専用の優良酵母、原料米の処理、発酵の管理から瓶詰・出荷に至るまでの高度に完成された吟醸造り技術の開発普及により商品化が可能となったものです。

２　必要記載事項の表示

清酒には、次の事項を、原則として８ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示することになっています。

⑴　原材料名

使用した原材料名を、米、米こうじ、以下、使用量の多い順に記載します。

なお、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示します。

例えば、本醸造酒であれば次のように記載します。

原材料名　米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合　68%

⑵　保存又は飲用上の注意事項

生酒のように製成後一切加熱処理をしないで出荷する清酒には、保存又は飲用上の注意事項を記載します。

（参考）

生酒及び生貯蔵酒以外の清酒は、通常、製成後、貯蔵する前と出荷する前の２回加熱処理をしています。

⑶ 原産国名

輸入品の場合に記載します。

⑷ 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、その外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示します。

なお、使用割合については、10%の幅をもって記載してもよいことになっています。

以上のほか、次の事項も必ず表示するよう清酒製造者に表示義務が課されています。

○ 製造者の氏名又は名称

○ 製造場の所在地（記号で表示してもよいことになっています。）

○ 内容量

○ 清酒（原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒の場合、「日本酒」と表示してもよいことになっています。）

○ アルコール分

3 任意記載事項の表示

次に掲げる事項は、それぞれの要件に該当する場合に表示することができます。

⑴ 原料米の品種名

表示しようとする原料米の使用割合が50%を超えている場合に、使用割合と併せて、例えば、山田錦100%と表示できます。

⑵ 清酒の産地名

その清酒の全部がその産地で醸造されたものである場合に表示できます。したがって、産地が異なるものをブレンドした清酒には産地名を表示できません。

⑶ 貯蔵年数

１年以上貯蔵した清酒に、１年未満の端数を切り捨てた年数を表示できます。

⑷ 原酒

製成後、水を加えてアルコール分などを調整しない清酒に表示できます。

なお、仕込みごとに若干異なるアルコール分を調整するため、アルコール分１%未満の範囲内で加水調整することは、差し支えないことになっています。

⑸ 生酒

製成後、一切加熱処理をしない清酒に表示できます。

⑹ 生貯蔵酒

製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、出荷の際に加熱処理した清酒に表示できます。

⑺ 生一本

一つの製造場だけで醸造した純米酒に表示できます。

⑻ 樽酒

木製の樽で貯蔵し、木香のついた清酒に表示できます。

なお、販売する時点で、木製の容器に収容されているかは問いません。

⑼ 「極上」、「優良」、「高級」等品質が優れている印象を与える用語

自社に同一の種別又は銘柄の清酒が複数ある場合において、品質が優れているものに表示できます（使

用原材料等から客観的に説明できる場合に限ります。）。

なお、これらの用語は、自社の清酒のランク付けとして使用できるもので、他社の清酒と比較するために使用することはできません。

⑽　製造時期の表示

清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、製造時期であることを示す文字の後に表示するものとする。

なお、保税地域から引き取る清酒で製造時期が不明なものにあっては、製造時期に代えて輸入年月日を輸入年月日であることを示す文字の後に表示するものとする。

上記以外の事項については、事実に基づき別途説明表示する場合に限り表示しても差し支えないことになっています。

４　表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはいけません。

⑴　清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語

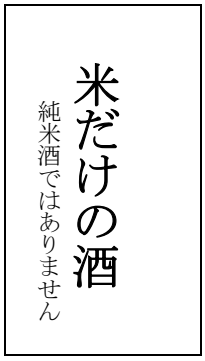
⑵　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

⑶　特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語

※　ただし、特定名称に類似する用語の表示の近接する場所に、原則として８ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えありません。

なお、この説明表示は、消費者の商品選択に資するために設けられたものですので、８ポイントの活字以上の大きさで表示してあればそれでよいということではなく、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者の方が特定名称の清酒に該当しないと明確に分かる大きさの文字とする必要があります。

例えば、純米酒の製法品質の要件に該当しない清酒に、純米酒に類似する用語（例：「米だけの酒」）を表示する場合には、次のように純米酒に該当しないことが明確に分かる説明表示をしなければなりません。



19 果実酒等の製法品質表示基準

1 制定の経緯等

国内における酒類の消費が伸び悩む中で、ワインについては国内製造分も含めて消費が拡大しています。特に国産ぶどうのみから造られる「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものも登場しています。また、地域振興、６次産業化などを通じて、新たな「日本ワイン」造りへの参入も期待できます。

ワインはＥＵを中心に古くから国際貿易の主要な産品として取引されています。ワインのラベル表示はその出所や品質の判断要素として重要視されており、ＥＵを始め、アメリカやオーストラリアなど多くの国において公的なワインの表示に関するルールが定められています。

他方、国内においては「日本ワイン」のほか輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものなど様々なワインが流通しており、ワインのラベル表示に関する公的なルールも無かったため、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワイン（海外原料使用のワイン等）の違いが分かりにくいという問題がありました。

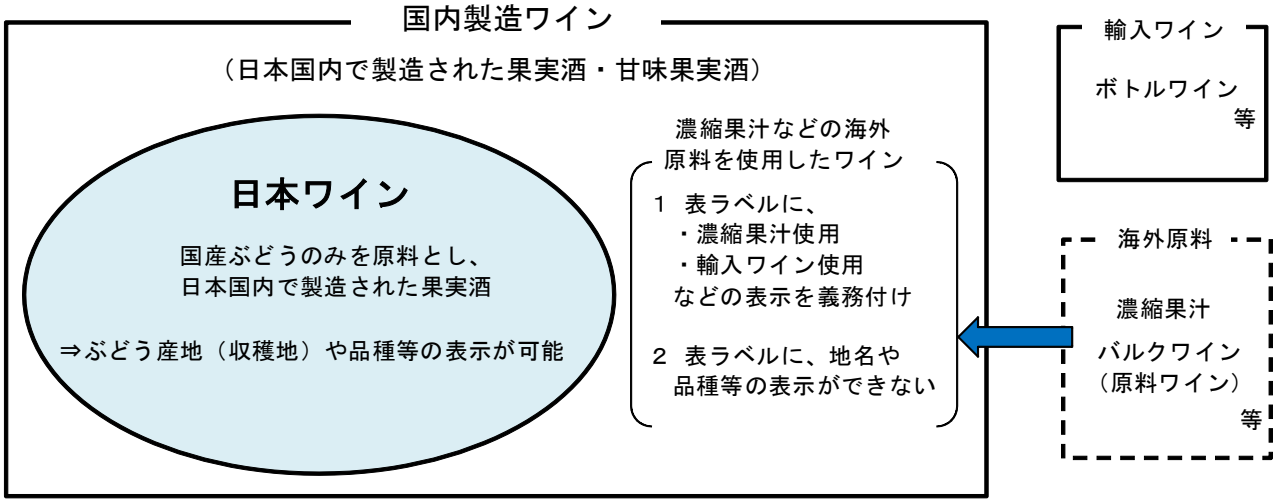
こうした状況を踏まえ、「日本ワイン」の国際的な認知度の向上、消費者にとって分かりやすい表示といった観点から、国際的なルールを踏まえたワインの表示のルールを定めることとし、国税審議会の答申を受け、酒類業組合法に基づく「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年10月国税庁告示第18号）（以下「表示基準」といいます。）を平成27年10月に定め、平成30年10月から適用しています。

2 表示基準の概要

日本ワイン

日本ワインとは、国内で収穫されたぶどうのみを使用し、日本国内で製造された果実酒のことをいいます。

表示基準では、国内で製造された「国内製造ワイン」と輸入された「輸入ワイン」とで区分し、さらに国内製造ワインのうち、国内で収穫されたぶどうのみを原料とした果実酒を「日本ワイン」に区分しています。



「日本ワイン」の表示

日本ワインには、一括表示欄に「日本ワイン」と表示する必要があります。また、一括表示欄以外の場所には、任意で表示することができます。

地名の表示

日本ワインに限り、次に掲げる地名を表示することができます。

イ　産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が同一である場合の産地名

ロ　産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が異なる場合のぶどうの収穫地名

ハ　産地で収穫されたぶどうの使用が85%未満である場合のワインの醸造地名

なお、日本ワイン以外の国内製造ワインであっても、一括表示欄には原材料の原産地名としてぶどうの収穫地を表示することはできることとしています。

ぶどうの品種名の表示

国内製造ワインの原料として使用したぶどうの品種名については、次に掲げる品種名を表示することができます。ただし、一括表示欄以外への表示は、日本ワインに限り表示できることとしています。

イ　単一品種を85%以上使用している場合の単一品種名

ロ　２品種の合計で85%以上使用しており、かつ、使用量の多い順に表示する場合の２つの品種名

ハ　３品種以上の合計で85%以上使用しており、それぞれの使用量の割合を併記し、かつ、使用量の多い順に表示する場合のそれぞれの品種名

ぶどうの収穫年の表示

日本ワインに限り、同一収穫年のぶどうを85%以上原料として使用している場合に、その収穫年を表示することができます。

原材料名の表示

国内製造ワインには、一括表示欄に原材料名を表示する必要があります。

原材料名は、①果実、②濃縮果汁、③輸入ワイン及び④国内製造ワインの区分により、使用量の多い順に表示することとしています。なお、④についてはその国内製造ワインの原材料を①～③とみなして表示することとしています。

特定の原材料を使用した旨の表示

国内製造ワインのうち濃縮果汁又は輸入ワインを原材料に使用したものについては、主たる商標を表示する側に10.5ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で、その原材料を使用したことの表示を行う必要があります。

原産国名の表示

輸入ワインには、一括表示欄に原産国名を表示する必要があります。

適用時期

平成30年10月30日以降に酒類製造場等から移出する果実酒等に適用しています。

また、適用の日前（平成30年10月29日まで）に容器に詰められた果実酒等については、この表示基準を適用していません。

20 酒類における有機の表示基準

酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示第７号。以下「表示基準」といいます。）は、日本農林規格等に関する法律（JAS法）の一部改正に伴い、令和４年10月１日に廃止され、令和７年10月１日以降、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示する場合には有機ＪＡＳ認証を取得し、有機ＪＡＳマークを付すことが必要となりました。一方で、令和７年９月30日までに酒類の製造場から移出し又は保税地域から輸入する酒類については、引き続き表示基準に基づく表示を行うことができる旨の経過措置を設けています。

酒類における有機の表示基準（概要）※

１　有機農畜産物加工酒類における有機等の表示

次の基準を全て満たす酒類（有機農畜産物加工酒類）については、酒類の容器又は包装に有機等の表示をすることができます。

⑴　原材料及び使用割合

- 使用する原材料は、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号。以下「ＪＡＳ法」といいます。）に基づく格付けをされた有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物であること。
- 有機農畜産物等の重量の割合が95％以上であること。
- 食品添加物は、製造に必要な最小限度の量であること。

⑵　製造その他の工程に係る管理

製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法による等の一定の条件を満たしていること。

⑶　品目の表示

- 酒類の品目の表示に併せて「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」（有機畜産物を原材料として使用していないものに限ります。）と表示されていること。
- 「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」の表示の文字の書体及び大きさは、酒類の品目の表示の文字と同じであること。

なお、我が国のＪＡＳ法に規定する格付制度と同等の制度を有する諸外国から輸入される酒類については、一定の要件の下に、上記⑴及び⑵の基準を満たすものとして取り扱います。

２　有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示

有機農畜産物等を原材料に使用した有機農畜産物加工酒類以外の酒類については、次の要件を全て満たしている場合に、有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示をすることができます。

⑴　酒類の品目の表示に併せて「（有機農畜産物○％使用）」と表示されていること。

⑵　有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的でないこと。

⑶　有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、次によること。

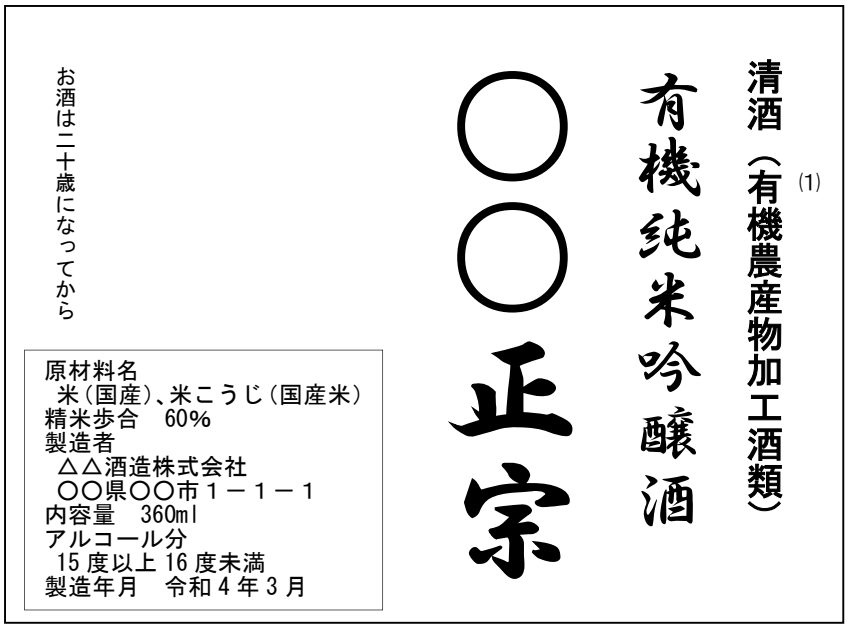
イ　有機農畜産物等の使用割合が50％以上のものは、商品名の文字の活字のポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）よりも小さいものであること。

ロ　有機農畜産物等の使用割合が50％未満のものは、二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないものであること。

※令和７年９月30日までに酒類の製造場から移出し又は保税地域から輸入する酒類について適用する。

（参考）酒類における有機の表示例

１　有機農産物加工酒類の場合



【製造等の要件】

（原材料）

有機ＪＡＳ格付の有機農産物等を 95%以上使用

（添加物）

製造に必要な最小限度量

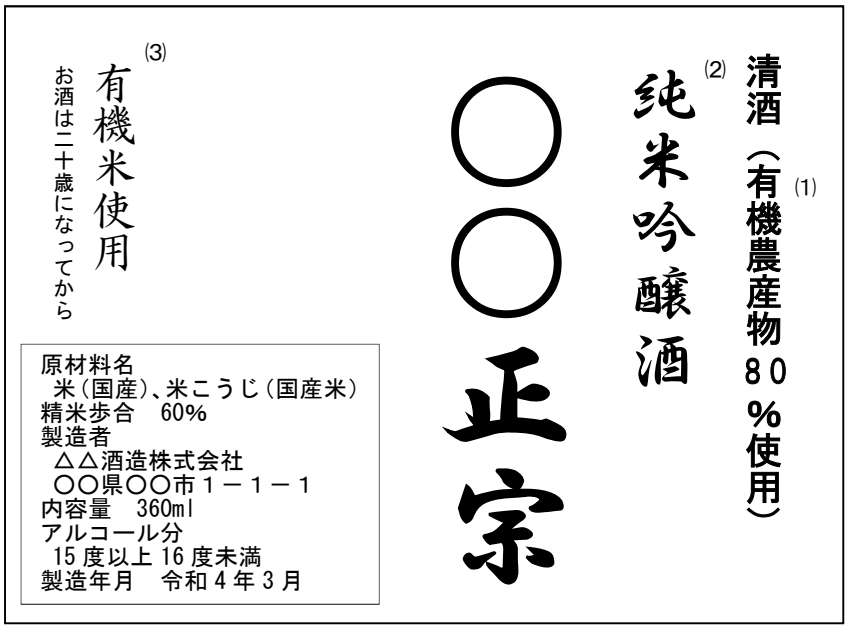
（製造工程管理）

物理的又は生物の機能を利用した製造の方法による等の一定の条件を満たす

【表示の要件】

⑴　品目表示に併せて「(有機農産物加工酒類)」と表示されていること。

２　有機農産物等を原材料に使用している場合（有機農産物等の使用表示）



【製造等の要件】

（原材料）

有機ＪＡＳ格付の有機農産物等を使用

【表示の要件】

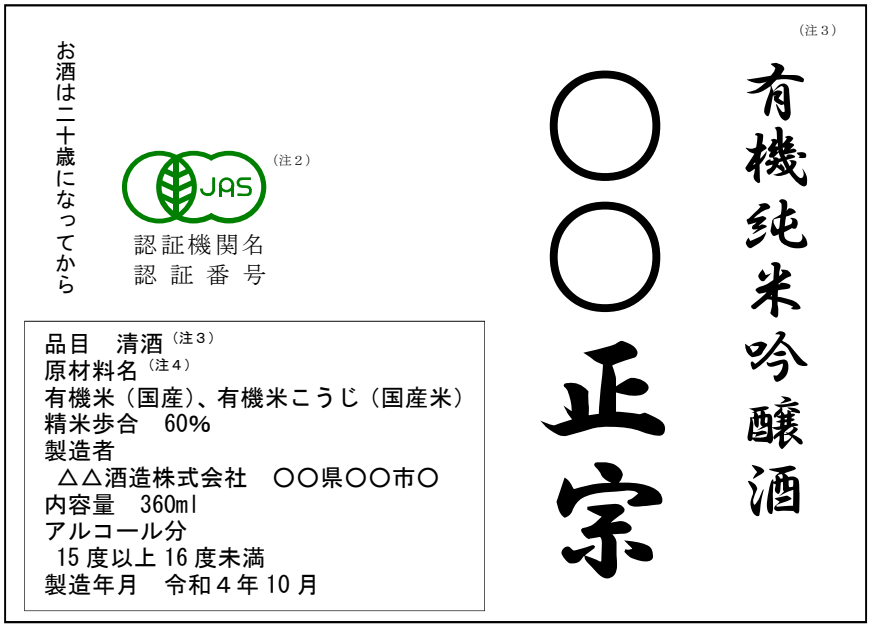
⑴　品目表示に併せて「(有機農産物 80%使用)」と表示されていること。

⑵　「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称（純米吟醸酒）又は商品名（○○正宗）と一体的でないこと。

⑶　有機農産物等の使用割合が 50%以上であるので、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、商品名の文字の活字のポイントよりも小さいものであること。

・　有機農産物等の使用割合が 50%未満である場合は、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないようにする必要があります。

（参考）JAS 法における有機酒類の表示例



【製造等の要件】(注１)

（原材料）

有機 JAS 格付の有機農産物等を 95%以上使用

（添加物）

有機加工食品の日本農林規格別表１（令和５年４月１日以後は別表１－２）に定める添加物であって製造に必要な最小限度量

（製造工程管理）

有機加工食品の日本農林規格に定める製造の方法

（注１）有機加工食品の日本農林規格（令和４年９月１日財務省・農林水産省告示第 18 号）に定めるところによる。

（注２）有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法（令和４年９月 28 日財務省・農林水産省告示第 24 号）に定めるところによる。

（注３）酒類に係る有機等の名称の表示は、酒類の品目の表示とは別に、当該酒類の一般的な名称に併せて表示する。

（注４）酒類に係る原材料名の表示は、有機加工食品の日本農林規格第５条の規定に従い、原材料名として表示すべき名称に「有機」等の文字を記載する。また、「転換期間中」の記載についても、同様とする。

21 酒類の地理的表示に関する表示基準

1 地理的表示制度について

ヨーロッパのワイン法を起源とする地理的表示(Geographical Indication：GI)制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価等）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度です。

地理的表示に指定されると、商品の原料、製法や品質基準が明確になり、一定の品質を満たさない商品の地域ブランドへの「ただ乗り」防止によるブランド価値の向上が期待できるほか、国際交渉を通じて、外国に対しても地理的表示を名乗った模造品等の取締りを求めることができるようになります。

2 制定の経緯等

ＷＴＯ（世界貿易機関）協定の附属書であるＴＲＩＰＳ協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、地理的表示が知的所有権の一つであると定義され、産地の虚偽表示や真正の産地以外を産地とするものであると消費者が誤認するような表示の使用が禁止されました。さらに、ぶどう酒又は蒸留酒については、地理的表示により表示される場所を産地としないものについて、その真正の産地が表示される場合や、「種類」、「型」等の表現を伴う場合など、消費者が誤認しないような表示であっても、その地理的表示の使用が禁止されました。ＷＴＯ加盟国には地理的表示の保護に関して、利害関係を有する者に対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられています。

日本においては、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき「地理的表示に関する表示基準」（平成６年12月国税庁告示第４号）（以下「旧表示基準」といいます。）を平成６年12月に定め、行政上の措置によりぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示の保護を行ってきました。また、平成17年９月には、清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、旧表示基準の一部を改正して清酒の地理的表示の保護を行うこととしました。

しかし、旧表示基準では地理的表示の指定の要件が具体的に示されていないこともあり、十分な活用が進まなかったという状況を踏まえ、日本産酒類のブランド価値の向上や輸出促進の観点から、平成27年10月に全ての酒類を対象とした「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）（以下「表示基準」といいます。）として大幅な見直しを行い、地理的表示の指定を受けるための基準の明確化、消費者に分かりやすい統一的な表示のルール化等の制度の体系化を行いました。

3 表示基準の概要

酒類の地理的表示

酒類の地理的表示とは、酒類に関し、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性が当該酒類の地理的な産地に主として帰せられる場合において、当該酒類がＷＴＯ加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示であって、国税庁長官が指定するもの又は日本国以外のＷＴＯ加盟国において保護されるものをいいます。

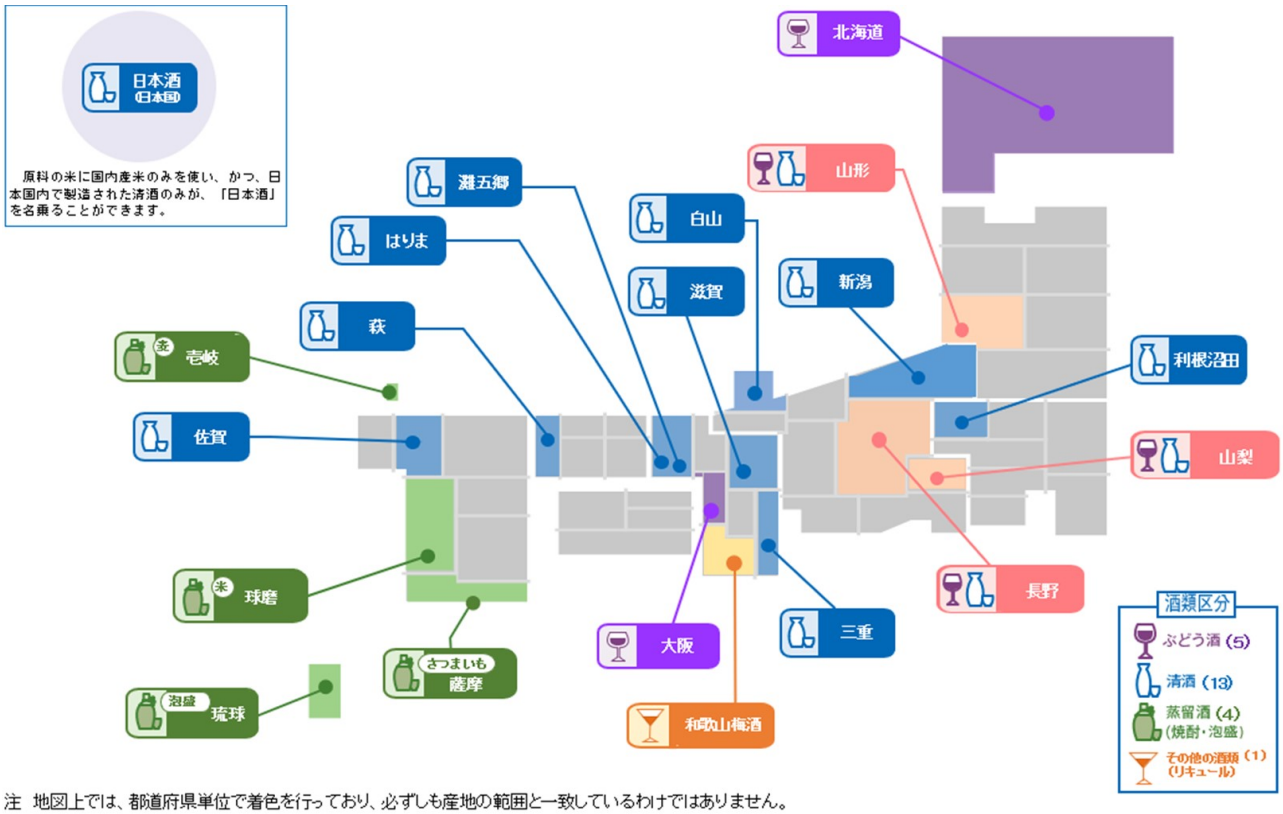
国内における酒類の地理的表示は、令和５年３月末時点で23の地域（日本酒を含みます。）を指定しています。（65ページ及び66ページ参照）

※ 日本国以外のＷＴＯ加盟国の地理的表示を保護するに当たっては、国税庁長官が交渉等を通じて確認することとしています。

⑴　国税庁長官が指定した地理的表示（令和５年３月末現在）

名称	指定した日 （変更した日）	産地の範囲	酒類区分
壱岐	平成７年６月 30 日 （平成 30 年２月 27 日）	長崎県壱岐市	蒸留酒
球磨	平成７年６月 30 日 （平成 30 年２月 27 日）	熊本県球磨郡及び人吉市	蒸留酒
琉球	平成７年６月 30 日 （平成 30 年２月 27 日、 令和２年９月 14 日）	沖縄県	蒸留酒
薩摩	平成 17 年 12 月 22 日 （平成 30 年２月 27 日）	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	蒸留酒
白山	平成 17 年 12 月 22 日 （平成 29 年 11 月 20 日）	石川県白山市	清酒
山梨	平成 25 年７月 16 日 （平成 29 年６月 26 日）	山梨県	ぶどう酒
日本酒	平成 27 年 12 月 25 日	日本国	清酒
山形	平成 28 年 12 月 16 日	山形県	清酒
北海道	平成 30 年６月 28 日	北海道	ぶどう酒
灘五郷	平成 30 年６月 28 日 （令和２年８月 17 日）	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市及び西宮市	清酒
はりま	令和２年３月 16 日	兵庫県姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町	清酒
三重	令和２年６月 19 日	三重県	清酒
和歌山梅酒	令和２年９月７日	和歌山県	その他の酒類
利根沼田	令和３年１月 22 日	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	清酒
萩	令和３年３月 30 日	山口県萩市及び阿武郡阿武町	清酒
山梨	令和３年４月 28 日	山梨県	清酒
佐賀	令和３年６月 14 日	佐賀県	清酒
大阪	令和３年６月 30 日	大阪府	ぶどう酒
長野	令和３年６月 30 日	長野県	ぶどう酒
長野	令和３年６月 30 日	長野県	清酒
山形	令和３年６月 30 日	山形県	ぶどう酒
新潟	令和４年２月７日	新潟県	清酒
滋賀	令和４年４月 13 日	滋賀県	清酒

酒類の地理的表示の指定状況（令和５年３月末現在）



注　地図上では、都道府県単位で着色を行っており、必ずしも産地の範囲と一致しているわけではありません。

⑵　保護に当たって交渉等を通じて確認した地理的表示の状況

イ　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年４月１日発効）

メキシコ合衆国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	テキーラ/Tequila	蒸留酒
球磨	蒸留酒	メスカル/Mezcal	蒸留酒
琉球	蒸留酒	ソトール/Sotol	蒸留酒
薩摩	蒸留酒	バカノラ/Bacanora	蒸留酒
		チャランダ/Charanda	蒸留酒

ロ　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（平成19年９月３日発効）

チリ共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
薩摩	蒸留酒	チリ産ピスコ/Pisco Chilieno (Chilean Pisco)	蒸留酒

ハ　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年３月１日発効）

ペルー共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	ピスコ・ペルー/Pisco Perú (Pisco Peru)	蒸留酒
球磨	蒸留酒		
琉球	蒸留酒		
薩摩	蒸留酒		

ニ　経済上の連携に関する日本国と欧州連合（ＥＵ）との間の協定（平成31年２月１日発効）

【欧州連合（ＥＵ）で保護】

名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	山形	清酒
球磨	蒸留酒	北海道	ぶどう酒
琉球	蒸留酒	灘五郷	清酒
薩摩	蒸留酒	はりま	清酒
白山	清酒	三重	清酒
山梨	ぶどう酒	和歌山梅酒	その他の酒類
	清酒	利根沼田	清酒
日本酒	清酒	萩	清酒

【日本で保護】

ボルドー、ブルゴーニュ（いずれもぶどう酒）など156の地理的表示。

ホ　包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和３年１月１日発効）

【グレートブリテン及び北アイルランド連合王国で保護】

名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	白山	清酒
球磨	蒸留酒	山梨	ぶどう酒
琉球	蒸留酒	日本酒	清酒
薩摩	蒸留酒	山形	清酒

【日本で保護】

スコッチ・ウィスキー（蒸留酒）など３の地理的表示。

ヘ　「酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」及び「日本産酒類に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」

アメリカ合衆国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
山梨	ぶどう酒	バーボン・ウイスキー/ Bourbon Whisky(Bourbon Whiskey)	蒸留酒
日本酒	清酒	テネシー・ウイスキー/ Tennessee Whisky (Tennessee Whiskey)	蒸留酒
北海道	ぶどう酒		

地理的表示の保護の内容

地理的表示の名称は、当該地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類について使用することができません。

また、当該酒類の真正の産地として使用する場合又は地理的表示の名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても、同様に使用することはできません（例えば、長崎県壱岐市以外で製造された焼酎に「焼酎壱岐タイプ」、「壱岐風焼酎」などと表示することはできません。）。

なお、地理的表示は「ぶどう酒」、「蒸留酒」、「清酒」又は「その他の酒類」の酒類区分ごとに指定等することとしており、地理的表示の酒類区分と異なる酒類区分での使用は禁止されません（例えば、ぶどう酒の地理的表示である「大阪」を清酒に使用する場合。）。

地理的表示の使用

地理的表示の使用とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいいます。

イ　酒類の容器又は包装に地理的表示を付する行為

ロ　酒類の容器又は包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ハ　酒類に関する広告、価格表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

地理的表示であることを明らかにする表示

消費者が、酒類のラベル表示から地理的表示制度に基づいた酒類であるかどうかを区別できるよう、消費者に分かりやすい統一的な表示のルールとして、酒類の容器又は包装に地理的表示を使用する場合は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「ＧＩ」

の文字を併せて使用することとしています。

なお、地理的表示を使用していない酒類には、「地理的表示」等の文字を使用することはできません。

※　地理的表示「日本酒」については、これらの文字を併せて使用しなくてもよいこととしています。

適用除外

次に掲げる場合には、地理的表示の保護の規定が適用されません。

イ　日本国以外のＷＴＯ加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示を、平成６年４月15日前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、ぶどう酒又は蒸留酒の商標として日本国内で継続して使用してきた場合

ロ　地理的表示の指定より先に商標登録出願された登録商標を使用する場合

ハ　国税庁長官が地理的表示の保護の規定を適用しないものとして公示した商標その他の表示を使用する場合

ニ　自然人の氏名又は法人の名称、酒類製造業者の製造場又は酒類販売業者の販売場の所在地、酒類の原料の産地として使用する場合（公衆が地理的表示と誤認するような方法で使用する場合を除く）

22 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第９号。以下「表示基準」といいます。）は、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、20歳未満の者の飲酒防止のための対応が必要とされたことから、中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に定められ、平成２年４月から適用されました。

平成元年の制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められたものですが、平成６年10月の中央酒類審議会報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について（中間報告）」等において、個々の事業者の判断により自主的に行われてきた酒類容器への20歳未満の者の飲酒防止の注意表示を全酒類に拡大すべきとの提言があったことから、中央酒類審議会の答申を受け、平成９年２月に表示基準の一部が改正（平成９年２月国税庁告示第３号）され、同年７月から適用されています。

酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多様な業種・業態の者の参入が進み、酒類と他の商品を同じ販売場内で販売するケースが増えるなど、酒類へのアクセス機会が増加してきており、酒類小売業者に対する酒類の適正な販売管理に対する社会的な要請が高まっていることを踏まえ、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、平成15年６月に表示基準の一部が改正（平成15年６月国税庁告示第４号）され、同年９月から適用されています。

酒類の陳列場所の表示については、20歳未満の者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とするため、平成17年９月に表示基準の一部が改正（平成17年９月国税庁告示第22号）され、同年10月から適用されています。

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準（概要）

１　酒類の容器等に対する表示

⑴　酒類の容器又は包装（以下「容器等」といいます。）には、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。

⑵　⑴の表示は、容器等の見やすい所に、６ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）の活字以上（容量360mℓ以下の場合は5.5ポイントの活字以上）の大きさの統一のとれた日本文字で、明瞭に表示しなければなりません。

なお、①専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、②内容量が50mℓ以下のもの又は③調味料として用いられること若しくは薬用であることが明らかな酒類の容器等については、当該表示を省略することができます。

２　酒類の陳列場所における表示

⑴　酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。

⑵ ⑴の表示は、酒類の陳列場所に、100ポイントの活字以上の大きさの日本文字で明瞭に表示しなければなりません。

3　酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、統一のとれた日本文字で夜間でも判読できるよう明瞭に表示しなければなりません。

⑴ 20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている旨（57ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）

⑵ 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号（20ポイントの活字以上の大きさ）

⑶ 販売停止時間（42ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）

「午後11時から翌日午前５時まで販売を停止している」旨

4　酒類の通信販売における表示

酒類小売販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の事項を10ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示しなければなりません。

⑴ 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）

「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨

⑵ 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）

申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨

⑶ 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）

「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨

23 酒類の表示の基準における重要基準

酒類業組合法第86条の６第１項及び同法施行令第８条の４の規定により、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他これらに類する事項、二十歳未満の者の飲酒防止に関する事項及び酒類の消費と健康との関係に関する事項の表示について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができることとされており、現在、５つの表示基準が定められています。

更に、酒類業組合法第86条の７の規定により、財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを重要基準として定めることができることとされており、この規定に基づき「酒類の表示の基準における重要基準」（平成15年12月国税庁告示第15号。以下「重要基準」といいます。）が定められています。

※　重要基準に違反していると認められるときは、酒類業組合法第86条の６第３項、第86条の７及び第98条第２号の規定により、重要基準に違反している個々の酒類業者に対して、その基準を遵守すべきことを個別に指示した上で、指示に従わなかった場合に命令を行い、さらに命令に違反した場合に罰則を科すこととされています。

酒類の表示の基準における重要基準を定める件（概要）

⑴　「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第８号）のうち、
　①　特定名称（吟醸酒など）を容器等に表示する場合の基準
　②　原材料名など容器等に表示しなければならない事項の基準
　③　最上級を意味する用語など容器等に表示してはならない禁止事項の基準
⑵　「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年10月国税庁告示第18号）のうち、
　①　記載事項の表示に関する基準
　②　特定の原材料を使用した旨の表示に関する基準
　③　地名の表示に関する基準
　④　ぶどうの品種名及び収穫年の表示に関する基準
⑶　「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）のうち、
　　地理的表示の保護に関する事項の基準
⑷　「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第９号）のうち、
　①　酒類の容器又は包装に対する表示の基準
　②　酒類の陳列場所における表示の基準
　③　酒類の自動販売機に対する表示の基準
　④　酒類の通信販売における表示の基準

（注）　日本農林規格等に関する法律の改正に伴い、令和５年10月から酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示）は廃止されました。

24 酒類容器等の3R(スリーアール)の推進

近年、廃棄物の減量化、再資源化を通じて地球環境の保全を図ろうとする動きが世界的に高まりを見せており、我が国においても３Ｒの推進など環境保全に関する施策が強く求められています。

国税庁は、酒類業界の健全な発達を目的として、酒類業者が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）等の環境関係法令に適切に対応するよう､消費者に対する啓発や酒類業者に対する指導啓発等を行っています。

また、酒類業界においては、経済システム、消費構造の変化を踏まえるとともに、３Ｒ、需要振興及び物流合理化といった様々な観点からどのような容器が酒類業界の発展に寄与するかを検討するため、平成10年９月に生販三層の関係者で構成する「酒類容器等に関する協議会」を発足し、平成11年４月に「酒類業界における当面のリサイクル推進のため採りうる方策」を取りまとめ、次のとおり酒類容器等の３Ｒに取り組んでいます。

リターナブルびん利用促進への取組

◇ ビールびんや一升びん等のリユース

・ ビールびんや一升びん等は小売店等を通して回収され、リユースされています。これらの中には、自主回収率がおおむね90％に達するものとして容器包装リサイクル法に基づく自主回収の認定を受けている回収率の高いものもあります。

◇ 清酒用500ml及び300mlのリターナブル用規格統一びん（Ｒびん）の開発・導入

・ 日本酒造組合中央会が、平成４年に500mlのＲびんを、平成14年に300mlのＲびんを開発、導入しています。

・ 平成20年４月から、一部地域で清酒製造業者、販売店等が協力して、Ｒびんをはじめとした清酒びんのリユースシステムの構築に取り組んでいます。

◇ 清酒用720mlのＲびんの開発・導入

・ びん製造業者で作る団体が平成11年に720mlのＲびんを開発し、一部の清酒製造業者が導入しています。

◇ プラスチックコンテナー（Ｐ箱）の開発・導入

・ 清酒製造業者と流通業界が協力し、昭和48年に一升びん輸送用のＰ箱を開発、導入しています。

・ 一部の焼酎製造業者において、平成４年に焼酎の一升びん用のＰ箱を開発、導入しています。

◇ 焼酎用900mlのＲびんのリユースシステムの構築

・ 一部の焼酎製造業者がびん製造業者等とともに、900mlのＲびんのリユースシステムの構築に取り組んでいます。

○ ３Ｒ（**「さんアール」**や**「スリーアール」**といわれます。）
Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字のRのことで、循環型社会形成推進基本法においては、この順番が優先順位とされています。

資源の回収、有効利用への取組

◇　店頭回収、回収業者への引渡し等の活動

・　一部の小売酒販組合において、地域住民等と協力すること等により、空びんや段ボール等の回収活動を行っています。

・　一部の小売店において、リターナブルびん、アルミ缶などの回収量に応じて買い物に使用できるポイントを付与すること等により、資源回収の促進に取り組んでいます。

◇　酒パックの回収活動

・　一部の小売店において、リサイクルに取り組む市民団体による酒パックの店頭回収活動に参加・協力しています。

・　一部の酒類製造業者と酒パック製造業者において、酒パックのリサイクルシステムの構築に取り組んでいます。

◇　材質表示の取組

・　資源有効利用促進法では容器包装に１か所以上の材質表示が義務付けられています。



各製造業者にみられる様々な３Ｒの取組

◇　ガラスびんの軽量化

・　大手ビール製造業者が、ビールびん（大びん）を605ｇから475ｇへ軽量化しています。

◇　アルミ缶の軽量化

・　大手ビール製造業者が、アルミ缶を軽量化しています。

◇　ペットボトルの軽量化

・　大手焼酎製造業者が、焼酎用のペットボトルを軽量化しています。

◇　果実酒用びんなどのリユース

・　一部の清酒製造業者が、果実酒用びんなどのリユースを目的として、自社の清酒を果実酒用びんなどに詰めて販売しています。

◇　ペットボトルのリユース

・　一部の焼酎製造業者が、焼酎用のペットボトル（主に料飲食店向け製品）のリユースに取り組んでいます。

◇　色の混在するカレットを利用したエコボトルの採用

・　大手洋酒製造業者が、「込みカレット」（色が混在したガラスくず）を原料とした果実酒用びんを使用しています。

◇　無色びんへの切り替え

・　一部の洋酒製造業者及び輸入業者が、果実酒用びんをリサイクルの用途が多様な無色びんへ切り換えています。

25 20歳未満の者の飲酒防止等に関する取組等

国税庁では、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、より良い飲酒環境を形成して、消費者利益と酒類業の健全な発達を期する観点から、従来から、酒類業界に対し 20 歳未満の者の飲酒防止に配意した販売や広告、宣伝を行うよう要請するなど、所要の措置を講じてきています。

また、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、総務省、公正取引委員会、国税庁、文部科学省及び厚生労働省）において、平成 12 年８月に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、その施策の実施を図っています。

平成 15 年５月に酒類業組合法が改正され、同年９月からは、酒類小売販売場における適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者に対し、販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付け、従業員が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守して業務を実施するために必要な助言・指導を行わせるとともに、当該販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならないこととしました。

この酒類販売管理研修については、平成 28 年６月に改正された酒類業組合法により義務化が図られ、平成 29 年６月からは、酒類小売業者は、過去３年以内に酒類販売管理研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任するとともに、当該販売管理者に３年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければならないこととなりました。

《業界団体への要請等》

1　警察庁及び厚生労働省と共同で、酒類小売業界に対し、20 歳未満の者の飲酒防止のための取組を推進するよう要請（平成 12 年 12 月）

2　平成 13 年 12 月の未成年者飲酒禁止法の一部改正を受けて、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界に対して、「未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の撤廃及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理」をはじめとする７項目の取組を指導・要請（平成 13 年 12 月）

3　未成年者飲酒禁止法が改正された平成 13 年当時に比して同法違反の検挙件数が増加し、高水準で推移していることに鑑み、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して「酒類自動販売機の適正な管理」をはじめとする４項目の取組を要請（平成 22 年７月）

4　「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、同法に基づき、「アルコール健康障害対策推進基本計画」（平成 28 年 5 月 31 日閣議決定）が策定されたことを受け、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して 20 歳未満の者の飲酒防止のための取組を徹底するよう要請（平成 28 年７月）

5　平成 30 年６月の「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることとなったが、飲酒禁止年齢については引き続き 20 歳未満とされたことを踏まえ、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して 20 歳未満の者の飲酒防止のための取組を徹底するよう要請（平成 31 年３月）

6　「民法の一部を改正する法律」が令和４年４月１日に施行されることとなったため、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、改めて酒類小売業界等に対して 20 歳未満の者の飲酒防止のための取組を徹底するよう要請（令和４年３月）

《自動販売機》

1　自動販売機のみの酒類小売業免許は付与しないよう措置（昭和 48 年～）

2　自動販売機による酒類の深夜販売（23 時 00 分～翌日５時 00 分）の自粛を指導（昭和 52 年～）

3　酒類自動販売機に次の事項を表示することを義務付け（平成元年～）

⑴　20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている旨
⑵　管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号（平成 15 年９月以降は、免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名並びに連絡先の所在地及び電話番号を表示するよう改正）
⑶　販売停止時間

4　平成６年 10 月の中央酒類審議会の中間報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について」等を踏まえて、全国小売酒販組合中央会が現行の酒類自動販売機を平成 12 年５月までに撤廃することを決議（平成７年５月）したことを受け、「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、現行の酒類自動販売機の平成 12 年５月を目途とした撤去及び新たに設置する場合には改良型自動販売機以外は設置しないよう指導（平成７年～）

5　新たに酒類小売業免許を付与する場合には、酒類自動販売機を設置しないよう指導（平成 11 年度～）

6　現行の酒類自動販売機の撤廃について改めて指導するとともに（平成 12 年５月）、酒類自動販売機の撤廃状況を調査し、その結果を毎年公表（平成 12 年９月～）

《対面販売》

1　対面販売の励行などに関し必要な助言と指導を実施（平成９年３月～）

2　20 歳未満の者が酒類を清涼飲料と誤認して酒類を購入しないよう、酒類と清涼飲料との分離陳列の実施を指導（平成９年３月～）

3　20 歳未満の者への販売を防止するため、酒類を販売する場合には 20 歳未満と思われる者に対して年齢確認を実施するよう必要な助言と指導を実施（平成 10 年４月～）

4　20 歳未満の者が夜間に酒類を購入することを防止するため、20 歳未満の者の酒類の購入を責任を持って防止できる者を配置し、夜間における酒類の販売体制を整備するよう必要な助言と指導を実施（平成 10 年４月～）

5　年齢確認の実施をはじめとする取組を推進していくためには、酒類販売に従事する者が酒類の特性を理解することが必要であることから、小売酒販組合等に対して、傘下組合員等を対象とした「酒類の販売方法等に関する研修」の実施について必要な助言と指導を実施（平成 10 年４月～）

6　販売責任者が「未成年者飲酒防止に係る誓約書」を酒類販売場の所轄税務署長に提出するよう指導（平成 13 年４月～）（平成 15 年９月以降は、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任し、所轄税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出するよう改正）

《容器等への注意表示》

1　酒類に対する適正な表示などを実施するため、次の事項を指導（昭和 59 年～）
⑴　容器には酒類であることが明瞭に判読することができる方法で表示
⑵　酒類を店頭及び自動販売機に陳列する際には、酒類である旨の表示を前面にするよう配意
⑶　自動販売機による販売に当たっては、酒類と清涼飲料とを混在しないよう配意

2　酒類の容器に「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成９年７月～）

3　日本洋酒酒造組合において、低アルコールリキュール等と清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示に「酒マーク」を表示することや、色彩、絵柄等に配慮すること等の自主基準を制定（平成 12 年６月～）

4　酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨及び「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成 15 年９月～）

5　酒類の陳列場所における表示について、より確実に 20 歳未満の者の酒類の購入を防止するため、「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正（平成 17 年 10 月～）

6　酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示の色彩、絵柄等に配慮することや、アルコール度 10 度未満の酒類の容器に、「酒マーク」を表示することについての自主基準を制定（平成 23 年６月～）

【参考】酒マークのイメージ図（一例）
３５０ml 未満（20 ポイント活字）

⑴　円　形



⑵　楕円形



7　酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、ノンアルコール飲料（アルコール度数 0.00％で、味わいが酒類に類似しており、満 20 歳以上の成人の飲用を想定・推奨しているもの）の容器について、20 歳以上を対象としている旨を表示し、既存のアルコール飲料と同一のブランド名及び誤認を招くような類似する意匠を使用しないこととし、自主基準を改正（平成 24 年 11 月～）

《啓発活動》

1　警察庁と協力して、20 歳未満の者の飲酒が禁止されている旨のステッカーを全国の酒販店の店頭に貼付するなどを指導（平成４年３月～）

2　社団法人アルコール健康医学協会、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省及び総務省と共同で 20 歳未満の者の飲酒禁止啓発ポスターを作成し、酒販店の店頭のほか、公共施設等に掲示（平成８年９月～）

3　平成 14 年以降毎年４月が「20 歳未満飲酒防止強調月間」とされたことを受け、関係省庁及び各業界団体と協力して、酒販店の店頭のほか、中学校、高校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなどの広報活動を推進（平成 14 年４月～）

4　平成 16 年以降「20 歳未満の者がお酒を飲んではいけない５つの理由」「お酒について知っておきたいこと」を作成し、教育機関等に配付（平成 16 年２月～）

5　ビール酒造組合において、20 歳未満飲酒防止教育学校コンクール（平成 28 年までは未成年者飲酒防止ポスター、スローガン、学校賞募集キャンペーン）を実施（平成 14 年～）

6　全国小売酒販組合中央会において、「20 歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を毎年４月に開催（平成 21 年４月～令和４年３月）

7　全国小売酒販青年協議会において、小売酒販店向け「年齢確認ハンドブック」を作成（平成 16 年～）

《広告宣伝》

1　酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、酒類の広告宣伝に関して次のような自主基準を制定（昭和 63 年 12 月制定：最終改正：令和元年７月）。）

⑴　新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、インターネット、消費者向けチラシ（パンフレット類を含む。）を媒体とする広告宣伝に関し、「お酒は二十歳になってから」などの注意表示を行う。

⑵　20 歳未満の者の飲酒を推奨、連想、誘引する表現は行わない。

⑶　20 歳未満の者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組、新聞、雑誌、インターネット、チラシには広告を行わない。

⑷　テレビ広告において、25 歳未満の者を広告のモデルに使用しない。また、25 歳以上であっても、25 歳未満に見えるような表現は行わない。

⑸　酒類を清涼飲料と誤認させる表現は行わない。

⑹　20 歳未満の者を対象としたキャンペーンは行わない。

⑺　公共交通機関には、車体広告、車内独占広告等の広告は行わない。

⑻　小学校、中学校、高等学校の周辺 100ｍ以内に、屋外の張替式大型商品広告板は設置しない。

⑼　過度な飲酒、「イッキ飲み」等飲酒の無理強いにつながる表現、テレビ広告での喉元を通る「ゴクゴク」等の効果音やお酒を飲むシーンについて喉元アップの描写はしない。

⑽　５時 00 分～18 時 00 分までの時間帯にはテレビ広告を行わない。

（20 歳未満の者の飲酒防止啓発ポスターや酒類自動販売機の設置状況などについては、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm）に掲載しています。）

26 未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

（平成１２年８月３０日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁等連絡協議会決定）

酒類販売に係る需給調整規制の廃止に伴い、未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁においては、既に着手している施策の徹底を図るとともに、下記のとおり、新たな施策に速やかに取り組み、その徹底を図ることとする。

記

１　未成年者の飲酒防止等対策

(1)　販売体制、販売方法等

①　未成年者飲酒防止に関する関係業界の取組状況等についてフォローアップ調査を実施する。

②　酒販店等に対し、未成年者飲酒防止について、関係省庁が連携して指導を行う。

③　酒販店等に対し、酒類販売業免許の付与後においても、定期的（１年ごと）に販売責任者を把握し､適切に酒類の販売を行うよう指導する。

なお､酒類小売業免許の審査に当たり、申請者が実質的経営者であるかどうかの点を含め、その資格要件についての審査の徹底を図るものとする。

④　酒類の深夜販売の体制の改善・整備について関係業界に検討を要請する。

これに関連し、深夜における年齢確認の励行等の徹底方策の充実についても関係業界に検討を要請し、かつ、関係省庁による積極的な指導を行う。

⑤　酒販店等の経営者、従業員等に対する新たな研修システムについて関係業界に検討を要請する。

⑥　平成７年５月の全国小売酒販組合中央会の酒類自動販売機の撤廃決議が遵守されるよう、同中央会を指導するとともに、酒類自動販売機の撤廃状況等について実態調査を行い、結果を公表する。

⑦　平成 10 年４月に国税庁が要請した年齢確認の徹底などの具体的な取組に関し、国税局及び税務署を通じて積極的な指導を行う。

⑧　酒類と清涼飲料の明確な分離陳列の徹底を図ることとし、特に清涼飲料的な酒類については、関係業界に対し特段の配慮を要請する。

⑨　酒類と清涼飲料との誤認を防止する観点から、関係業界に対し表示の適正化を要請する。

⑩　広告宣伝に関する自主規制のフォローアップと内容強化の検討を関係業界に対し要請する。

(2)　取締りの強化等

①　未成年者飲酒禁止法（大正 11 年法律第 20 号)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）及び青少年保護育成条例に基づき厳正な取締りを行う。

②　警察、教師、少年補導委員、少年警察ボランティア等による補導体制の強化を図る。

③　地域のボランティア活動等における効果的な飲酒防止活動のための活動プログラムを策定する。

④　飲食店営業者団体等に対し、法令遵守の徹底を要請する。

(3)　意識啓発の推進

①　平成 12 年度からの学習指導要領の移行措置期間においても、小学校の体育科で、新たに、低年齢からの飲酒は特に害が大きいことや、未成年の飲酒は法律によって禁止されていることなどを盛り込み、飲酒防止に関する内容が指導されるよう教育委員会等に要請する。

② 各学校に対し児童生徒に対する飲酒防止に関する指導の強化を要請する。
③ 各学校におけるアルコールと健康についての教材用ビデオの活用を推進する。
④ 喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導用ビデオを作成し、全国の小学校、中学校及び高等学校に配付する。
⑤ 飲酒防止に関する指導について、教師と保護者の懇談の場を通じて保護者への働きかけを行う。
⑥ 児童生徒の喫煙、飲酒及び薬物に対する意識調査並びに喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導状況調査を実施する。
⑦ 未成年者飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から、未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成配付する。
⑧ アルコールと健康に関する正しい知識の普及を図るため、ポスター及びパンフレットの作成・配付を行うとともに、インターネット（厚生労働省ホームページ等）を用いた情報提供を行う。
⑨ アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒の防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催する。
⑩ 未成年者飲酒防止強調月間を設け、全国的な広報啓発活動を行う。
⑪ 公民館等において地域住民を対象とする定期的な講習会等を実施する。
⑫ 未成年者飲酒防止に関し、青少年対策推進会議を通じた取組を強化する。

(4) 地域レベルでの総合的な取組
① 未成年者の飲酒防止に向け、地域レベルの関係機関（税務署、警察署、保健所、教育委員会・学校、自治体等）における組織的な取組体制を確立する。また、飲酒等不良行為に対処するため、特に、家庭、学校及び警察を軸とする連携を強化する。
② 上記の取組体制の下に、補導委員、相談委員、保護司、地元有志等による地域連絡網を編成し、相互に連携を図りながら未成年者保護育成活動を行う。

(5) 医学的及び精神保健的取組の強化
① 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、青少年の心の問題として、相談者の匿名性及び利便性に配慮しながら、未成年者の飲酒に関する相談を行う等相談サービスを充実する。
② 未成年者を含む飲酒実態及び飲酒による健康影響についての調査研究を行い、その予防のための方策を検討する。

2 酒類販売の公正な取引環境の整備

(1) ガイドライン等の基準の明確化等
① 公正かつ自由な取引を確保する観点から、酒類の取引実態調査の充実強化を図り、酒類の取引実態に即して中小事業者等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に関する考え方の一層の明確化を図る。これに伴うガイドライン等の基準の明確化に関しては（編注：平成 12 年）９月中にこれを実現する。
② 合理的な価格の設定、取引先等の公正な取扱、公正な取引条件の設定、透明かつ合理的なリベート類のルールを規定する、平成 10 年４月の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針（国税庁長官通達）」による取組を更に徹底・促進し、合理的とは認められない取引の改善に向けて積極的な指導を行う。
③ 酒類販売の公正な取引のガイドライン等の基準について酒類業団体に対する説明会を実施する。

(2) 取締りの強化等
① 小売業における不当廉売は、周辺の中小事業者等に対する影響が大きいことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく報告に対しては、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（昭和 59 年 11 月 20 日公正取引委員会事務局）」に基づい

て、その審査の充実強化を図り、問題があると認められた場合には厳正に対処する。

② 現在、発出の都度行われている警告の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、注意の公表内容について、更に具体性を高める。

(3) 民事的救済制度の整備

不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反行為に対する民事的救済制度について、その周知徹底を図る。

(4) 酒類の取引実態調査の充実

酒類の取引実態調査について、調査結果を公表し、改善に向けた業界の取組を促すとともに、その調査件数を増加させ、取引の改善を指導した業者に対してはフォローアップ調査を行う。

(5) 関係行政機関の連携強化等

① 酒類に係る不当廉売事案などの不公正な取引方法への対応の強化に資するため、国税庁から公正取引委員会へ職員を派遣する。

② 酒類市場における流通・取引慣行等の問題点について、国税庁と公正取引委員会との間で、一層の連携強化を図る。

3 与党において未成年者飲酒禁止法及び酒税法の一部改正案の国会提出が検討されている状況を受けて、同一部改正案が国会に提出され、その成立をみた上は、同改正法の的確な施行に取り組むものとする。

4 フォローアップ

以上の新たな施策については、１年後に実施状況のフォローアップを行い、公表する。

「未成年者飲酒防止強調月間」の決定について

（平成１３年１０月５日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁連絡協議会幹事会決定）

「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」（平成 12 年８月 30 日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定）記の１(3)⑩に基づき、下記のとおり未成年者飲酒防止強調月間を設ける。

記

1 平成 14 年以降毎年４月（４月１日から同月 30 日までの１か月間）を未成年者飲酒防止強調月間とする。

2 未成年者飲酒防止強調月間においては、関係省庁は全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る。

3 同月間に併せ、関係省庁は「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に盛り込まれた施策を始めとする未成年者の飲酒防止対策を集中的に実施する。

※ 「未成年者飲酒防止強調月間」は、令和２年４月実施分から「20 歳未満飲酒防止強調月間」に名称変更しました。

20 歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター

（官公庁等掲示用）



（店舗掲示用）



国税庁ホームページからダウンロードできます。（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm）

27 酒類自動販売機の設置状況

1　公表の目的

酒類は、致酔性及び依存性を有する物品であることから、20 歳未満の者の飲酒防止やアルコール健康障害への対応など、適正な販売管理を徹底することが従来から求められています。

しかし、年齢やアルコール健康障害の有無を問わず誰でも購入可能な酒類自動販売機が未だに設置されているなどの問題点があることから、全国小売酒販組合中央会では、酒類自動販売機の自主的な撤廃の取組をこれまで進めてきています。

国税庁では、酒類自動販売機の自主的な撤廃の取組の推進を促し、適切な飲酒環境を形成するために、毎年４月１日現在の酒類自動販売機の設置状況等について、酒類小売業者に報告を求め、その集計結果を公表しています。

2　令和４年４月１日現在の酒類自動販売機の設置状況

令和４年４月１日現在の酒類自動販売機の設置台数は、全国で 11,468 台となっており、平成８年３月 31 日現在の酒類自動販売機の設置台数と比べ 17 万台超が減少しています。

3　今後の取組

国税庁では、酒類自動販売機の自主的な撤廃に取り組む全国小売酒販組合中央会等と連携し、酒類の適正な販売管理の徹底のため、酒類自動販売機の撤廃に向けた取組について、今後も進めていくこととしています。

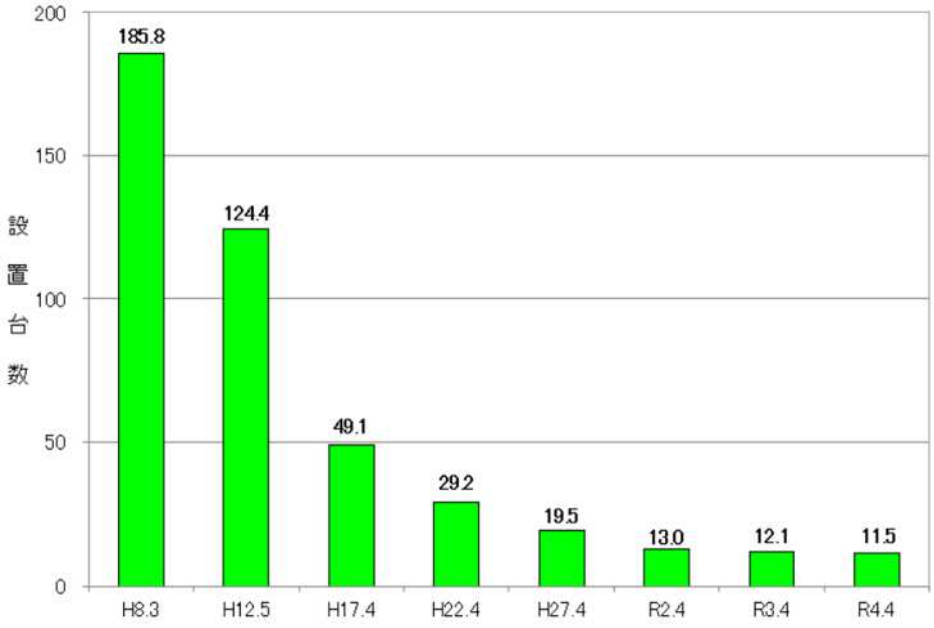
酒類自動販売機の設置状況

令和4年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

	平成８年３月31日現在の設置台数	令和４年４月１日現在の設置台数
	台	台
全国計	185,829	11,468
札幌国税局管内	3,964	29
仙台国税局管内	12,072	370
関東信越国税局管内	23,057	1,258
東京国税局管内	30,520	1,263
金沢国税局管内	5,808	164
名古屋国税局管内	19,707	1,006
大阪国税局管内	41,021	4,621
広島国税局管内	18,603	813
高松国税局管内	10,640	799
福岡国税局管内	11,455	590
熊本国税局管内	8,787	555
沖縄国税事務所管内	195	0

注　設置台数等は、令和４年５月31日までに提出された報告書を集計したものである。

酒類自動販売機の設置台数の推移

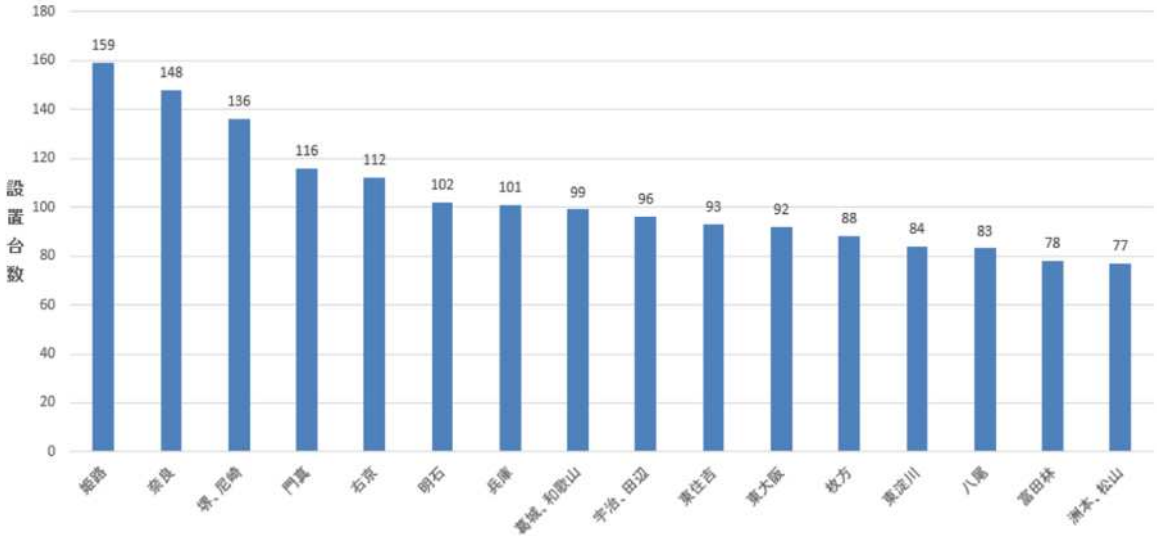


酒類自動販売機　税務署管轄別設置台数（上位20署）

（単位：台）

順位	令和４年度当初設置台数	管轄税務署（局所）
1	159	姫路　（大阪局）
2	148	奈良　（大阪局）
3	136	堺　（大阪局）
3	136	尼崎　（大阪局）
5	116	門真　（大阪局）
6	112	右京　（大阪局）
7	102	明石　（大阪局）
8	101	兵庫　（大阪局）
9	99	葛城　（大阪局）
9	99	和歌山　（大阪局）
11	96	宇治　（大阪局）
11	96	田辺　（大阪局）
13	93	東住吉　（大阪局）
14	92	東大阪　（大阪局）
15	88	枚方　（大阪局）
16	84	東淀川　（大阪局）
17	83	八尾　（大阪局）
18	78	富田林　（大阪局）
19	77	洲本　（大阪局）
19	77	松山　（高松局）

酒類自動販売機税務署管轄別設置台数

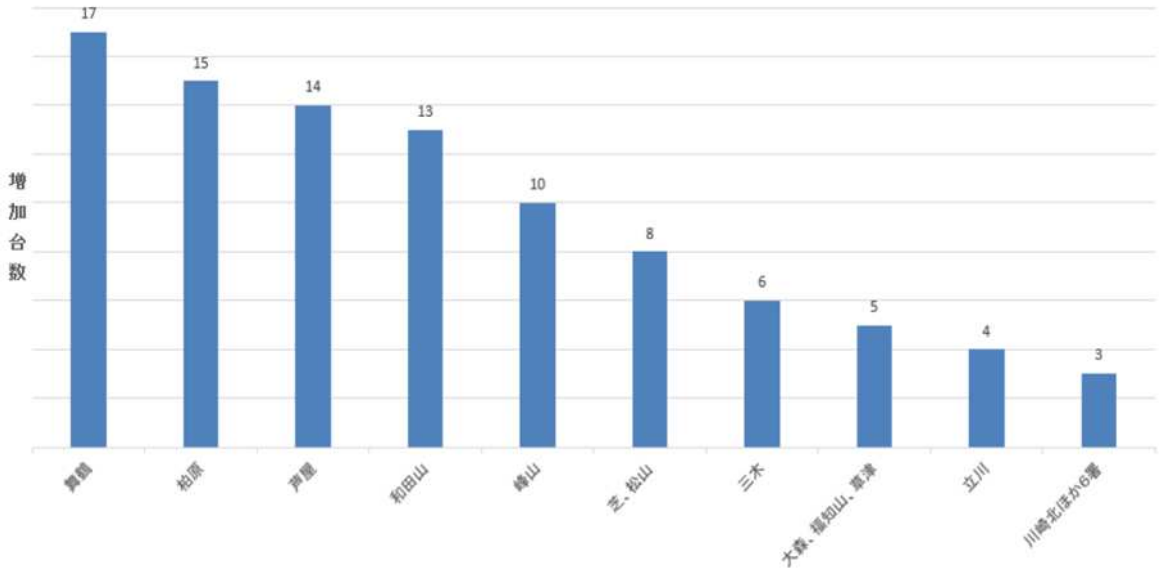


酒類自動販売機　税務署管轄別増加台数（上位19署）

（単位：台）

増加台数	管轄税務署（局所）	令和３年度当初 設置台数	令和４年度当初 設置台数
17	舞鶴　（大阪局）	24	41
15	柏原　（大阪局）	28	43
14	芦屋　（大阪局）	59	73
13	和田山　（大阪局）	25	38
10	峰山　（大阪局）	17	27
8	芝　（東京局）	19	27
8	松山　（高松局）	69	77
6	三木　（大阪局）	13	19
5	大森　（東京局）	4	9
5	福知山　（大阪局）	28	33
5	草津　（大阪局）	29	34
4	立川　（東京局）	9	13
3	川崎北　（東京局）	14	17
3	千葉西　（東京局）	19	22
3	北　（大阪局）	20	23
3	泉大津　（大阪局）	52	55
3	門真　（大阪局）	113	116
3	益田　（広島局）	12	15
3	土庄　（高松局）	3	6

酒類自動販売機税務署管轄別増加台数

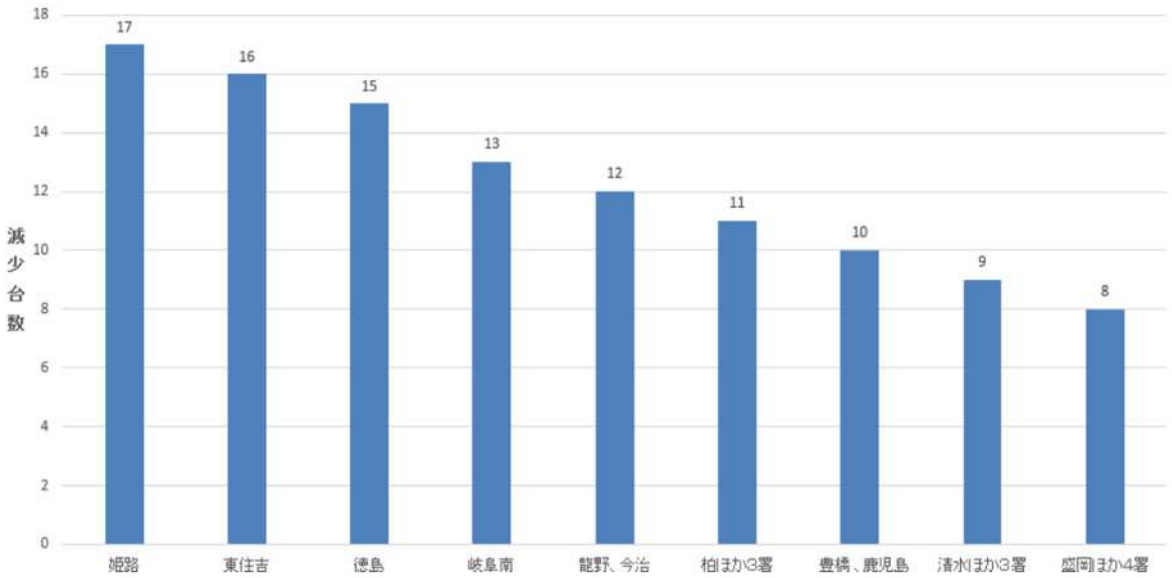


酒類自動販売機　税務署管轄別減少台数（上位21署）

（単位：台）

減少台数	管轄税務署（局所）	令和３年度当初 設置台数	令和４年度当初 設置台数
17	姫路（大阪局）	176	159
16	東住吉（大阪局）	109	93
15	徳島（高松局）	81	66
13	岐阜南（名古屋局）	37	24
12	龍野（大阪局）	68	56
12	今治（高松局）	43	31
11	柏（東京局）	56	45
11	東大阪（大阪局）	103	92
11	和歌山（大阪局）	110	99
11	高知（高松局）	83	72
10	豊橋（名古屋局）	55	45
10	鹿児島（熊本局）	63	53
9	清水（名古屋局）	31	22
9	西成（大阪局）	59	50
9	吹田（大阪局）	67	58
9	枚方（大阪局）	97	88
8	盛岡（仙台局）	17	9
8	富士（名古屋局）	22	14
8	堺（大阪局）	144	136
8	尼崎（大阪局）	144	136
8	佐世保（福岡局）	30	22

酒類自動販売機税務署管轄別減少台数



28 アルコール健康障害対策基本法の概要

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。その一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。そして、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるだけでなく、その家族に深刻な影響を与えたり重大な社会問題を生じさせたりするおそれがあります。

このため、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成 26 年６月１日にアルコール健康障害対策基本法が施行され、令和３年３月 26 日にはアルコール健康障害対策推進基本計画（第２期）が閣議決定されました。

同法においては、国等は国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるための事業の実施に努めるとともに、酒類の製造又は販売を行う事業者は、国等が実施するアルコール健康障害対策に協力することとされております。また、基本計画では、国は酒類業者に対し、20 歳未満の者への販売の禁止の周知徹底や指導を行うほか、酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、広告・宣伝に関する自主基準の見直しや表示・販売に関する自主的な取組を講ずることが盛り込まれています。

（注）　アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、20 歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいいます。

アルコール関連問題啓発週間ポスター



同法においては、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定めています。

アルコール健康障害対策基本法（概要）（平成25年法律第109号） 平成26年６月１日施行

目的（第1条）

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、**不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因**となり、アルコール健康障害は、**本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性**が高いことに鑑み、基本理念を定め、及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、**アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進**して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義（第2条、第５条）

アルコール健康障害

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の**不適切な飲酒の影響による心身の健康障害**

アルコール関連問題

アルコール健康障害 及び これに**関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等**の問題

責務（第４条～第９条）

国・地方公共団体・国民・医師等の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務

アルコール健康障害対策推進基本計画（第12条、第14条）

・**政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定**しなければならない。少なくとも**５年ごとに**検討を加え、必要があると認めるときは、**基本計画を変更**しなければならない。変更しようとするときは、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、閣議決定。

・都道府県は、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めなければならない。

基本的施策（第15条～第24条）

教育の振興等／不適切な飲酒の誘引の防止／健康診断及び保健指導／医療の充実等／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等／社会復帰の支援／民間団体の活動に対する支援／人材の確保等／調査研究の推進等

出典：厚生労働省ホームページ

（※）令和４年４月１日以降、アルコール健康障害対策基本法第２条において「未成年者の飲酒」から「二十歳未満の者の飲酒」へ変更されております。

29 酒類販売管理者制度

酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、20 歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年５月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正により、酒類販売管理者制度が創設され、同年９月から適用されています。

また、平成 28 年６月に同法の一部が改正され、平成 29 年６月から酒類販売管理研修の受講、標識の掲示が義務化されました。

１　酒類販売管理者の役割

酒類販売管理者は、酒類の販売業務に関する法令を遵守した業務が行われるように酒類小売業者に助言し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行います。

酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。

また、酒類の販売業務に従事する従業員等は、酒類販売管理者の指導に従わなければなりません。

２　酒類販売管理者の選任・届出書の提出

酒類小売業者（酒類製造者又は酒類卸売業者であって酒類の小売販売を行うものを含みます。）は、酒類の小売販売場（以下「販売場」といいます。）ごとに、酒類販売管理者を一人選任しなければなりません。

酒類販売管理者に選任することができる者は、酒類の販売業務に従事する者で過去３年以内に酒類販売管理研修を受けた者でなければなりません。

（注）酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、酒類販売管理者の資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として実施されるものです。

なお、酒類販売管理者の選任は、その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに行わなければならず、酒類販売管理者を選任したときは、２週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を、販売場を所轄する税務署に提出しなければなりません。

３　酒類販売管理研修の定期受講

酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から３年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。

４　標識の掲示

酒類小売業者は、販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

また、カタログ等（インターネット等によるものを含みます。）を利用した通信販売を行う場合、カタログ等に酒類販売管理者の氏名や販売管理研修の受講事績等の表示が必要となりますので、カタログ等の見やすい場所に表示してください。

販売場に掲げる「標識」のイメージ

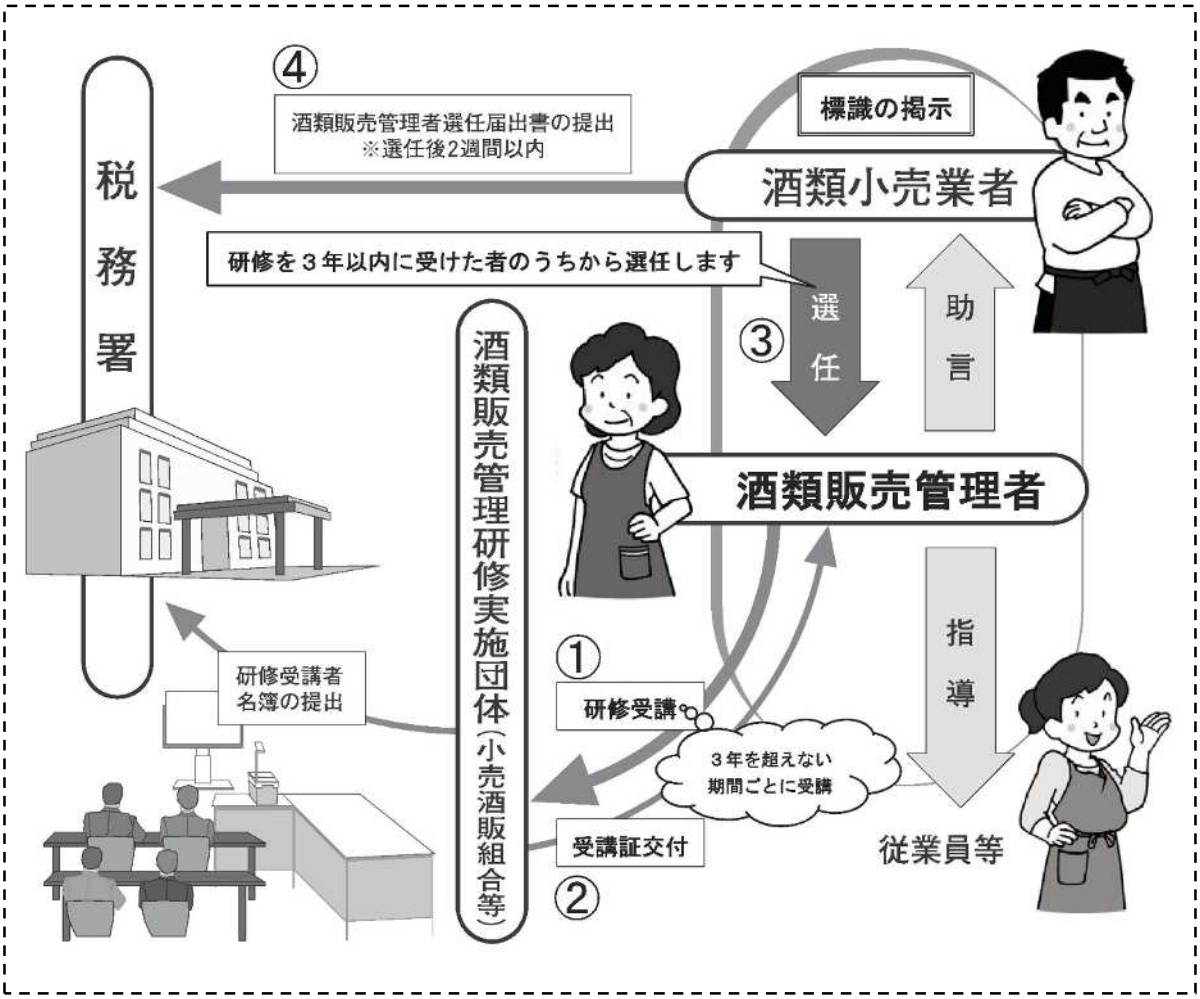
販売場に掲げる「標識」のイメージ

酒類販売管理者標識

販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1
酒類販売管理者の氏名	国税　太郎
酒類販売管理研修受講年月日	令和5年4月1日
次回研修の受講期限	令和8年3月31日
研修実施団体名	霞が関小売酒販組合

○標識の様式例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。
https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hambai/mokuji.htm
〔ホーム / 税の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報 / 酒類の販売管理〕

（参考）酒類販売管理者制度のスキーム図



30 酒類の公正な取引に関する基準

平成 29 年３月 31 日
国税庁告示第２号
最終改正：令和４年３月 31 日

（目的）

1　この基準は、酒類が、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであるというその特殊性に鑑み、酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考え方の下、酒類の公正な取引に関し必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。

（公正な取引の基準）

2　酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。

⑴　正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること

⑵　自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

（売上原価の算定方法）

3　前項⑴の売上原価の額は、酒類製造業者の製造した酒類の販売にあっては、当該酒類の販売に対応する酒類の製造原価の額とし、酒類業者の仕入れた酒類の販売にあっては、当該酒類の販売に対応する酒類の仕入価格（その付随費用を含む。）から当該酒類の仕入れに係る値引きの額を控除して算出した額とする。

4　酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものであり、かつ、第六項の販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る。）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。

（費用配賦の方法）

5　酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法（その算出根拠が明らかにされている場合に限る。この項において同じ。）（当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、売上高のうち酒類に係る売上高が占める割合に応じた配賦方法）により、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。

（販売価格の算定方法）

6　酒類業者が、酒類の販売につき値引き（これに類する行為を含む。）をした場合には、当該酒類の販売価格は、当該値引きの額を控除して算出するものとする。

（指示）

7　国税庁長官は、酒類業者に第二項の規定に違反する行為があると認める場合において、当該酒類業者に対して法第八十六条の三第四項の規定による指示をするときは、当該行為を取り止めること又は当該行為を再び行わないことその他必要な事項を指示するものとする。

（命令）

8　前項の規定は、国税庁長官が、法第八十六条の四の規定による命令をする場合について準用する。

（質問検査権）

9　国税庁長官は、法第九十一条の規定により、酒類業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、売上原価の算定、酒類事業の状況その他公正な取引の基準の実施に関し必要な事項について報告を求めることができる。

（公正取引委員会との連携）

10　国税庁長官は、法第九十四条第三項又は第四項の規定により、公正取引委員会から報告を受け、又は公正取引委員会に対し報告をするときは、その内容その他必要な事項について、公正取引委員会と十分に協議するものとする。

11　国税庁長官は、法第八十六条の三第四項の規定による指示をしようとするときは、必要に応じ、公正取引委員会に対し、第二項の規定に違反する行為があると認められる事実を報告し、当該事実の認定方法その他の必要な事項について意見を求めることができる。

31 酒類に関する公正な取引のための指針

平成 18 年 8 月 31 日
国　　税　　庁
最終改定：令和４年３月 31 日

酒類に関する公正な取引のための指針（事務運営指針）

（はじめに）

近年の酒類市場は、人口減少・高齢化社会の到来、健康や安全性に対する国民の意識の高まり、生活様式の多様化など経営環境に大きな変化が見られる。酒類小売業の業態は、消費者の購買行動の変化を踏まえ、一般酒販店のほかコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等と多様化しており、業務用市場においては全国にチェーン展開する料理飲食店が出現し、事業者間で取扱数量や取引価格に格差も生じてきている。

このような中、今後、酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大を期待することは難しく、酒類業が健全に発達していくためには、「量から質への転換」を図っていく必要がある。製造業者は的確な経営戦略に基づき高品質・高付加価値の酒類を適正規模で製造し、卸売業者は小売業者へそうした酒類を適正に供給し、小売業者は個性ある品揃えなどの多様なサービスの提供等によって差別化を図りつつ 20 歳未満の者の飲酒防止などの社会的要請に対応するため販売管理に取り組んでいくことが求められる。料理飲食店では、20 歳未満の者の飲酒防止に配意することはもちろん、品質を損なうことなく酒類を提供していくことが期待されている。他方、単に酒類業界が高利益な酒類の提供等により高いマージンを確保することや販売管理に伴う過剰な負担を安易に消費者へ求めることも適切ではない。常に「消費者の視点」を意識し、酒類の供給者（業界）と実需者（消費者）の利益が最大化するようにすべきである。

国税庁は、酒類業組合の会合などあらゆる機会を通じて、「酒類に関する公正な取引のための指針（平成 18 年８月）」（以下「指針」という。）及び公正取引委員会の「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（平成 21 年 11 月）」等の周知･啓発を図ってきた。さらに、公正取引委員会との連携の下、取引状況の実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認められた場合には、その不合理さを指摘して合理的な取引が行われるよう改善指導し、公正取引についての自主的な取組を促してきた。しかしながら、指針のルールに則していない不合理な取引が見受けられる状況は現在も継続している。

こうした状況の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、平成 28 年法律第 57 号により、「酒税法」（昭和 28 年法律第６号）及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律第７号。以下「酒類業組合法」という。）が改正された。

また、改正された酒類業組合法に基づき、「酒類の公正な取引に関する基準（平成 29 年国税庁告示第２号。以下「取引基準」という。）」を定めた。

こうしたことから、国税庁は、酒類業組合法第 86 条の３《公正な取引の基準》第４項及び第 86 条の４《公正な取引の基準に関する命令》の適用の可能性を踏まえつつ、酒類業界の実情に即した酒類に関する公正な取引の在り方を提示する。また、併せて、公正取引委員会との連携方法等を明らかにすることにより、一層、公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることとする。このことは、酒類業の健全な発達にも資するものである。

第１　酒類に関する公正な取引の在り方

国税庁は、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方を以下のとおり提示する。

（注）本取引の在り方に抵触すると思料される個々の行為は、必ずしも取引基準第２項《公正な取引の基準》に違反する行為や、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第２条《定義》第９項に規定する不公正な取引方法に

該当するというものではなく、個別具体的な事案において、行為の意図・目的、取引価格、取引条件、取引形態、酒類事業に与える影響、市場における競争秩序に与える影響等を総合的に勘案し、取引基準違反に該当するかどうかは国税庁、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するかどうかは公正取引委員会において、それぞれ判断されるものである。

1　合理的な価格の設定

① 酒類の価格に関しては、取引基準において、⑴正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること、⑵自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること、のいずれにも該当する行為を行ってはならないこととしている。

酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになることが短期的にも中長期的にも合理的である。

一般に商品価格は、市場における事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるものであるが、酒類は財政上重要な物品であり、また、アルコール飲料として社会的配慮を必要とし、更には代表的な嗜好品として国民生活に深い関わりを持っていることから、酒類の価格については、こうした酒類の特殊性から生じる多様な要請に応え得る合理的かつ妥当なものであることが必要である。

酒類の合理的な価格設定は、酒類に関する公正な取引の在り方の根幹をなすものであり、取引基準に違反する行為には該当しない場合であっても、合理性を欠く価格設定については改善していく必要がある。

② 酒類は国の財政上重要な物品であること、致酔性・習慣性を有する社会的に配慮を要する財であること等その特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な取引慣行であり改善していくべきである。

また、多種類の商品を取り扱っている小売業者が、酒類の供給に要する費用を下回る価格、言い換えれば他の商品の販売による利益その他の資金を投入しなければ困難な低価格を継続的に設定することによって競争事業者の顧客を獲得するという手段は、酒類販売による直接的な損失があっても来店客数、店舗全体の売上高の増加によって全体の利益を図ることのできる販売方法であるが、酒税の適正な転嫁の観点や上記のような酒類の特殊性に鑑みても、他の商品と比べてそのような販売方法での弊害が大きいと考えられ、そのような不公正な取引慣行については改善していくべきである。

（注）今後、酒類全体における数量ベースでの国内市場の拡大が困難であることから、全事業者が独自の判断の下、的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うことが必要である。酒類の著しい供給過剰は、取引の安定を阻害するおそれがある。

酒類業者が経営基盤の安定を図りつつ消費者ニーズに応じた酒類を的確に供給していくためには、企業努力による物流等の業務効率化を反映した競争をしつつ、個別の取引において適正な利潤を確保していくことが望まれる。

2　取引先等の公正な取扱い

酒類の価格は、取引数量の多寡、決済条件、配送条件等の相違を反映して差が設けられることもあるが、その差は、取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的なものであるべきである。同様に、合理的な理由がないにもかかわらず取引先又は販売地域によって取引条件に差異を設けることは、公正な取扱いとはならない。

取引価格やその他の取引条件について、合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、酒類の価格形成を歪める大きな一因となると考えられ、そのような取扱いについては改善していくべきである。

3　公正な取引条件の設定

① 大きな販売力を有する百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、料理飲食店等（コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む。）

が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の発注後の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、不透明又は過大な協賛金やセンターフィー、カタログ製作費等の負担、自己が負担すべき費用のつけ回し、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、若しくはこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合、又はコスト上昇分の価格転嫁の必要性を背景とした取引条件の見直しの申入れ等を一方的に拒否する場合には、公正な取引条件の設定が妨げられる。例えば、一方的な都合による返品や従業員等の派遣を強要した場合には、納入業者に経済上の不利益を及ぼすことになり、更に、納入業者の経営を悪化させたときには、製造業者の代金回収にも影響を及ぼし酒税の保全上の問題が生じるおそれもある。したがって、こうした不利益な取扱いについては、改善していくべきである。

② 製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、流通業者の事業活動を制限することになるばかりでなく、消費者利益を損なうこともある。例えば、流通業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先などに不当な影響を及ぼす場合には、流通業者間の競争を減少させ、流通業者の自由な事業活動を妨げ、消費者の商品選択を狭めることにもつながる。したがって、製造業者等はこうした不当な影響が生じないように十分に配慮する必要がある。

4 透明かつ合理的なリベート類

リベート類は、仕切価格の修正としての性格を持つもの、販売促進を目的としたもの、業務効率化への寄与度等に応じて支払われるもの等その態様は様々であるが、いかなる形態であれ透明性及び合理性が必要である。

リベート類の透明性が確保されているとは、その支払基準及び支払時期等が明確にされているとともに、それらが取引の当事者間において事前に共有されていることをいう。合理性が確保されているとは、支払基準が取引数量に基づく場合には輸送コストの逓減効果等によって決められるなど合理的に説明し得ることをいう。例えば、支払基準が事前に明確に示されていないもの、取引の一方の当事者の認識がないまま取引の当事者以外の者から他方の当事者に支払われるもの、取引先の販売価格についての制限が行われるもの、支払基準が著しく累進的であり取引先の公正な取扱いとならないものなどは、透明性及び合理性を欠くリベート類に該当する。

また、取引先の販売価格についての制限が行われるもの、支払基準が著しく累進的であり取引先の公正な取扱いとならないものが市場における有力な事業者にのみ供与される場合には、その周辺酒類業者の対抗廉売を引き起こし、過度な価格競争を引き起こすことも懸念される。

透明性及び合理性を欠くリベート類は廃止していく必要があるが、リベート類を支払う酒類業者が、こうした点を踏まえた自主基準を策定するなどして取組を促進していくことは、酒類の公正な取引環境の整備を進める観点から有効である。

第２ 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

国税庁は、酒類取引の実態把握に努め、公正取引委員会と連携して酒類の公正な取引が図られるよう以下のとおり対応することとする。

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

⑴ 市場に影響を与える取引を行っている酒類業者に対する重点的な取引状況等実態調査の実施

取引状況等実態調査は、過去における取引状況等実態調査の事績、各種資料情報等を検討した結果、酒類に関する公正な取引の在り方に照らして問題があると疑われ、かつ、市場に影響を与える取引を行っていると認められる酒類業者に対して重点的に実施する。

なお、関連する事業場が広範にある酒類業者に対する調査は、関係国税局が連携して実施する。

また、調査の結果、改善すべき事項が調査を受けた酒類業者の全部又は大部分の事業場に及ぶ場合は、本店に対して総括的な指導を行い、公正取引に向けた全社的な取組を促す。

（注）取引状況等実態調査の実施に当たっては、事前通知を行い、調査の趣旨について「酒類業組合法第 86 条の３に基づく酒類の公正な取引に関する基準の内容を含む酒類に関する公正な取引の在り方が遵守されているかどうかを判断するために同法第 91 条の質問検査権を行使して実施するものである。」旨を説明する。

⑵　フォローアップ調査の実施

個別に改善指導等を行った酒類業者については、フォローアップ調査を実施する。相当期間経過後においても改善が認められない場合は、必要に応じ調査対象者への酒類納入業者に対し臨場するなど、更に深度ある調査を実施して、改善できなかった理由の解明等を行い、改善に向けた更なる指導等必要な措置を講ずる。

⑶　取引状況等実態調査の実施状況の公表

取引状況等実態調査によって把握した問題取引とその指導事績については、可能な限り具体的に公表し、他の酒類業者において同様の取引が行われないよう啓発する。

２　取引基準との関係

取引状況等実態調査を実施した結果、第１の「酒類に関する公正な取引の在り方」に則していないと認められる取引を把握した場合には、改善指導を実施する。

さらに、当該取引が取引基準を遵守していないと思料される場合には、「酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて（法令解釈通達）」を踏まえ、所要の調査を実施する。

当該調査の結果、取引基準を遵守していないと認められる場合には、酒類業組合法第 86 条の３《公正な取引の基準》第４項の規定に基づく指示を検討し、指示には至らない場合であっても、今後も同様の行為が行われると取引基準に違反するおそれがある場合の改善指導は、特に厳重に行うこととし、厳重に改善指導を行った酒類業者については、指示を行った酒類業者と同様にフォローアップ調査及び問題取引とその指導事績の公表を優先的に実施する。

３　独占禁止法違反等への対応

⑴　国税局長による公正取引委員会への報告

国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）の長は、取引状況等実態調査の実施等により、酒類業者の取引に関し、独占禁止法の規定に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会（地方事務所等を含む。以下同じ。）に対し、酒類業組合法第 94 条《公正取引委員会との関係》第４項の規定に基づく報告を行い、適当な措置をとるべきことを求める。

⑵　酒類業者、業界団体、消費者団体等からの通報への対応

イ　酒類の取引に関し、酒類業者、業界団体、消費者団体等から、酒類取引の在り方に則していない疑いのある事例、又は取引基準を遵守していない疑いのある事例について通報があった場合は、取引状況等実態調査を実施するなど適切に対応する。

ロ　酒類業者、業界団体、消費者団体等から、独占禁止法に違反する疑いのある事例について、例えば、「独占禁止法の不当廉売に該当するのではないか。」と相談があった場合は、必要に応じ、同法第 45 条《違反事実の報告･探知》に基づく公正取引委員会への報告手続について説明する。

（注）独占禁止法に違反する疑いのある事例に係る相談のうち、独占禁止法違反被疑事実に関係する事業者に雇用されている労働者（当該事業者を派遣先とする派遣労働者を含む。）からのものである場合は、必要に応じ、公正取引委員会の「公益通報者保護法」（平成 16 年法律第 122 号）の通報受付窓口を教示する。

⑶　排除措置命令等を受けた者への対応

排除措置命令又は警告など酒類業者に係る独占禁止法違反等の事実が公正取引委員会から公表された場合において、その違反等の行為が酒類取引の在り方に則していないと認められるときは、必要に応じ酒税保全の観点から関係酒類業者に対し酒類取引の在り方に則した取引を行うよう的確に指導するほか、取引基準を遵守していないと認められるときは、酒類業組合法第 86 条の３《公正な取引の基準》第４項の規定に基づく指示を行うなど適切に対応する。

4　質問検査権

取引状況等実態調査の実施に関し、酒類業者（調査対象者以外の酒類業者を含む。）及び当該酒類業者の持株会社や取引のある金融機関、運送業者、料理飲食店など、その事業に関して関係のある事業者に対して、酒類業組合法第 91 条《質問検査権》の規定に基づき、必要な事項について報告を求めるなど、適切に対応する。

5　公正取引委員会との連携等

国税庁は、公正取引委員会とあらゆる機会を通じて、酒類市場における流通上・取引慣行上の諸問題について協議・情報共有を行う。

また、国税局と公正取引委員会においては、それぞれ連絡担当者を設けて相互の連絡体制を確保し、緊密な連携を図る。この場合、国税局においては、酒類市場における流通上･取引慣行上の諸問題についての情報を一元的に管理する「公正取引担当者」を配置するものとし、公正取引委員会との連携強化及び取引状況等実態調査の充実を図る。

32　酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について

令和３事務年度分（令和３年７月～令和４年６月）

１　調査・指導の目的

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、平成４事務年度から酒類の取引状況等実態調査を実施しています。

この調査により、「酒類の公正な取引に関する基準」及び「酒類に関する公正な取引のための指針」に従っていない取引等が認められた場合には、基準又は指針を遵守すべき旨の指示や改善指導を行うなどして、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

２　調査の概要

⑴　調査の実施状況

令和３年７月から翌年６月の令和３事務年度においては、チラシ広告などの情報から基準や指針に従っていない取引等を行っている可能性があると考えられた酒類業者等に対して、取引等の実態を把握するための調査を147件実施しました。

なお、調査は、市場に大きな影響を与える取引等を行っていると認められる酒類業者を優先的に選定しました。

このほか、調査を実施した酒類業者が行っていた取引のうち、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の不公正な取引方法に該当する事実があると考えられる取引については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。

⑵　調査結果

調査の結果、基準や指針に従っていない問題取引等が147件中141件認められました。

141件の処分等の内訳は、

①　指示　　２件

②　厳重指導　６件

③　指導　　133件

となっています。

上記①の２件は、正当な理由なく仕入価格又は製造原価に販売費・一般管理費等を加えた総販売原価を下回る価格で継続して販売し、かつ、自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引と認められたため、基準に基づく指示を行いました。

上記②の６件は、直ちに指示には至りませんでしたが、今後も同様の行為が行われると基準に違反するおそれがあるため、厳重に改善の指導を行いました。

更に、上記③の133件は、指針で示している４つのルールのうちいずれか又はその複数を違反している件数となっています。

なお、４つのルールは次のとおりです。

【指針で示す４つのルール】

ルール１「合理的な価格の設定」

ルール２「取引先等の公正な取扱い」

ルール３「公正な取引条件の設定」

ルール４「透明かつ合理的なリベート類の提供」

これら指針のルールに従っていない取引を行っていた酒類業者に対しては、指針の趣旨を説明し、指針のルールに従った取引を行うよう改善を指導しました。

表１　「基準」又は「指針」に基づき指示・指導をした件数

調査対象者の業態等	調査件数	内　指示件数	内　厳重指導の件数	内　指導件数	内　違反なし件数
小売業者	116　(111)	1　(5)	4　(17)	105 (83)	6 (6)
卸売業者	21　(21)	1　(1)	2　(0)	18 (17)	0 (3)
製造業者	10　(7)	0　(1)	0　(1)	10 (4)	0 (1)
合計	147　(139)	2　(7)	6　(18)	133 (104)	6 (10)

（注）１　複数の販売場を持つ酒類業者に対し、同時に２販売場以上の調査を行った場合であっても１件と数えている。

２　各欄のかっこ書きの数字は、令和２事務年度分（令和２年７月～令和３年６月）の件数である。

（参考）　過去の調査の状況

事務年度		平成 29	平成 30	令和元	令和２	令和３
調査件数		136	147	142	139	147
	内　指示件数	4	8	7	7	2
	内　厳重指導の件数	15	17	13	18	6
	内　指導件数	101	114	109	104	133
	内　違反なし件数	16	8	13	10	6

表２　「指針」に基づき改善を指導した違反態様別の数

調査対象者の業態等	「ルール１違反」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	「ルール２違反」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール３違反」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール４違反」 リベート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
小売業者	105　(83)	0　(1)	1　(1)	0　(0)
卸売業者	18　(17)	2　(5)	0　(0)	2　(2)
製造業者	10　(4)	8　(4)	0　(0)	6　(4)
合計	133 (104)	10　(10)	1　(1)	8　(6)

（注）１　表２では、１回の調査で複数のルール違反があった場合、ルール違反ごとに１と数えているため、表２の違反の総合計数と表１の調査件数の合計数は一致しない。

２　各欄のかっこ書きの数字は、令和２事務年度分（令和２年７月～令和３年６月）の数である。

33　酒類の公正な取引に関する基準に基づき「指示」をした事例

指示事例１　【福岡国税局】	
業　　態	小売業（ドラッグストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、競合他社の販売価格を踏まえて販売価格を低く設定していた。 また、総販売原価の費用配賦方法について合理的な方法を採用していなかった。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売事業者へ相当程度の影響を与えていたことが認められたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

指示事例２　【大阪国税局】	
業　　態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品および清酒を総販売原価割れで販売していた。また、一部のビール商品については仕入原価割れとなる価格となっていた。
違反原因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、取引先小売業者が競合店より有利になるよう販売価格を低く設定していた。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者が総販売原価割れ販売を行った取引先小売業者の商圏内の小売業者へ相当程度の影響を与えていたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

34「基準」に違反するおそれがあるとして「厳重指導」を行った主な事例

指導事例１　【仙台国税局】	
業　　態	小売業（スーパー）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品の多くを総販売原価割れ販売していた。 また、特定日に実施する割引値引きを酒類にも適用しており、その際の販売価格は仕入原価割れとなっていた。
違反原因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、メーカーから毎月示される売価目安等を用い販売価格を低く設定していた。 また、正当な理由なく割引販売を行っていた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。

指導事例２　【東京国税局】	
業　　態	小売業（スーパー）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	販売管理費の一部計上漏れがあったことに加え、合理的でない販売管理費比率を採用し、総販売原価を低く算出していた。 また、販売管理費を収入の一部と相殺することで総販売原価を低く算出していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。

指導事例３　【名古屋国税局】	
業　　態	小売業（スーパー）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れ販売し、そのうち一部の取引については仕入原価割れ販売となるものがあった。
違反原因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、競合店よりも低い販売価格を設定していた。 また、一部商品について、酒税改正に伴う価格改定の際に誤って販売価格を低く設定していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。

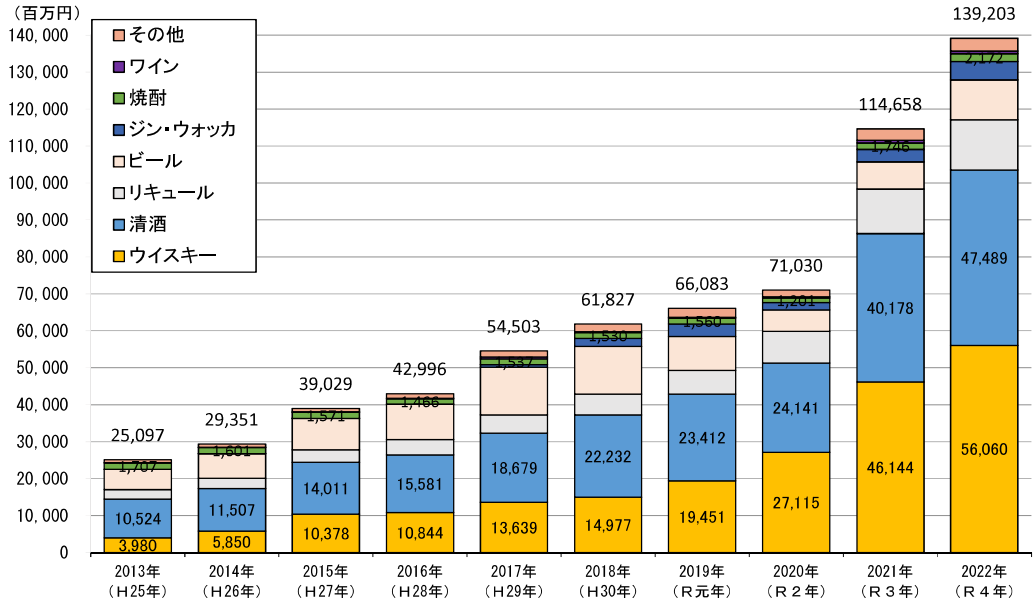
指導事例４　【金沢国税局】	
業　　態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れ販売し、そのうち一部の取引については仕入原価割れ販売となるものがあった。
違反原因	合理的でない販売管理費比率を採用することで、総販売原価を低く算出していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。

指導事例５　【金沢国税局】	
業　　態	卸小売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売し、そのうち一部の取引については仕入原価割れ販売となるものがあった。
違反原因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、競合店よりも低い販売価格を設定していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。

指導事例６　【大阪国税局】	
業　　態	卸小売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品の多くを総販売原価割れにて販売し、そのうち一部の取引については仕入原価割れ販売となるものがあった。
違反原因	合理的でない販売管理費率を採用し、総販売原価を低く算出していた。 また、関連法人に対しては販売価格を低く設定していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。

35　最近の日本産酒類の輸出動向について

○ 2022年分の輸出金額は1,392億円（対前年比21.4%増）となり、初めて1,000億円を超えた2021年に引き続き好調に推移。
○ 品目別にはウイスキーや清酒、国・地域別には中国やアメリカが輸出を牽引。



○品目別輸出金額　（単位：百万円）

品　目	2021年	対前年増減率	2022年	対前年増減率
ウイスキー	46,144	＋70.2%	56,060	＋21.5%
清酒	40,178	＋66.4%	47,489	＋18.2%
リキュール	12,067	＋39.9%	13,610	＋12.8%
ビール	7,361	＋27.5%	10,746	＋46.0%
ジン・ウォッカ	3,392	＋68.0%	4,970	＋46.5%
焼酎	1,746	＋45.4%	2,172	＋24.4%
ワイン	687	＋97.6%	686	▲0.1%
その他	3,083	＋70.2%	3,470	＋12.6%
合計	114,658	＋61.4%	139,203	＋21.4%

○輸出金額上位10か国・地域　（単位：百万円）

国・地域	2021年	対前年増減率	2022年	対前年増減率
中華人民共和国	32,025	＋85.2%	39,465	＋23.2%
アメリカ合衆国	23,811	＋72.0%	26,780	＋12.5%
台湾	9,307	＋42.3%	12,029	＋29.3%
香港	14,758	＋48.0%	11,593	▲21.4%
シンガポール	5,067	＋32.3%	8,237	＋62.6%
フランス	5,748	＋80.5%	6,185	＋7.6%
オーストラリア	4,193	＋60.2%	5,619	＋34.0%
大韓民国	2,763	＋44.0%	5,576	＋101.8%
オランダ	3,878	＋26.6%	4,203	＋8.4%
カナダ	1,486	＋49.8%	2,505	＋68.6%
（参考）EU・英国	12,774	＋60.2%	15,619	＋22.3%

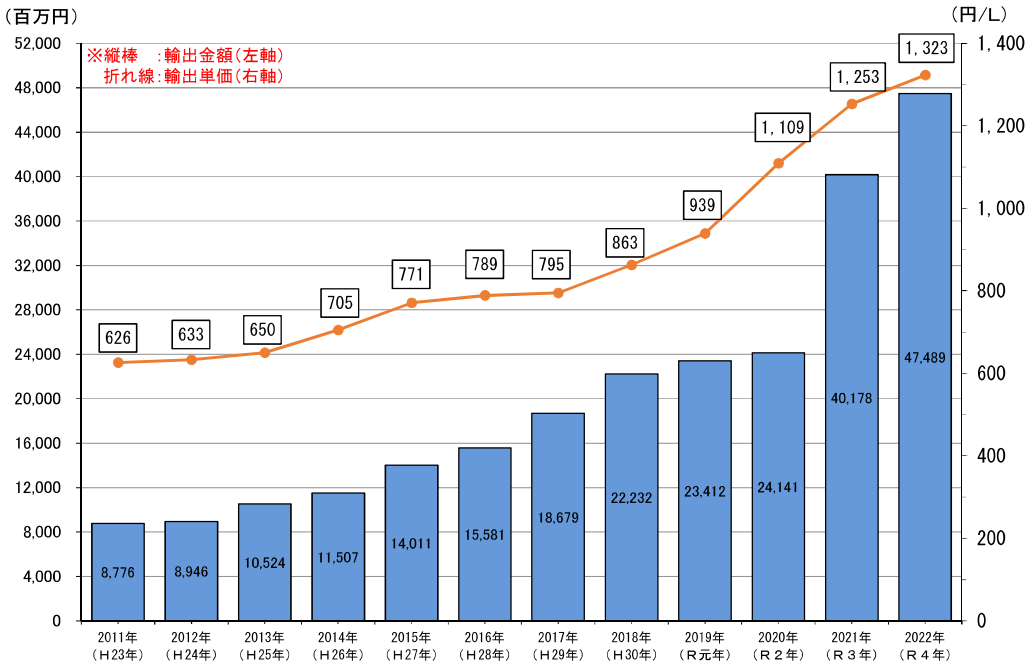
出典：財務省貿易統計
※確々報値の発表を受け、2023年3月に数値を一部修正

○2022年の輸出金額の推移

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
輸出金額（億円）	85.3	89.4	138.7	118.9	114.7	145.8	126.6	113.2	123.1	113.7	109.3	113.4	1,392.0
対前年同期比（%）	+11.4	+11.8	+35.3	+10.3	+24.1	+39.6	+23.9	+21.9	+33.0	+12.7	+21.1	+8.8	+21.4

36　最近の清酒の輸出動向について

○　2022年分の清酒の輸出金額は475億円（対前年比18.2%増）となり、好調に推移。輸出単価も引き続き好調に上昇。



○輸出金額上位10か国・地域　（単位：百万円）

国・地域	2021年	対前年増減率	2022年	対前年増減率
中華人民共和国	10,279	＋77.5%	14,161	＋37.8%
アメリカ合衆国	9,591	＋89.2%	10,930	＋14.0%
香港	9,308	＋50.7%	7,116	▲23.5%
大韓民国	1,503	＋53.5%	2,523	＋67.9%
シンガポール	1,802	＋61.8%	2,326	＋29.1%
台湾	1,726	＋20.7%	2,222	＋28.8%
カナダ	676	＋57.5%	1,163	＋72.0%
オーストラリア	730	＋48.8%	932	＋27.6%
ベトナム	298	＋6.8%	706	＋136.6%
マレーシア	334	＋20.1%	626	＋87.5%
（参考）EU・英国	2,036	＋84.2%	2,551	＋25.3%

○輸出単価上位10か国・地域　（単位：円/L、百万円）

国・地域	輸出単価（2022年）	（参考）輸出金額
マカオ	3,421	318
香港	2,619	7,116
シンガポール	2,535	2,326
中華人民共和国	1,917	14,161
インドネシア	1,644	181
アラブ首長国連邦	1,626	257
英国	1,254	607
フランス	1,226	524
アメリカ合衆国	1,203	10,930
カナダ	1,156	1,163
（参考）EU・英国	798	2,551

（注）輸出金額上位20か国・地域のうち、輸出単価上位10か国・地域
出典：財務省貿易統計
※確々報値の発表を受け、2023年3月に数値を一部修正

○2022年の清酒の輸出金額の推移

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
輸出金額（億円）	29.5	33.8	45.3	38.9	37.7	48.6	42.3	40.1	37.5	41.6	39.5	40.0	474.9
対前年同期比（%）	+30.3	+50.5	+31.6	+19.7	+22.0	+51.9	+22.4	＋23.7	＋13.3	▲4.3	▲1.0	▲7.7	+18.2

37　各酒類の主な輸出先（2022年）

単位：百万円

ウイスキー

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	中華人民共和国	19,625	＋15.4%
2	アメリカ合衆国	10,989	＋6.1%
3	フランス	5,044	＋9.7%
4	シンガポール	3,709	＋112.5%
5	オランダ	3,109	＋2.2%
6	台湾	2,359	＋53.6%
7	香港	1,735	▲3.2%
8	オーストラリア	1,489	＋25.4%
9	英国	1,452	＋269.6%
10	マカオ	1,196	▲8.3%
―	（参考）EU・英国	10,458	＋23.4%
輸出合計		56,060	＋21.5%

清酒

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	中華人民共和国	14,161	＋37.8%
2	アメリカ合衆国	10,930	＋14.0%
3	香港	7,116	▲23.5%
4	大韓民国	2,523	＋67.9%
5	シンガポール	2,326	＋29.1%
6	台湾	2,222	＋28.8%
7	カナダ	1,163	＋72.0%
8	オーストラリア	932	＋27.6%
9	ベトナム	706	＋136.6%
10	マレーシア	626	＋87.5%
―	（参考）EU・英国	2,551	＋25.3%
輸出合計		47,489	＋18.2%

リキュール

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	台湾	4,021	＋29.8%
2	アメリカ合衆国	2,017	＋32.3%
3	中華人民共和国	1,806	▲17.0%
4	香港	1,382	▲39.0%
5	ベトナム	807	＋47.2%
6	タイ	616	＋69.9%
7	シンガポール	520	＋16.6%
8	オーストラリア	510	＋24.0%
9	大韓民国	322	＋178.3%
10	マレーシア	277	＋26.4%
―	（参考）EU・英国	457	＋20.4%
輸出合計		13,610	＋12.8%

ビール

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	台湾	2,552	＋20.2%
2	中華人民共和国	2,189	＋87.9%
3	大韓民国	1,909	＋184.1%
4	オーストラリア	1,078	＋19.1%
5	アメリカ合衆国	854	＋14.6%
6	シンガポール	697	＋54.9%
7	香港	619	＋13.5%
8	ニュージーランド	201	＋10.8%
9	ロシア	118	▲31.8%
10	カナダ	100	＋48.5%
―	（参考）EU・英国	117	▲14.3%
輸出合計		10,746	＋46.0%

ジン・ウォッカ

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	アメリカ合衆国	1,208	＋62.1%
2	オーストラリア	789	＋68.8%
3	オランダ	594	＋35.7%
4	シンガポール	592	＋47.8%
5	フランス	398	＋7.1%
6	ベルギー	277	＋27.7%
7	ドイツ	185	▲13.2%
8	英国	146	▲12.8%
9	インド	131	＋309.8%
10	カナダ	111	＋116.8%
―	（参考）EU・英国	1,696	＋19.8%
輸出合計		4,970	＋46.5%

焼酎

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	中華人民共和国	780	＋18.7%
2	アメリカ合衆国	424	▲5.6%
3	オーストラリア	237	＋130.0%
4	大韓民国	147	＋55.9%
5	台湾	134	＋70.5%
6	香港	71	▲13.7%
7	タイ	68	＋70.2%
8	シンガポール	58	▲8.7%
9	ベトナム	56	＋41.8%
10	マレーシア	54	＋31.6%
―	（参考）EU・英国	55	＋58.0%
輸出合計		2,172	＋24.4%

ワイン

順位	国・地域	金額	対前年同期増減率
1	中華人民共和国	231	＋18.5%
2	香港	207	▲11.3%
3	台湾	94	▲20.2%
4	シンガポール	46	＋65.2%
5	アメリカ合衆国	15	▲9.3%
6	マカオ	12	▲0.6%
7	英国	11	▲13.5%
8	スウェーデン	10	＋156.1%
9	オーストラリア	9	＋20.9%
10	フランス	8	▲10.7%
―	（参考）EU・英国	37	▲6.4%
輸出合計		686	▲0.1%

出典：財務省貿易統計

38　主な輸出先の輸出金額（2022年）

単位：百万円

順位	国・地域	金額	対前年同月増減率	シェア	内訳													
					ウイスキー	対前年同月増減率	清酒	対前年同月増減率	リキュール	対前年同月増減率	ビール	対前年同月増減率	ジン・ウォッカ	対前年同月増減率	焼酎	対前年同月増減率	ワイン	対前年同月増減率	その他	対前年同月増減率
1	中華人民共和国	39,465	＋23.2%	28.4%	19,625	＋15.4%	14,161	＋37.8%	1,806	▲17.0%	2,189	＋87.9%	46	＋21.6%	780	＋18.7%	231	＋18.5%	628	＋23.2%
2	アメリカ合衆国	26,780	＋12.5%	19.2%	10,989	＋6.1%	10,930	＋14.0%	2,017	＋32.3%	854	＋14.6%	1,208	＋62.1%	424	▲5.6%	15	▲9.3%	344	▲9.2%
3	台湾	12,029	＋29.3%	8.6%	2,359	＋53.6%	2,222	＋28.8%	4,021	＋29.8%	2,552	＋20.2%	64	＋27.7%	134	＋70.5%	94	▲20.2%	583	＋0.7%
4	香港	11,593	▲21.4%	8.3%	1,735	▲3.2%	7,116	▲23.5%	1,382	▲39.0%	619	＋13.5%	35	▲24.0%	71	▲13.7%	207	▲11.3%	427	▲11.6%
5	シンガポール	8,237	＋62.6%	5.9%	3,709	＋112.5%	2,326	＋29.1%	520	＋16.6%	697	＋54.9%	592	＋47.8%	58	▲8.7%	46	＋65.2%	289	＋118.9%
6	フランス	6,185	＋7.6%	4.4%	5,044	＋9.7%	524	＋7.0%	60	▲25.2%	30	▲52.3%	398	＋7.1%	21	＋33.1%	8	▲10.7%	100	▲18.3%
7	オーストラリア	5,619	＋34.0%	4.0%	1,489	＋25.4%	932	＋27.6%	510	＋24.0%	1,078	＋19.1%	789	＋68.8%	237	＋130.0%	9	＋20.9%	575	＋50.9%
8	大韓民国	5,576	＋101.8%	4.0%	598	＋71.9%	2,523	＋67.9%	322	＋178.3%	1,909	＋184.1%	45	＋4,040.9%	147	＋55.9%	4	▲58.3%	29	＋44.2%
9	オランダ	4,203	＋8.4%	3.0%	3,109	＋2.2%	341	＋24.8%	96	＋27.8%	13	＋270.6%	594	＋35.7%	4	＋128.7%	4	＋149.2%	43	▲4.5%
10	カナダ	2,505	＋68.6%	1.8%	856	＋74.0%	1,163	＋72.0%	240	＋62.3%	100	＋48.5%	111	＋116.8%	9	＋40.4%	7	＋18.1%	20	▲48.4%
―	その他	17,010	＋46.3%	12.2%	6,547	＋62.1%	5,252	＋38.2%	2,635	＋52.6%	706	＋13.4%	1,089	＋39.0%	287	＋47.3%	61	▲3.7%	432	＋10.1%
	（参考）EU・英国	15,619	＋22.3%	11.2%	10,458	＋23.4%	2,551	＋25.3%	457	＋20.4%	117	▲14.3%	1,696	＋19.8%	55	＋58.0%	37	▲6.4%	248	▲4.3%
輸出金額		139,203	＋21.4%	100.0%	56,060	＋21.5%	47,489	＋18.2%	13,610	＋12.8%	10,746	＋46.0%	4,970	＋46.5%	2,172	＋24.4%	686	▲0.1%	3,470	＋12.6%

出典：財務省貿易統計

39　日本産酒類のブランド戦略検討会

○ 日本酒の輸出拡大やブランディング推進のため、2019年９月、国税庁長官主催の「日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会」を立ち上げ（同年12月までに5回開催）、議論の概要と政府の施策を「中間とりまとめ」として整理・公表
○ その後、政府として取り組むべき施策のフォローアップを目的に、同検討会を2020年11月と2021年２月の２回開催
○ 2021年8月、議論の対象を、日本酒からウイスキーや本格焼酎・泡盛も含めた日本産酒類全体に拡大し、「日本産酒類のブランド戦略検討会」に改称。

（敬称略、五十音順）

氏　名	現　職
◎　小泉　武夫	東京農業大学　名誉教授
○　嘉納　健二	白鶴酒造株式会社　代表取締役社長
デービッド・アトキンソン	株式会社小西美術工藝社　代表取締役社長
生駒　龍史	株式会社Clear　代表取締役CEO
佐々木　太一	サントリー株式会社　ウイスキー事業部　課長
佐藤　淳	金沢学院大学　経済学部　教授
下田　雅彦	三和酒類株式会社　代表取締役社長
田崎　真也	一般社団法人日本ソムリエ協会　会長
仲野　益美	出羽桜酒造株式会社　代表取締役社長
長谷川　泉	JFCジャパン株式会社　常務執行役員　営業本部長
水野　直人	黒龍酒造株式会社　代表取締役社長
村田　哲太郎	株式会社AZE　代表取締役社長

（◎は座長、○は座長代理）

【オブザーバー】
内閣府　知的財産戦略推進事務局
外務省
農林水産省
経済産業省　貿易経済協力局
文化庁　参事官（食文化担当）
観光庁　観光資源課
独立行政法人　酒類総合研究所
独立行政法人　日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）
日本食品海外プロモーションセンター（ＪＦＯＯＤＯ）
独立行政法人　国際観光振興機構（ＪＮＴＯ）
株式会社　海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）
日本酒造組合中央会
日本洋酒酒造組合

40　令和４年度第２次補正予算　日本産酒類海外展開支援事業費補助金（７.０億円）（海外展開・酒蔵ツーリズム補助金）

目的

○ 酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓といった日本産酒類の高付加価値化や認知度向上に向けた取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大を図ることを目的とする。

施策概要

日本産酒類の輸出促進のため、

（１） 酒類事業者による海外販路拡大や、商品等の高付加価値化の取組を支援する。

（２） 酒類事業者による酒蔵自体の観光化や、地域における酒蔵ツーリズムプラン策定の取組を支援する。

（３） リソース不足に対応するため上記取組について、複数（3者以上）の酒類事業者が集まって推進することを支援する。

＜ 補 助 内 容 ＞

補 助 対 象 者：酒類事業者（製造業者、卸売業者、小売業者）又は酒類事業者を1者以上含むグループ

補助対象経費：（例）謝金、通訳・翻訳費、資料購入費、展示会等出展費等　（注）通常業務に要する費用は補助対象外

補　　助　　率：補助対象経費の１／２

補 助 金 額：１件当たり　１，０００万円上限、50万円下限
ただし、複数（3者以上）の酒類事業者が集まって取組を推進する場合の上限額は、
１，２００万円（3者）、１，３００万円（4者）、１，４００万円（5者）、１，５００万円（6者以上）

（注）下線部は令和4年度第2次補正予算で拡充した箇所

過去の実施状況

令和3年度予算（７．０億円）　応募総数：230件、採択件数：109件

令和4年度予算（７．０億円）　応募総数：160件、採択件数：105件

41 令和５年度予算 新市場開拓支援事業費補助金 （６.０億円）
（フロンティア補助金）

目的

○ 酒類事業者が直面する国内需要の減少、酒類事業従事者の高齢化といった構造的課題や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した課題への解決に向けて、国内外の新市場を開拓するなどの意欲的な取組を支援することにより、酒類業のポストコロナに向けた経営改革・構造転換を促すことを目的とする。

施策概要

新市場（フロンティア）を開拓するなどの次の（1）～（4）の取組に対し補助を行う。

（1） 商品の差別化による新たなニーズの獲得
（2） 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
（3） ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化
（4） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した課題への対応

＜ 補 助 内 容 ＞

補 助 対 象 者：酒類事業者（製造業者、卸売業者、小売業者）、又は酒類事業者を1者以上含むグループのうち、①2019年比で売上が減少等している者、若しくは②その他の者（※）

補助対象経費：（例）機械装置・システム構築費、施設整備費、設計・デザイン料等 （注）通常業務に要する費用は補助対象外

補　助　率：補助対象経費の1／2、又は2／3（従業員数が20人以下（卸・小売業は5人以下）の小規模酒類事業者）

補 助 金 額：①1件当たり400万円上限、50万円下限 ②1件当たり500万円上限、50万円下限（※）
※給与支給の増加計画を達成できない等の場合において、補助金額の一部を返還

（注）下線部は令和5年度予算で拡充した箇所

過去の実施状況

令和2年度第3次補正予算（6．0億円） 応募総数：451件、採択件数：156件

令和3年度補正予算（8．0億円） 応募総数：313件、採択件数：222件

42 販路開拓支援事業 日本産酒類のフロンティア商談会

今後の輸出拡大が期待できるフロンティア国※における日本産酒類の更なる輸出促進を目的に、オンライン型の「フロンティア商談会」を実施。

※「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において定められている重点8か国・地域以外の国・地域で、経済連携協定の締結等により今後の輸出拡大が期待できる国

【事業実施内容】

Step1．国内事業者向けセミナーの開催
商談会実施国の経済概況、酒類市場概況、商取引など酒類の輸出に関する実務セミナーを実施

Step2．各国の海外バイヤーとのオンライン商談会の実施

【商談会実施概要、結果】

実施国	実施日	国内事業者参加者数（社）	海外バイヤー参加者数（社）	商談実施件数（件）	成約商品件数（見込み含む、件）
ポーランド	令和4年10月17日～21日	26	4	27	47
ベトナム	令和4年10月19日	19	6	24	14
トルコ	令和4年11月21日～25日	12	3	16	25
タイ	令和4年11月25日	13	3	14	17
オーストラリア	令和5年1月18日	20	8	22	26
イタリア	令和5年1月30日～2月3日	24	7	38	51
スイス	令和5年2月7日～13日、22日	27	4	29	47
メキシコ	令和5年2月15日～28日	19	5	22	19

販路開拓支援事業　海外大規模展示会

海外で開催される大規模展示会に出展し、国内酒類事業者に商談機会の場を提供することで、日本産酒類の更なる輸出促進を図る。

【事業実施内容】
海外大規模展示会において日本産酒類プロモーションブース（ジャパンパビリオン）を設置し、公募により参加した日本産酒類の販売事業者が同ブースに出品を行い、ブースに来場した現地酒類事業者と商談を実施。

【実施概要、結果】

実施国	展示会名、実施日	国内事業者参加者数（社）	商談実施件数（件）	成約件数（見込含、件）
英国・ロンドン	Imbibe Live2022 令和４年７月４日～５日	25	1,160	249
ドイツ・ベルリン	Bar Convent Berlin 令和４年10月10日～12日	20	1,100	378
中国・上海	ProWine China（Shanghai）2022	新型コロナウイルスの影響により中止		
香港	香港インターナショナル・ワイン & スピリッツ・フェア2022 令和５年１月10日～11日	16	566	247
米国・ニューヨーク	Vinexpo America /Drinks America 2023 令和５年３月８日～９日	22	572	146

販路開拓支援事業　酒類輸出コーディネーター①

海外バイヤーを発掘し、日本産酒類の輸出に取り組む酒類事業者との商談機会を創出するとともに、商談成約のための支援を行う「酒類輸出コーディネーター」を海外主要国に配置することにより、配置国における日本産酒類の販路拡大を図ることを目的とする。

【事業実施内容】
Step1. コーディネーターを配置

Step2. コーディネーターによる①商談会の企画、②国内事業者向けセミナーの開催
商談会実施国の経済概況、酒類市場概況、商取引など酒類の輸出に関する実務セミナーを実施

Step３. 国内事業者と海外バイヤーとの、対面型商談会又はオンライン型商談を実施

【商談会実施概要、結果】

実施国・地域	実施回数（回）	商談実施件数（件）	成約件数（見込含、件）
中国（対面型） 深セン、北京、上海	3	783	68
中国（オンライン型）	2	60	17
米国（対面型） ロサンゼルス、サンディエゴ	2	742	216
米国（オンライン）	2	55	42
香港（対面型）	3	232	61
香港（オンライン）	1	52	5

販路開拓支援事業　酒類輸出コーディネーター②

【商談会実施概要、結果】

実施国	実施回数（回）	商談実施件数（件）	成約件数（見込含、件）
台湾（対面型） 台北	3	258	27
台湾（オンライン型）	1	85	21
シンガポール（対面型）	2	117	19
シンガポール（オンライン）	2	111	42
英国（対面型） ロンドン	2	151	40
英国（オンライン）	3	106	34
ドイツ（対面型） ベルリン、フランクフルト	2	428	163
ドイツ（オンライン）	2	116	64
フランス（対面型） パリ	2	244	44
フランス（オンライン）	2	96	18

非日系スーパーマーケットを通じた日本酒の認定度向上・販路開拓支援事業

○　海外における日本酒の裾野を広げるため、日本食レストランや日系スーパーではない非日系市場にも浸透させることを目的に、海外の現地スーパーマーケットの試飲事業を実施。この事業を通じて、日本酒の認知度向上と販路拡大を図った。

○　上記に前後して、試飲事業を行ったスーパーマーケット以外のスーパーマーケットや百貨店などとの商談会を実施し、更なる浸透を図った。

試飲事業

○　令和5年1月～2月にかけて、フランスの現地スーパーマーケット計5店舗において、各1週間程度、商品棚を確保し、試飲を通じて販促活動を行った。





【試飲の際に寄せられた声】
- 価格が高すぎて手が届かない。
- 日本酒は中国の酒と思っていた。
- 日本酒だと強い酒というイメージがあるが、Rice Wineだと苦手意識がなくなる。
- チーズとの組み合わせは、最高である。

○　実施結果としては、
- 店舗において、日本酒の取り扱いがなかったことから「白酒（中国酒）」の商品コードのみであったが、**新たに「日本酒」の商品コードを設定することにより、今後の取り扱いにつなげられる**ようになった、
- 実施期間中に試飲場所を**ワインコーナーから魚・惣菜コーナーにした店舗では、食事とのペアリングを勧めたことにより説明がしやすく、かつ高単価**となった
- 事業実施期間中の後も、週1回程度日本酒の試飲を続ける店舗もあった

など一定の効果はあったが、**価格帯の不一致や活用場面を適切に訴求できなかったという点には反省**すべき点も。

他のスーパー等への商談会

○　試飲事業を行ったスーパーマーケット以外のスーパーマーケットや百貨店などとの商談会を実施した。





出典：Shutterstock.com

43　国際プロモーション事業　ジャパン・ハウス ロサンゼルスを活用した日本酒の情報発信

○　日本文化の総合発信拠点であるジャパン・ハウス ロサンゼルスにおいて、日本酒を気軽に、かつ、多品種飲むことが出来る「角打ち文化」を中核としたイベントを開催。

○　①現地インフルエンサーを通じて日本酒知識を発信しつつ、②一般消費者には角打ち文化を体験してもらい、日本酒の認知度向上を図った。

現地のインフルエンサーを通じた情報発信



（セミナーの模様）

- **2023年2月8日**
（現地のインフルエンサーやバイヤー向け）
- 日本酒の基礎知識（純米、吟醸の種類、熱燗、冷酒等の飲み方、楽しみ方など）をテーマにセミナーを開催し、日本酒に対する理解を深めてもらった。
- 世界的に活躍している著名人から、日本酒の味わいの深さ、素晴らしさ、奥深さを訴えた。
- 日本酒の試飲と非日系食の食事とのペアリングを提供。
- 上記内容を踏まえた上で、現地のインフルエンサー10名から発信が行われた。

一般消費者向け角打ちイベント



（イベントの模様）







（上：イベントの模様、下：近隣店舗等の紹介）

- **2023年2月25日～3月3日**
（現地の一般消費者向け）
- 日本酒の試飲と非日系食の食事とのペアリングを提供。
- 延べ1,575人が来場。来場者から、**「今回のイベントで日本酒はモダンでオシャレな感じになることがわかった」などの好意的な意見**が多かった。
- このイベントが一過性に終わることのないように、試飲した日本酒が購入できる近隣の店舗やオンラインサイトの情報も併せて発信。
結果、**新規取り扱いで仕入れたものが全て売り切れたり、平常月と比べて販売本数が数倍となる商品もあった。**

国際プロモーション事業　海外の日本産酒類専門家の招聘

海外での日本産酒類の継続的な情報発信や付加価値向上を目的として、海外の酒類市場で影響力や情報発信力のある海外の酒類専門家を招聘し、酒蔵の視察等を通じて机上では学べない日本産酒類の特徴等のレクチャーを実施しました。また、視察地域の自治体や酒造組合等と連携して、専門家との人脈構築等を目的とした意見交換会を実施しました。

日本酒

- 日時：令和４年５月30日～６月３日
- 招聘者：WSETの日本酒コースにおけるテキスト編纂や講義に携わる者。
（英国、米国、ドバイなど計７名が参加）
- 訪問地：山口県（萩）、兵庫県（灘五郷）、山梨県、長野県
・GI指定地域の日本酒製造場９蔵を訪問し、製造工程等を視察した他、「酒蔵ツーリズム」をテーマに酒米の生産から酒造気候、風土等を体験し、GI地域における酒造りについて稲作やジオパーク等の専門家によるレクチャーを実施。
・蔵元との交流会において、日本酒のプロモーションなどについて意見交換を実施。
（山口県酒造組合、灘五郷酒造組合、山梨県酒造組合、JETRO山梨、長野県酒造組合等が主催）



（日本酒製造場視察の様子）



（ジオパーク　講義の様子）

焼酎・泡盛

- 日時：令和４年６月６日～６月９日
- 招聘者：WSETの蒸留酒コースを修了し、海外の酒類流通業に携わる者。
（英国、カナダ、シンガポールなど計６名が参加）
- 訪問地：沖縄県、宮崎県、鹿児島県
・統一的な麹を基礎とした蒸留酒の特徴を伝えるため、原料ごとに特徴的な製造工程を行う沖縄県の泡盛製造場３蔵、九州地方の焼酎製造場４蔵を訪問し視察。
・各地域の気候風土に適した様々な原料で製造される本格焼酎・泡盛の製造に精通した専門家による講義を実施。
・蔵元との交流会において、焼酎・泡盛のプロモーション方法などについて意見交換。
（沖縄県酒造組合、鹿児島県庁が主催）



（製造場視察の様子）



（泡盛　講義の様子）

※　WSET(Wine & Spirit Education Trust)：英国・ロンドンに本部を置く世界最大のワイン・スピリッツ等に関する教育機関

44　酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

制度概要

○　酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。

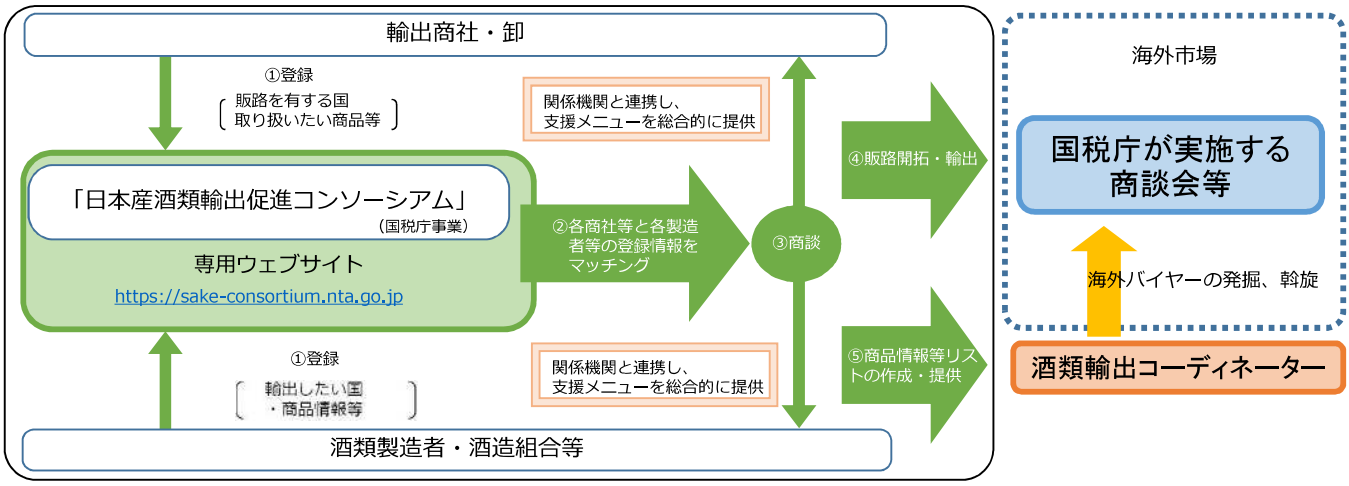
○　令和５年４月１日における許可件数は140件。

※　免税販売手続については、令和２年４月１日から電子化されたことに伴い、免税で販売したことを証する書類の作成等の手続が廃止された。



45　日本産酒類輸出促進コンソーシアム

輸出取引に知見を有する輸出商社・卸（地域商社等を含む）と酒類製造者・酒造組合等が参加する「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げ、輸出商社等と酒類製造者等のマッチング支援を行い、酒類製造者等が国内取引と同様の手順により輸出に取り組める環境を構築する。



専用ウェブサイトでの提供サービス例

輸出関連セミナー等の開催情報
海外の市場動向や、輸出の際のポイント等に関するセミナーを定期的に開催



専門家への個別相談
酒類の輸出専門家が、個別相談に対応



商品の情報発信・検索機能
商品の特徴や輸出の条件等を登録・検索可能
（発信範囲は事業者ごとに設定）



マッチング支援
専用ウェブサイト情報を基に、個別に商談を実施したい事業者に対しマッチングの機会を提供



46　日ＥＵ経済連携協定（ＥＰＡ）の概要

日ＥＵ・ＥＰＡ（清酒・焼酎）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎（泡盛を含む）の競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない
※清酒の輸出量（平成30年）：25,747KL、22,232百万円
（内EU向け　：1,809KL、1,334百万円）
※焼酎の輸出量（平成30年）：2,195KL、1,530百万円
（内EU向け：33KL、33百万円）

関税

EU側
・清酒　：　0.077ユーロ/L（約10円）
（焼酎は無税）

日本側
・清酒　：　70.4円/L
・焼酎　：　16%（従価税）

地理的表示（GI:Geographical Indication）

日本が指定したGIはEUでは保護されない

⇒日本以外の他国で製造された清酒（sake）であっても日本酒と称して販売することができる

※　清酒では国レベルのGIとして「日本酒」（日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒）を指定済み
また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
※　焼酎では「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担

- 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
- 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶（720ml）や一升瓶（1,800ml）

発効後

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

EU側　清酒の関税を即時撤廃

日本側　清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃（段階的撤廃）

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保

⇒GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される

※　日本側もEUのGI（「シャンパン」、「ボルドー」等156名称。令和4年2月現在）を保護（日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める）
※　令和3年2月（「灘五郷」、「はりま」）、令和4年2月（「三重」、「利根沼田」、「萩」、「山梨」）に相互保護となる清酒GIを追加

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

日ＥＵ・ＥＰＡ（ワイン）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

EUへのワイン輸出量（平成30年）：9KL、15百万円

関税

EU側
- ボトルワイン：0.154ユーロ/L（約20円）　※アルコール度により異なる。14度の場合を例示
- スパークリングワイン　：0.32ユーロ/L（約41円）

日本側
- ボトルワイン：67円～125円/L
- スパークリングワイン：182円/L

非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

○　EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能

⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難

＜主なEUワイン醸造基準＞
- 補糖量（2.5%～5%以下に制限）、補酸量（2.5g/L以下に制限）
- ブドウ品種（ヴィニフェラ種及びそのハイブリッド種に限定）
※　ヴィニフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等

○　EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務

⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担

- 輸出するロットごとに証明書の添付義務
- EU登録機関（独立行政法人酒類総合研究所）が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行
※　証明書発行手数料：1ロットにつき27,100円

地理的表示（GI:Geographical Indication）

日本が指定したGIはEUでは保護されない

※　ワインでは「山梨」を指定済み

ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

発効後

EU側　ワインの関税を即時撤廃

日本側　ワインの関税を即時撤廃

EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

○　EUは、日本ワイン（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の醸造方法を容認

⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能

※　「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）」により定義

○　業者の自己証明を導入

⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減

※　日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認

酒類GIの相互保護により「山梨」及び「北海道」のEU域内での保護を確保（令和3年2月現在）

⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる

※　日本側もEUのGI（「シャンパン」、「ボルドー」等156名称。令和4年2月現在）を保護（日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める）

主要なワイン添加物（日本側25品、EU側28品）について、日EUそれぞれが申請手続を開始

⇒国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待　（EU側添加物は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請。令和3年2月現在、日本側5品、EU側19品が手続完了）

47　日米貿易協定：酒類の合意概要

令和2年1月1日
発　　効

【日本側】

✓ **ワイン**についての関税撤廃は、**TPPと同内容**。
（注）TPPでは、ボトルワイン、スパークリングワインは8年目無税（2025年4月～無税）。

✓ ワイン以外の酒類（**清酒、焼酎**等）は**譲許せず**。
（注）TPPでは、清酒、焼酎は11年目無税。

【米国側】

米国への日本産酒類の輸出を促進するため、以下の非関税措置を約束。

✓ 日本の伝統的な四合瓶（720ml）、一升瓶（1.8L）等での輸出を可能とするため、ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進める。

米国の容量規制の改正により、米国内で流通可能な蒸留酒の容量に、日本が要望していた**700ml**、**720ml**、**900ml**、**1.8L**が追加された（令和2年12月29日施行）。

✓ 米国での日本産酒類の10表示（注）の保護に向けた検討手続を進める。

（注） 国税庁長官が指定した地理的表示：ぶどう酒（山梨、北海道）、蒸留酒（壱岐、球磨、琉球、薩摩）、清酒（日本酒、白山、山形、灘五郷）

「山梨」「北海道」「日本酒」の3表示については、米国が適正な表示を確保していることを確認。

✓ 米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化。

✓ 米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビュー。

ニューヨーク州法改正により、ニューヨーク州の料飲店ではワイン免許で24度以下の焼酎を提供できるようになった（令和4年6月30日施行）。

48　日英ＥＰＡの概要

日英ＥＰＡ（ワイン、清酒、焼酎）

【令和３年１月１日発効】

英国関税の撤廃や日本ワインの輸入規制緩和、日本産酒類GIの保護について日EU・EPAと同一内容を確保するとともに、容量規制の緩和を拡充

	日EU・EPA	日英EPA
関税	EU側　全ての酒類の関税を即時撤廃 日本側　ワインの関税を即時撤廃 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃（段階的撤廃）	**日EU・EPAと同一内容を維持** **（段階的撤廃の撤廃時期は、日EU・EPAと同様）**
非関税措置	**＜ワイン＞** **EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できる。** **○ EUは、日本ワイン（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の醸造方法を容認** ⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能 **○ 業者の自己証明を導入** ⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減 **＜焼酎＞** **○ 単式蒸留焼酎の容量規制の緩和** ⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能	**＜ワイン＞** **日EU・EPAと同一内容を維持** **＜焼酎＞** **○ 単式蒸留焼酎の容量規制の緩和を拡充** ⇒単式蒸留焼酎について、四合瓶や一升瓶での輸出に加え、五合瓶での輸出も可能
地理的表示（GI:Geographical Indication）	**酒類GIの相互保護によりGI「山梨」、GI「日本酒」等のEU域内での保護を確保**	**日EU・EPAに継続して、GI「山梨」、GI「日本酒」等の英国内での保護を確保** ※　日本側も英国のGI（「スコッチ・ウイスキー」等3名称）を保護
ワイン添加物	**主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続を開始**	**日EU・EPAと同一内容を維持**

49　RCEP：酒類の合意概要

令和4年1月1日
発　　効

我が国がこれまでEPAを締結していない中国・韓国との間で清酒をはじめとする日本産酒類の関税撤廃を獲得。

日本産酒類の中国・韓国へのアクセス

主な品名	中国		韓国	
	現在の関税率	合意内容	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税	30%	20年目撤廃
ボトルワイン	14%	11年目撤廃	15%	10～15年目撤廃
清酒	40%	21年目撤廃	15%	15年目撤廃
ウイスキー	5%	11年目撤廃（注1）	20%	10～15年目撤廃
焼酎	10%	21年目撤廃	30%	20年目撤廃

（注1）交渉時の関税率である10%から段階的に削減し、11年目に撤廃

RCEP参加国の日本へのアクセス

主な品名	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税
ボトルワイン	15%又は従量税（注2）	16年目撤廃
紹興酒／マッコリ	42.4円/L	21年目撤廃
ウイスキー	無税	無税
白酒／ソジュ	16%	21年目撤廃

（注2）ボトルワインの関税率は、15%又は125円/Lのうちいずれか低い税率。ただしその税率が67円/Lを下回る場合は67円/L

50　日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組 ①

○ 政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説（令和４年１月通常国会）
  日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信
- 菅総理大臣施政方針演説（令和３年１月通常国会）
  日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す

○ 登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（令和３年12月２日）
（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

1　登録要件
- 米などの原料を蒸すこと
- 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと　等

2　保持団体
日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和３年４月16日設立)
会長：小西 新右衛門（こにし　しんうえもん）

（蒸きょう）



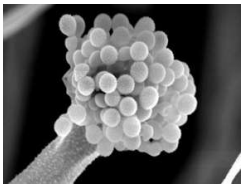
（こうじ造り）



（もろみ管理）



（こうじ菌（国菌））



○ ユネスコ無形文化遺産への提案

- 令和４年３月　　ユネスコ事務局に提案書を提出
- 令和５年３月８日　　文化審議会無形文化遺産部会において、再提案を答申
- 令和５年３月14日　　無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、審議・決定
- 令和５年３月28日　　ユネスコ事務局に提案書を再提出

（令和６年11月頃　政府間委員会において審議見込み）

日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組 ②

➢ ユネスコ無形文化遺産登録に向け、文化庁・保存会等と連携し、各種機運醸成事業を実施

○「伝統的酒造り」シンポジウム（海外）

➢ R5.2.2 パリ日本文化会館

・ ユネスコ本部のあるパリで、ユネスコ各国大使やフランスの酒類関係者等を招待し開催

・ フランス現地の清酒製造者など日本酒・ワインに造詣の深いフランス人講師も交え、ワインとも比較しながら、日本の酒造りを訴求

・ シンポジウム後、日本酒等の試飲を実施。銘柄の香味・味わいに合わせたペアリング(料理)の紹介及び試食





○ ALT（小中学校等の外国語指導助手）を通じた広報

➢ 日本に滞在中のＡＬＴ向け酒造り見学ツアー（見学・酒造り体験・試飲）を県単位で企画

➢ R5年は1～４月に、北海道から沖縄までの16道府県で順次開催

➢ 体験談は本人SNSを通じ母国へ情報発信のほか、自治体国際化協会の海外向けメルマガへも寄稿予定



○「伝統的酒造り」シンポジウム（国内）

➢ 酒造りの担い手や有識者を交え全国で順次開催

開催年月日	会場	内容
令和４年２月26日	国立科学博物館（東京）	こうじ菌文化に焦点
３月26日	京都国立博物館	日本酒に焦点
５月28日	沖縄県立博物館・美術館	泡盛に焦点
６月11日	福岡国際会議場	本格焼酎に焦点
11月 ５日	名古屋クレストンホテル	みりんに焦点
令和５年３月 ５日	江陽グランドホテル（仙台）	東北の酒造りに焦点
３月23日 24日	札幌駅前地下歩行空間	北海道とジョージアワインの繋がりも焦点



（パネルディスカッションの模様）



（酒造り唄の披露）

○ PR動画

➢ 「伝統的酒造り」の魅力や歴史等を紹介するＰＲ動画を制作。YouTube国税庁動画チャンネルに掲載

約６分の本編のほか、15秒バージョンも制作





○「伝統的酒造り」ポスター

➢ 「伝統的酒造り」ポスターを作成





51　国税庁による技術支援①

製造技術基盤の強化

酒類製造者からの技術相談



臨場による相談

製造者のところに臨場し、現場における技術的課題を把握し、解決策を提案



面談等による相談

製造者が有する技術的課題について、面談等による相談に応じ、解決策を提案



成分分析

成分分析により、酒類の特徴や問題点を把握し、結果を製造者に提供



品質評価（きき酒）

品質評価により、製造及び品質管理上の技術的課題を把握し、結果を製造者に提供

酒類鑑評会



品質審査

地域特性にも配意した品質審査会を実施し、技術的課題を明確化



出品酒の展示

製造者が出品酒をきき酒し、トレンドや技術的課題に気付きを得る場を提供

研究会



技術講演会

技術講演会を開催し、製造者の技術力の強化を図る



品質評価会・成分分析

製品の品質評価及び成分分析を通じ、製造者の技術力の強化を図る

国税庁による技術支援②

先端技術の普及

技術講習会・講話会



小規模ビール等製造者のための製造・品質管理のポイント

最高の製品を造り届けるために

東京国税局課税第二部鑑定官室

講師派遣

酒造組合主催の講習会等で技術情報や先端技術を周知

技術資料の配布

品質向上に資する技術資料を作成し、製造者に配布

技術者の育成

醸造研修



講師派遣

酒類総研等主催の酒類醸造講習等に講師を派遣し、醸造技術者を養成

技術情報の発信

全国市販酒類調査



技術的な基礎データを公表

流通する市販酒類を買上げ、品質評価や成分分析を実施し、結果を国税庁HPに公表

酒類の品質及び安全性の向上

地理的表示品質審査会



審査員派遣

地理的表示審査会に審査員を派遣し、ブランド化を支援

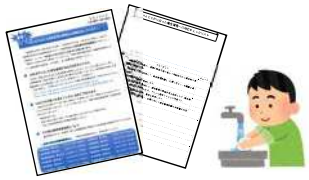
国際規制への対応



技術指導

メタノールなどの国際規制に対応するための技術指導を実施

法令への対応



HACCP導入への技術支援

リーフレット配布、相談対応等により、製造者のHACCP導入を支援

関係機関との連携

全国指導機関合同会議



指導機関間の技術情報の共有

全国の指導機関・酒類総研と技術的課題を共有し、解決を図る

52　酒類総合研究所による技術支援①

酒類醸造講習による技術者の育成

○酒造技術や経営に係る知識の習得、最新の研究成果の紹介を実施

○清酒、本格焼酎・泡盛、ビール、ワインの各コースを各業界団体と共催で実施

○受講希望者の多い業界からの要望を受け、ビール、ワインについては短期コースも追加



製麹実習（清酒コース）

鑑評会等による業界支援

○全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会では、酒造組合との共催で実施し、技術力の研鑽に寄与

○酒類の品質及び酒造技術の向上に資するため、出品酒の分析値等を出品者に通知し、製造技術研究会において出品酒を公開



全国新酒鑑評会審査



製造技術研究会

輸出酒類に関する分析等

○国税局と協力して、輸出先国から求められる酒類の放射性物質の分析を実施

○台湾への輸出酒類の分析・証明書を発行

○日EU・EPA等の発効を受け、EU等向け日本ワインの証明、自己証明業者の承認業務を実施

酒類に関する知識・魅力の発信

○国内外の消費者向けに広報誌を発行するとともに、海外向け動画コンテンツ等を作成

○酒類に関する知識・魅力を伝えるメルマガを配信

○酒類の商品知識や品質管理に関する研修に講師を派遣







海外のコンクール・教育機関等への協力

○International Wine Challenge(IWC)等の海外のコンクールへ審査員を派遣

○教育機関等への協力
日本酒に関する国外の専門家を養成するためのプログラム等に協力

酒類総合研究所による技術支援②

清酒の品質劣化の防止に資する研究



【施策の概要】
清酒は温度による影響を受けやすいため、輸出時等に品質を維持して流通させることが難しい。
劣化臭の原因物質を生産しにくい酵母の実用化や温度変化の影響の解析をもとに、品質を維持しつつ輸送する方法（常温、冷蔵等）を検討する。

流通・製造双方から劣化防止のための方法を開発

日本ワインに関する研究



【施策の概要】
原料ブドウの栽培条件や気候条件とワインの成分について解析し、日本ワインのテロワール概念を形成する。

日本ワイン独自の「テロワール」を解明

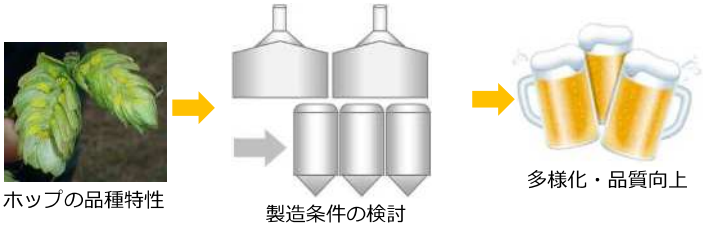
日本産蒸留酒の特徴を解明する研究



【施策の概要】
日本の焼酎等の香味を分析し、その特徴を明らかにしてブランド価値向上に貢献することで、世界の蒸留酒の中で日本産蒸留酒というジャンルの確立に寄与する。

蒸留酒として国際的なジャンル確立に寄与

日本産ビールに関する研究



【施策の概要】
ホップの品種特性、使用方法等がビールの香味特性や品質劣化、泡持ち性等に与える影響を解析し、品質の多様化と安定性に資する製造条件を検討する。

日本産ビールの多様化・品質向上に寄与

53　放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について

令和４年５月
国税庁

国税庁では、東日本大震災の発生以降、平成 23 年度より放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を実施しており、令和４年度も独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

これらの施策は、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから実施するものです。

１　調査対象地域（注）に所在する酒類製造場について、その場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します（酒類等安全確認調査）。

（注）調査対象地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和４年３月 30 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」が検査対象品目として定められている福島県とします。

（資料）令和４年度酒類等安全確認調査の実施について

２　例年に実施している全国市販酒類調査において、放射性物質に関する分析を実施します。

３　安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課主任鑑定官）において技術相談に応じます。

（参考情報）

独立行政法人酒類総合研究所では、輸出用酒類について放射性物質の分析を実施しているほか、酒類及び酒類製造に関する物品（原料、副製品、醸造用水等）について、放射性物質の受託分析を実施しています。

（資料）

令和４年度酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、令和４年度においても、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

１　確認方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める基準値以下であることを確認します。

（参考）食品衛生法に定める一般食品の基準値：放射性セシウムについて 100 Bq/kg

なお、厚生労働省によれば、酒類については食品衛生法の「基準値」のうち、一般食品の基準値が適用されます。

２　試料

国税局において対象製造場を選定し、酒類製造者の同意を得て、提供いただいたものを用います。

３　対象酒類

酒類の品目により製造される時期が異なることを考慮して、以下のとおり着手時期を分けて対象酒類を設定します。

着手時期	対象酒類
第１期（10 月）	果実酒又は清酒以外の酒類
第２期（11 月）	果実酒
第３期（12 月）	清酒

このほか、必要に応じ対象を追加する場合があります。また、具体的な実施時期は、国税局により変更される場合があります。

４　対象製造場の選定方法等

以下の基準により無作為抽出、あるいは地域内全製造場を対象として、対象酒類の製造免許を有する製造場の中から選定します。

地域	選定する製造場の割合	１場当たり分析点数
福島県	全製造場	酒類１点＋ 醸造用水１点（使用する場合のみ）

（注）上記地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和４年３月30 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」が検査対象品目として定められている検査対象自治体に当たります。

５　結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は取りまとめた上、国税庁ホームページで公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも、提供します。

54 酒類業に対する活性化支援

中小企業者が多くを占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しています。

国税庁の支援策

中小企業支援施策等情報の提供

中小企業支援施策（融資制度、補助金等）に関する様々な情報を随時提供しています。

活性化支援研修会等の開催

中小企業診断士などの専門家等を講師とした各種研修会を開催しています。

経営革新計画等の作成支援

中小企業等経営強化法に定める経営革新計画及び農商工等連携促進法に定める農商工等連携事業計画等の作成に対して助言等を通じて支援しています（各事業計画の概要については以下のとおり）。

・経営革新計画
　中小企業者等が単独又は共同して新商品や新役務の開発や提供等の新たな事業活動を通じて、相当程度の経営の改善を図る計画
・農商工等連携事業計画
　中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む計画

55 独立行政法人酒類総合研究所の概要

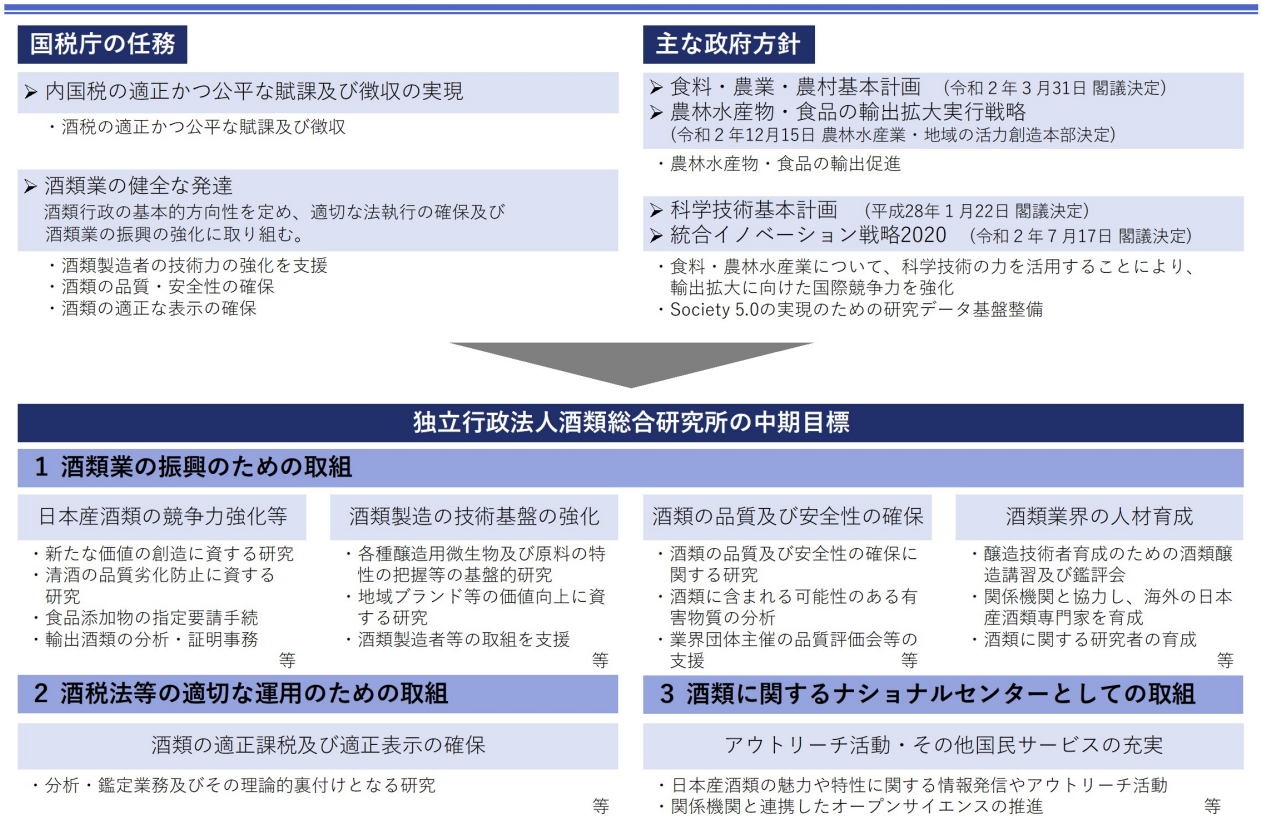
（名　称）　独立行政法人酒類総合研究所（ホームページ：https://www.nrib.go.jp/）

（所在地）　〒739-0046　広島県東広島市鏡山３丁目７番１号　℡　082-420-0800(代表)

（目　的）　独立行政法人酒類総合研究所法（平成 11 年法律第 164 号）に基づき、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

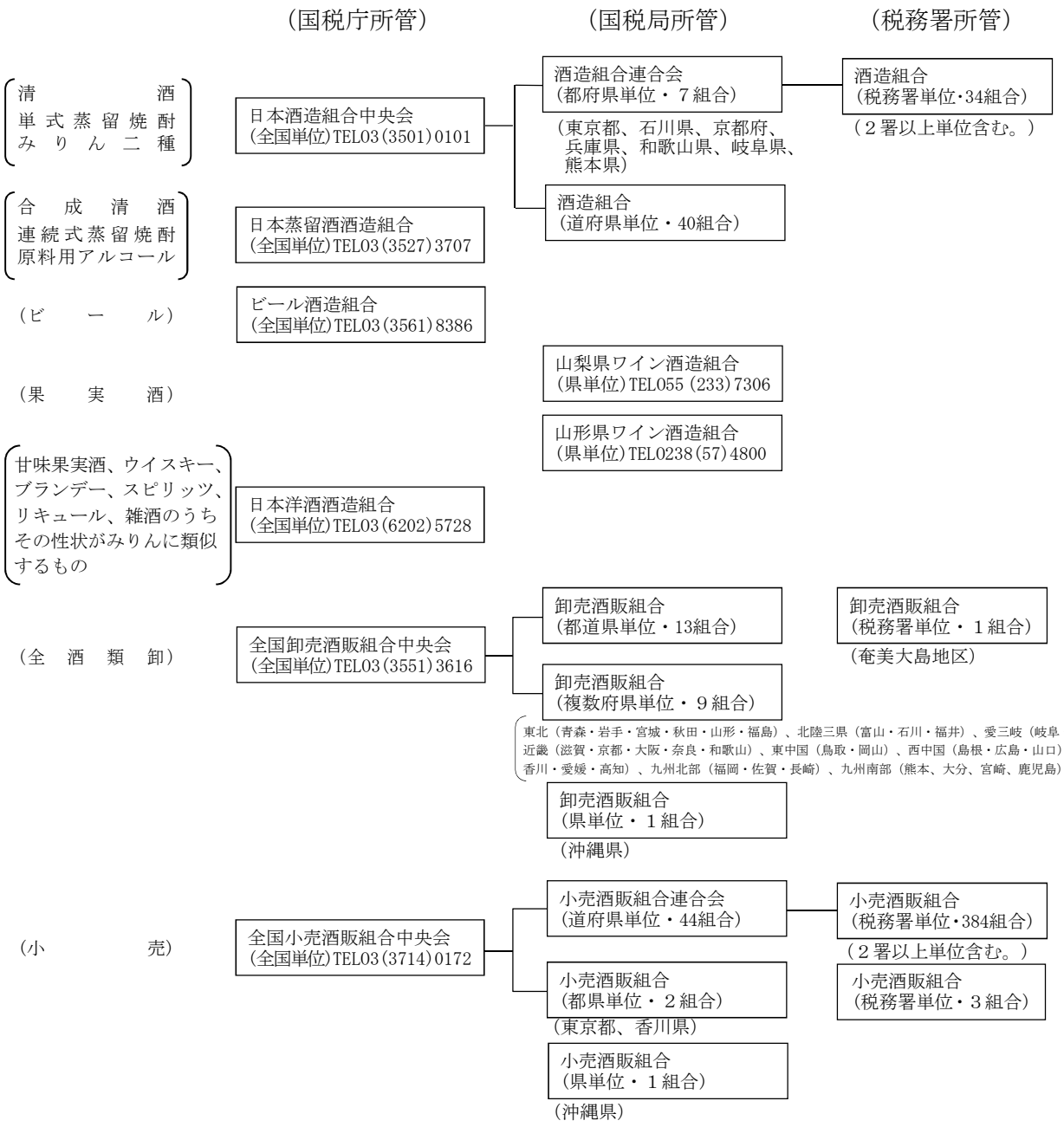
（沿　革）　明治 37 年、酒類の製造技術を科学的に研究する機関「醸造試験所」として大蔵省内に設置され、昭和 24 年国税庁の開庁を機に「国税庁醸造試験所」に改組されました。平成７年には、「国の行政組織等の移転について」（昭和 63 年閣議決定）により、東京都北区から現在の広島県東広島市へ移転し、「国税庁醸造研究所」に名称を変更しました。平成 13 年４月１日より独立行政法人となっています。

独立行政法人酒類総合研究所（酒類総研）の政策体系図



56 酒類業組合等構成図表

(1) 酒類業組合法に基づく組合



(2) 主な任意団体

（みりん一種）	全国味淋協会 (全国単位) TEL03(3527)3707	（果実酒）	道産ワイン懇談会 (道単位) TEL0134(64)5581
（みりん二種）	全国本みりん協議会 (全国単位) TEL052(451)8211	（果実酒）	長野県ワイン協会 (県単位) TEL026(229)6775
（ビール）	全国地ビール醸造者協議会 (全国単位) TEL03(5657)0805	（果実酒）	北陸ワイナリー協会 (北陸地区) TEL076(469)4539
（果実酒）	日本ワイナリー協会 (全国単位) TEL03(6202)5728	（果実酒）	大阪ワイナリー協会 (府単位) TEL06(6624)8555
（洋酒輸入）	日本洋酒輸入協会 (全国単位) TEL03(6667)0502		
（業務用卸）	全国酒類業務用卸連合会 (全国単位) TEL03(3661)3055		

（令和５年３月現在）

57　国税庁の使命

使命　：　納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任　　務

■　上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配意しつつ、遂行する。

1　内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1)　納税環境の整備

①　申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。

②　納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。

③　租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2)　適正・公平な税務行政の推進

①　適正・公平な課税を実現するため、

イ　関係法令を適正に適用する。

ロ　適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。

ハ　期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。

②　納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2　酒類業の健全な発達

①　酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。

②　酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3　税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行　動　規　範

■　上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1　任務遂行に当たっての行動規範

①　納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。

②　納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。

③　税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。

④　調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。

⑤　悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2　職員の行動規範

①　納税者に対して誠実に対応する。

②　職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。

③　職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今　後　の　取　組

■　高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

○ 国税局及び酒類指導官設置署等一覧表(令和4年7月10日現在)

【国税局・国税事務所及び酒類業調整官派遣先税務署】

局・所名	郵便番号	所在地	電話番号	酒類業調整官 派遣先税務署
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-231-5011	札幌北、旭川中
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111	青森、盛岡、仙台北、 秋田南、山形、福島
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111	水戸、宇都宮、前橋、 熊谷、浦和、新潟、 長野
東京国税局	104-8449	中央区築地5丁目3番1号	03-3542-2111	千葉東、神田、豊島、 横浜中、甲府
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	富山、金沢、福井
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	岐阜北、静岡、 名古屋中、津
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331	大津、伏見、南、 西宮、奈良、和歌山
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211	鳥取、松江、岡山東、 広島東、山口
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	徳島、高松、松山、 高知
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031	博多、佐賀、長崎
熊本国税局	860-8603	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-354-6171	大分、宮崎、鹿児島
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	―

【酒類指導官設置税務署】

【札幌国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
札幌北	札幌中、札幌南、札幌西、札幌東、小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、倶知安、余市、浦河	001-0031	札幌市北区北31条西７丁目３番１号	011-707-5111
函館	八雲、江差	040-0014	函館市中島町37番１号	0138-31-3171
旭川中	旭川東、北見、網走、留萌、稚内、紋別、名寄、滝川、深川、富良野	078-8504	旭川市宮前1条3丁目3番15号　旭川合同庁舎	0166-90-1451
釧路	帯広、根室、十勝池田	085-8515	釧路市幸町10丁目３番地　釧路地方合同庁舎	0154-31-5100

【仙台国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
青森	弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ	030-0861	青森市長島１丁目３番５号　青森第二合同庁舎	017-776-4241
盛岡	宮古、花巻、久慈、二戸	020-8677	盛岡市本町通３丁目８番37号	019-622-6141
一関	大船渡、水沢、釜石	021-0877	一関市城内３番２号　一関合同庁舎	0191-23-4205
仙台北	仙台中、仙台南、石巻、塩釜、大河原	980-8402	仙台市青葉区上杉１丁目１番１号	022-222-8121
古川	気仙沼、築館、佐沼	989-6185	大崎市古川旭６丁目２番15号	0229-22-1711
秋田南	秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲	010-8622	秋田市中通５丁目５番２号	018-832-4121
山形	米沢、新庄、寒河江、村山、長井	990-8606	山形市大手町１番23号	023-622-1611
鶴岡	酒田	997-0033	鶴岡市泉町５番70号	0235-22-1401
福島	相馬、二本松	960-8620	福島市森合町16番６号	024-534-3121
会津若松	喜多方、田島	965-8686	会津若松市城前１番82号	0242-27-4311
郡山	いわき、白河、須賀川	963-8655	郡山市堂前町20番11号	024-932-2041

【関東信越国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
水戸	日立、太田、潮来	310-8666	水戸市北見町１番17号	029-231-4211
土浦	古河、下館、竜ケ崎	300-8601	土浦市城北町4番15号	029-822-1100
宇都宮	足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家	320-8655	宇都宮市昭和２丁目１番７号	028-621-2151
前橋	高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、藤岡、富岡、中之条	371-8686	前橋市大手町２丁目３番１号　前橋地方合同庁舎	027-224-4371
熊谷	川越、行田、秩父、所沢、本庄、東松山	360-8620	熊谷市仲町41番地	048-521-2905
浦和	川口、西川口、大宮、春日部、上尾、越谷、朝霞	330-9590	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館	048-600-5400
新潟	新津、巻、新発田、村上、佐渡	951-8685	新潟市中央区西大畑町5191番地	025-229-2151
長岡	三条、柏崎、小千谷、十日町、糸魚川、高田	940-8654	長岡市千歳１丁目３番88号　長岡地方合同庁舎	0258-35-2070
長野	上田、信濃中野、佐久	380-8612	長野市西後町608番地の２	026-234-0111
松本	飯田、諏訪、伊那、大町、木曽	390-8710	松本市城西２丁目１番20号	0263-32-2790

【東京国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
千葉東	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原	260-8577	千葉市中央区祐光１丁目１番１号	043-225-6811
松戸	市川、船橋、柏	271-8533	松戸市小根本53番地の３	047-363-1171
成田	銚子、佐原、東金	286-8501	成田市加良部１丁目15番地	0476-28-5151
神田	麹町、日本橋、京橋、四谷、新宿、小石川、本郷、中野、杉並、荻窪	101-8464	千代田区神田錦町3丁目3番地	03-4574-5596
品川	芝、麻布、荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷	108-8622	港区高輪３丁目13番22号	03-3443-4171
浅草	東京上野、本所、向島、江東西、江東東、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南	111-8602	台東区蔵前２丁目８番12号	03-3862-7111
豊島	王子、荒川、板橋、練馬東、練馬西	171-8521	豊島区西池袋３丁目33番22号	03-3984-2171
立川	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山	190-8565	立川市緑町４番地の２　立川地方合同庁舎	042-523-1181
横浜中	保土ケ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉	231-8550	横浜市中区山下町37番地９号　横浜地方合同庁舎	045-651-1321
川崎北	鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西	213-8503	川崎市高津区久本２丁目４番３号	044-852-3221
厚木	平塚、藤沢、小田原、相模原、大和	243-8577	厚木市水引１丁目10番７号	046-221-3261
甲府	山梨、大月、鰍沢	400-8584	甲府市丸の内１丁目１番18号　甲府合同庁舎	055-254-6105

【金沢国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
富山	高岡、魚津、砺波	930-8530	富山市丸の内１丁目５番13号　富山丸の内合同庁舎	076-432-4191
金沢	七尾、小松、輪島、松任	920-8505	金沢市西念３丁目４番１号　金沢駅西合同庁舎	076-261-3221
福井	敦賀、武生、小浜、大野、三国	910-8566	福井市春山１丁目１番54号　福井春山合同庁舎	0776-23-2690

【名古屋国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜北	岐阜南、大垣、高山、多治見、関、中津川	500-8711	岐阜市千石町１丁目４番地	058-262-6131
静岡	清水、沼津、熱海、三島、島田、富士、藤枝、下田	420-8606	静岡市葵区追手町10番88号	054-252-8111
浜松西	浜松東、磐田、掛川	430-8585	浜松市中区中央１丁目12番４号　浜松合同庁舎	053-555-7111
名古屋中村	名古屋西、中川、一宮、半田、津島	453-8686	名古屋市中村区太閤３丁目４番１号	052-451-1441
名古屋中	千種、名古屋東、名古屋北、昭和、尾張瀬戸、小牧	460-8522	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎	052-962-3131
熱田	豊橋、岡崎、刈谷、豊田、西尾、新城	456-8711	名古屋市熱田区花表町７番17号	052-881-1541
津	四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	514-8545	津市桜橋２丁目99番地	059-228-3131

【大阪国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
大津	彦根、長浜、近江八幡、 草津、水口、今津	520-8510	大津市京町３丁目１番１号 大津びわ湖合同庁舎	077-524-1111
上京	左京、中京、東山、下京、 右京、園部	602-8555	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358	075-441-9171
伏見	宇治	612-0084	京都市伏見区鑓屋町	075-641-5111
福知山	舞鶴、宮津、峰山、豊岡、 和田山、柏原	620-0055	福知山市篠尾新町１丁目37番地	0773-22-3121
東	大阪福島、西淀川、東成、 旭、城東、東淀川、北、 大淀、枚方、門真	540-8557	大阪市中央区大手前１丁目５番63号 大阪合同庁舎第３号館	06-6942-1101
南	西、港、天王寺、浪速、 生野、阿倍野、住吉、 東住吉、西成	542-8586	大阪市中央区谷町７丁目５番23号	06-6768-4881
堺	岸和田、泉大津、泉佐野	590-8550	堺市堺区南瓦町２番29号　堺地方合同庁舎	072-238-5551
茨木	豊能、吹田	567-8565	茨木市上中条１丁目９番21号	072-623-1131
東大阪	八尾、富田林	577-8666	東大阪市永和２丁目３番８号	06-6724-0001
神戸	兵庫、長田、須磨、洲本	650-8511	神戸市中央区中山手通２丁目２番20号	078-391-7161
姫路	相生、龍野	670-8543	姫路市北条１丁目250番地	079-282-1135
明石	加古川、西脇、三木、社	673-8555	明石市田町１丁目12番１号	078-921-2261
西宮	灘、尼崎、芦屋、伊丹	662-8585	西宮市江上町３番35号	0798-34-3930
奈良	葛城、桜井、吉野	630-8567	奈良市登大路町81　奈良合同庁舎	0742-26-1201
和歌山	海南、御坊、田辺、新宮、 粉河、湯浅	640-8520	和歌山市二番丁３　和歌山地方合同庁舎	073-424-2131

【広島国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取	米子、倉吉	680-8541	鳥取市富安２丁目89番地４ 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
松江	浜田、出雲、益田、 石見大田、大東、西郷	690-8505	松江市向島町134番10　松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東	岡山西、西大寺、児島、倉 敷、玉島、津山、玉野、笠 岡、高梁、新見、瀬戸、久世	700-8655	岡山市北区天神町３番23号	086-225-3141
広島東	広島南、広島西、広島北、 呉、三次、庄原、廿日市、 海田、吉田	730-0012	広島市中区上八丁堀３番19号	082-227-1155
西条	竹原、三原、尾道、 福山、府中	739-8615	東広島市西条昭和町16番８号	082-422-2191
山口	下関、宇部、萩、徳山、 防府、岩国、光、長門、 柳井、厚狭	753-8509	山口市中河原町６番16号 山口地方合同庁舎２号館	083-922-1340

【高松国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
徳島	鳴門、阿南、川島、脇町、 池田	770-0847	徳島市幸町３丁目54番地	088-622-4131
高松	丸亀、坂出、観音寺、長尾、 土庄	760-0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎	087-861-4121
松山	今治、宇和島、八幡浜、 新居浜、伊予西条、大洲、 伊予三島	790-0808	松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎	089-941-9121
高知	安芸、南国、須崎、中村、 伊野	780-0061	高知市栄田町２丁目２番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-1123

【福岡国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
小倉	門司、若松、八幡、行橋	803-8602	北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331
博多	香椎、福岡、西福岡、直方、飯塚、田川、筑紫、壱岐、厳原	812-8706	福岡市東区馬出１丁目８番１号	092-641-8131
久留米	大牟田、甘木、八女、大川	830-8688	久留米市諏訪野町2401の10	0942-32-4461
佐賀	唐津、鳥栖、伊万里、武雄	840-8611	佐賀市駅前中央３丁目３番20号 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7511
長崎	佐世保、島原、諫早、福江、平戸	850-8678	長崎市松が枝町６番26号	095-822-4231

【熊本国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
熊本西	熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	860-8624	熊本市西区春日２丁目10番１号 熊本地方合同庁舎Ｂ棟	096-355-1181
大分	別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重	870-8616	大分市中島西１丁目１番32号	097-532-4171
宮崎	都城、延岡、日南、小林、高鍋	880-8666	宮崎市広島１丁目10番１号	0985-29-2151
鹿児島	川内、鹿屋、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	890-8691	鹿児島市荒田１丁目24番４号	099-255-8111
大島	－	894-8677	奄美市名瀬長浜町１番１号　名瀬地方合同庁舎	0997-52-4321

【沖縄国税事務所管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
那覇	宮古島、石垣、北那覇、名護、沖縄	900-8543	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎	098-867-3101

○　e-Tax 利用可能手続一覧（申請・届出）酒税関係

（令和５年３月末現在）

手続名	帳票名
酒類製造免許申請	酒類製造免許申請書
	酒母の１仕込製造方法
	__の１仕込製造方法
	__のもろみ１仕込製造方法
	果実酒・甘味果実酒の１仕込製造方法
	ビール・発泡酒の１仕込製造方法
	__の１仕込製造方法(その他の酒類)
	１分界又は１かまの蒸留方法
酒類の販売業免許申請	酒類販売業免許申請書
酒類蔵置場の設置許可申請	酒類蔵置場設置許可申請書
酒類製造業又は販売業の相続申告	【酒類・酒母・もろみ】【製造業・販売業】相続申告書
酒類・酒母・もろみ製造場の移転許可申請	【酒類・酒母・もろみ】製造場移転許可申請書
酒類販売場の移転許可申請	酒類販売場移転許可申請書
酒類・酒母・もろみ製造免許取消申請	【酒類・酒母・もろみ】製造免許取消申請書
酒類販売業・販売代理（媒介）業免許取消申請	酒類販売業・販売代理（媒介）業免許取消申請書
酒類蔵置場の廃止届出	酒類蔵置場廃止届出書
酒税の更正の請求	酒税更正請求書
	酒税更正請求書次葉(総括表)
	酒税更正請求書次葉(その__)（令和４年 12 月 31 日前課税期間終了分）
	酒税更正請求書次葉(その__)（令和４年 12 月 31 日以後課税期間終了分）
被災酒類の確認書交付申請	被災酒類の確認書交付申請書
	被災酒類損失補てん明細書
未納税移出承認申請	未納税移出承認申請書
未納税移入明細書・輸出明細書の提出期限延長の承認申請	未納税移出酒類移入明細書・輸出免税酒類輸出明細書提出期限延長承認申請書
未納税移出・引取・輸出免税酒類の亡失証明書の交付申請	未納税移出・未納税引取・輸出免税酒類亡失証明書交付申請書
未納税移入先承認申請	未納税移入先承認申請書
未納税移入申告書の提出省略承認申請	未納税移入申告書提出省略承認申請書
未納税移入申告	未納税移入申告書
	未納税移出酒類移入明細書
未納税移入先不適用届出	未納税移入先不適用届出書
未納税移入申告書提出省略承認不適用届出	未納税移入申告書提出省略承認不適用届出書

手続名	帳票名
未納税移入明細書・輸出明細書の提出期限延長の届出	未納税移出酒類移入明細書・輸出免税酒類輸出明細書提出期限延長届出書
酒税の納期限延長申請	酒税の納期限延長申請書
保存酒類の変換承認申請	保存酒類変換承認申請書
酒類の保存のためアルコール等を加えることの承認申請	酒類の保存のためアルコール等を加えることの承認申請書
原料用酒類の移出承認申請	原料用酒類移出承認申請書
酒母又はもろみの処分又は移出の承認申請	【酒母・もろみ】【移出・処分】承認申請書
果実酒・甘味果実酒原料用もろみの移出承認申請	__月分果実酒・甘味果実酒原料用もろみの移出承認申請書
	別紙
酒母の移出承認の申請	酒母の移出承認申請書
酒類の製造・移出等承認申請	酒類の製造・移出等承認申請書
販売場を設けていない酒類販売業者の住所移転申告	異動申告書
酒類、酒母、もろみ製造休止(異動)申告	【酒類・酒母・もろみ】【製造・販売業】【休止・開始】(異動)申告書
酒類、酒母、もろみ製造設備申告	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書
	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書付表(液面計又は流量計の明細)
	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書付表(容器の容量の測定事績の明細)
税務署長の命令による酒類、酒母、もろみ製造設備申告	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書
	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書付表(液面計又は流量計の明細)
	【酒類・酒母・もろみ】製造設備(異動)申告書付表(容器の容量の測定事績の明細)
酒類等の製造方法の申告	酒類等の製造方法申告書
	酒母の1仕込製造方法
	__の1仕込製造方法
	__のもろみ1仕込製造方法
	果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法
	ビール・発泡酒の1仕込製造方法
	__の1仕込製造方法(その他の酒類)
	1分界又は1かまの蒸留方法

手続名	帳票名
酒類の製成及び移出の数量等申告	酒類の製成及び移出の数量等申告書
酒類の移出数量明細書の提出	移出数量明細書
酒税に係る異動申告	異動申告書
酒類蔵置所設置・廃止報告	酒類蔵置所設置・廃止報告書
	別紙　蔵置所を設置する/廃止した製造場又は販売場の一覧
販売業の休止又は開始の申告	【酒類・酒母・もろみ】【製造・販売業】【休止・開始】(異動)申告書
酒類、酒母、もろみ亡失・腐敗の届出	【酒類・酒母・もろみ】【亡失・腐敗】届出書
酒類の詰替えの届出	酒類の詰替え届出書
酒類の販売数量等報告	酒類の販売数量等報告書
酒類業組合(連合会、中央会)の協定変更認可の申請	協定変更認可申請書(別紙様式第 9)
酒類の種類の容器への表示方法の届出	表示方法届出書(別紙様式第 11 の 2)
製造場等の所在地を表示する記号の届出	記号表示届出書(別紙様式第 11 の 3)
表示事項の一部省略又は異なる表示をする旨の承認申請	表示事項省略(異なる表示の)承認申請書(別紙様式第 11 の 4)
酒類業組合(連合会、中央会)の解散に関する届出	酒類業組合(連合会、中央会)解散届出書(別紙様式第 13)
酒類業組合(連合会、中央会)の決算関係書類の提出	決算関係書類提出書(別紙様式第 14)
異動事項を記載した書類の提出(酒類業組合員等)	酒類業組合(連合会、中央会)の組合員(会員)名簿異動書(別紙様式第 15)
異動事項を記載した書類の提出(酒類業組合役員等)	酒類業組合(連合会、中央会)役員等異動書(別紙様式第 15 の 2)
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等報告	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書　1 面
	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書　2 面
	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書　3 面
	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書　4 面
中小企業等協同組合の役員変更の届出	中小企業等協同組合役員変更届書
中小企業等協同組合の定款変更認可の申請	中小企業等協同組合定款変更認可申請書
中小企業等協同組合の決算関係書類の提出	中小企業等協同組合決算関係書類提出書
商工組合(連合会)の役員改選の総会招集の承認申請	総会招集承認申請書(様式第 1 の 10)[第 1 条の 10]

手続名	帳票名
未納税引取の証明申請	未納税引取証明申請書
	未納税引取酒類の移入時の容器別明細書(未納税引取証明申請書の付属書)
酒税の申告期限等の延長申請	酒税申告期限等延長申請書
酒税軽減対象製造場の確認事項の変更承認申請	酒税軽減対象製造場の確認事項変更承認申請書
差額課税に係る酒税納税申告書の提出期限延長承認申請	差額課税に係る酒税納税申告書提出期限延長承認申請書
酒類販売管理者の選任（解任）の届出	酒類販売管理者選任（解任）届出書
期限付酒類小売業免許届出	期限付酒類小売業免許届出書
輸出酒類販売場許可申請	輸出酒類販売場許可申請書
輸出酒類販売場廃止届出	輸出酒類販売場廃止届出書
酒類販売【代理業・媒介業】免許申請	酒類販売業【代理業・媒介業】免許申請書
輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出	輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書
輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の変更届出	輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の変更届出書
特例適用混和の開始・休止・終了申告	特例適用混和の開始・休止・終了申告書
酒母等の処分包括承認申請	酒母等の処分包括承認申請書
認定計画特定施設内の場所を既存の製造場と一の清酒の製造場とみなす承認申請	認定計画特定施設内の場所を既存の製造場と一の清酒の製造場とみなす承認申請書
認定計画特定施設内の場所を既存の製造場と一の清酒の製造場とみなす承認失効届出	認定計画特定施設内の場所を既存の製造場と一の清酒の製造場とみなす承認失効届出書
清酒の製造体験の内容及び事業計画の変更届出	清酒の製造体験の内容及び事業計画の変更届出書
酒母・もろみ移動届出	酒母・もろみ移動届出書
酒類製造業又は販売業の事業譲渡申告	【酒類・酒母・もろみ】【製造業・販売業】事業譲渡申告書

○　イメージデータで提出可能な手続一覧（申請・届出）酒税関係

（令和５年３月末現在）

手続名	帳票名
酒類の製造免許が取り消された場合等における必要行為継続申請書	必要行為継続申請書
酒母又はもろみの製造免許が取り消された場合における必要行為継続申請書	必要行為継続申請書
酒類販売業免許が取り消された場合における必要行為継続申請書	必要行為継続申請書
酒類の保存承認申請書	酒類の保存承認申請書
酒母又はもろみの製造免許申請書	【酒母・もろみ】製造免許申請書
戻入れ酒類の廃棄承認申請書	戻入れ酒類の廃棄承認申請書
酒税保税担保分割提供承認申請書	酒税保全担保分割提供承認申請書
酒類の販売先等報告書	酒類の販売先等報告書
酒類業組合の設立の認可	酒類業組合（連合会、中央会）設立認可申請書
合併の認可(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 54 条第 4 項)	酒類業組合（連合会、中央会）合併認可申請書
清算中の総会の招集の承認(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 58 条第 2 項)	酒類業組合（連合会、中央会）少数組合員（会員）総会招集承認申請書
総会の招集の承認(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 34 条第 9 項)	酒類業組合（連合会、中央会）少数組合員（会員）総会招集承認申請書
定款の変更の認可(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 38 条第 3 項)	酒類業組合（連合会、中央会）定款変更認可申請書
協定の設定及び変更の認可(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 43 条第 1 項)	協定設定認可申請書
協定の設定及び変更の届出(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 43 条第 3 項)	協定設定（変更）届出書
協定の廃止の届出(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 46 条第 2 項)	協定廃止届出書
酒類業組合等の成立、解散に関する届出	酒類業組合（連合会、中央会）成立届出書
組合の名称の特例の承認(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 6 条第 4 項)	酒類業組合（連合会、中央会）名称例外承認申請書
組合の地区の特例の承認	酒類業組合特別地区承認申請書

手続名	帳票名
酒造組合の組合員の酒類の品目区分による資格の特例の承認申請	酒類業組合特別地区承認申請書
酒販組合の組合員の業態区分による資格の特例の承認	酒類業組合員資格承認申請書
連続式蒸留機の設置及び拡張の申請	連続式蒸留機の新設(拡張)の承認申請書
粉末酒の数量計算方法の承認申請	粉末酒の数量計算方法承認申請書
粉末酒の数量計算方法の変更届出	粉末酒の数量計算方法変更届出書
酒類の分割保存の承認申請	酒類分割保存承認申請書
酒税の担保の変更承認申請	酒税担保変更承認申請書
酒税の金銭担保の充当申出	酒税金銭担保充当申出書
指定製造場の相続等の届出	指定製造場相続等届出書
手持品課税対象酒類の確認申請	酒税手持品課税対象証明申請書
酒類販売管理研修の講師講習の実施報告	酒類販売管理研修の講師講習実施報告書
酒類販売管理研修講師講習受講者名簿(コア講師講習)の提出	酒類販売管理研修講師講習受講者名簿(コア講師講習)
酒類販売管理研修講師講習受講者名簿(研修講師講習)の提出	酒類販売管理研修講師講習受講者名簿(研修講師講習)
酒類販売管理研修実施計画の提出	酒類販売管理研修実施計画書
酒類販売管理研修の実施報告	酒類販売管理研修実施報告書
酒類販売管理研修受講者名簿の提出	酒類販売管理研修受講者名簿
酒類販売管理研修実施団体の異動報告	酒類販売管理研修実施団体異動報告書
異動申告書(特例適用混和用)	異動申告書(特例適用混和用)
輸出酒類販売場購入物品譲渡(譲受け)承認申請書	輸出酒類販売場購入物品譲渡(譲受け)承認申請書
酒税申告、申請等事務代理人届出書	酒税申告、申請等事務代理人届出書
国税申告手続(酒税の手持品課税)	手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書
酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出	酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書

手続名	帳票名
酒税手持品課税対象証明申請	酒税手持品課税対象証明申請書
戻入れ(移入)酒類の手持品課税済確認申請	戻入れ(移入)酒類の手持品課税済確認申請書
酒類業組合連合会及び中央会の設立の認可	酒類業組合(連合会、中央会)設立認可申請書
合併の認可(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)合併認可申請書
清算中の総会の招集の承認(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)少数組合員(会員)総会招集承認申請書
総会の招集の承認(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)少数組合員(会員)総会招集承認申請書
定款の変更の認可(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)定款変更認可申請書
協定の設定及び変更の認可(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	協定設定認可申請書
協定の設定及び変更の届出(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	協定設定(変更)届出書
協定の廃止の届出(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	協定廃止届出書
特別の区域での連合会の組織の承認	酒造組合連合会(酒販組合連合会)特別地区承認申請書
組合の名称の特例の承認(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 83 条)	酒類業組合(連合会、中央会)名称例外承認申請書
取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(酒税:税務署宛)	取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会
取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(酒税:国税局宛)	取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会
酒類の加工証明申請書	酒類の加工証明申請書
酒類の加工証明申請書(別紙)	酒類の加工証明申請書
ビール等・ウイスキー原料用麦芽関税割当申請限度内示書交付申請	ビール等ウイスキー原料用麦芽関税割当申請限度内示書交付申請書
エチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書交付申請	エチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書交付申請書
容器包装多量利用事業者における定期報告	定期報告書
自主回収認定における申請	自主回収認定申請書

手続名	帳票名
自主回収認定における定期報告	自主回収状況報告書
証明書交付申請	証明書交付申請書
税率の特例適用に係る製造場の選択届出	税率の特例適用に係る製造場の選択届出書
酒類製造・販売業免許の期限延長・条件緩和・解除申出書	酒類製造・販売業免許の期限延長・条件緩和・解除申出書
届出による期限付酒類小売業免許期限延長申出書	届出による期限付酒類小売業免許期限延長申出書
届出による期限付酒類小売業免許取消届出書	届出による期限付酒類小売業免許取消届出書
酒類蔵置場の期限延長・条件緩和申出書	酒類蔵置場の期限延長・条件緩和申出書
陳述書	陳述書
聴聞関係文書等閲覧請求書	聴聞関係文書等閲覧請求書
聴聞期日・場所変更申出書	聴聞期日・場所変更申出書
代理人資格証明書	代理人資格証明書
代理人資格喪失届出書	代理人資格喪失届出書
参加人許可申請書	参加人許可申請書
補佐人出頭許可申請書	補佐人出頭許可申請書
酒類保存命令申請書	酒類保存命令申請書
酒類保存証書	酒類保存証書
酒税担保提供先指示請求書	酒税担保提供先指示請求書
酒税担保提供書	酒税担保提供書
未納税引取場所適格証明申請書	未納税引取場所適格証明申請書
令和　酒造年度　清酒製造状況等申告書(試験醸造分)	令和酒造年度清酒製造状況等申告書(試験醸造分)
試験醸造清酒の評価等申告書	試験醸造清酒の評価等申告書
差額課税申告に係る納税申告の特例承認申請書	差額課税申告に係る申告期限の特例承認申請書

手続名	帳票名
差額課税申告に係る申告期限の特例適用廃止届出書	差額課税申告に係る申告期限の特例適用廃止届出書
差額課税申告に係るみなし納税地変更承認申請書	差額課税申告に係るみなし納税地変更承認申請書
地理的表示の指定に係る申立書	地理的表示の指定に係る申立書
地理的表示の指定の変更に係る申立書	地理的表示の指定の変更に係る申立書
地理的表示の指定の取消しに係る申立書	地理的表示の指定の取消しに係る申立書
地理的表示の保護をしないことを求める申立書	地理的表示の保護をしないことを求める申立書
地理的表示の保護を求める申立書	地理的表示の保護を求める申立書

e-Tax で利用できる酒税関係の手続について



イータ君

○　酒類製造業者の方が利用できる主な手続

- 酒税の納税申告及び納付
- 酒類の製成及び移出の数量等申告
- 酒類の移出数量明細書の提出
- 酒類等の亡失・腐敗の届出　など

○　酒類販売業者の方が利用できる主な手続

- 酒類の販売数量等報告
- 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等報告
- 酒類販売管理者の選任（解任）の届出
- 酒類蔵置所設置・廃止報告　など

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp

イータックス　検　索

事前準備、送信方法、エラー解消など作成コーナーの使い方に関するお問合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901（e-コクゼイ）

受付時間：平　日　９時～１７時
（年末年始を除きます。）

マイナンバーカードをご利用になる場合の IC カードリーダライタの設定などに関するお問合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178（マイナンバー）

（音声ガイダンスに従って１番を選択してください。）

受付時間：平　日　９時３０分～２０時
土日祝　９時３０分～１７時３０分
（年末年始を除きます。）

※　e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

税務署へご提出いただく申告書や申請書等については、原則として、個人番号又は法人番号の記載が必要です。個人番号を記載した申告書等を書面で提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要ですが、e-Taxを利用して送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です。国税に関するマイナンバー制度の詳しい情報は、国税庁（www.nta.go.jp）のトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をクリックして、ご覧ください。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

この冊子は、国税庁のホームページ
「お酒に関する情報」のコーナーでご覧いただけます。
URL https://www.nta.go.jp/

酒税等に関する御質問は最寄りの国税局・税務署へ。

また、この冊子をご覧になってお気付きの点、御意見等がございましたら、国税庁のホームページの「ご意見・ご要望」欄からメールで、若しくは、下記の連絡先宛に郵送で、御意見をお寄せください。

〈連絡先〉
〒100－8978　東京都千代田区霞が関３－１－１
国税庁課税部酒税課

――― この社会あなたの税がいきている ―――

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。